第12回長野県治水・利水ダム等検討委員会

開催日時 平成14年5月17日(金)午前10時から午後5時40分まで

開催場所 長野バスターミナル会館

出席委員 宮地委員長以下 15名全員出席

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、只今から第12回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催 致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、ご挨拶申し上げます。委員の皆さん方、ご多忙のところ毎回ご出席頂きまして、ありがとうございます。前回の委員会におきましては、現在審議中の3部会の審議材料となるワーキンググループから、いろいろご報告を頂きました。浅川、砥川の流域の答申に関する審議に先立って、また財政ワーキンググループからのまったく新しいご報告がございました。今回の委員会では、前回の委員会に引き続きまして、浅川、砥川流域の答申の方向を審議して参りたいと考えております。委員の皆さん方から頂いた答申作成に向けての論点の中から、まだ論議をしていない論点がいろいろございますので、それを中心にご討議をしまして、具体的な答申の起草について考えて参りたいと思っております。それから、本日の委員会から新たに県議会議員の風間辰一委員が審議に加わって頂くことになりました。後程、ご紹介をして頂くことになると思います。大変、慌ただしい日程ではございますけれども、だんだん5月も半ばになりましたので、答申に向けての大詰めの審議となって参ります。今までにも増して、ひとつ建設的なご審議をお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。ここで新任の風間辰一氏をご紹介させて頂きたいと思います。恐縮ですが、自己紹介、よろしくお願いしたいと思いますが。

風間委員

ご紹介賜りました県議会の風間辰一でございます。先程でございますけれども、8時50分に知事室におきまして、この長野県治水・利水ダム等検討委員会のメンバーに、委員として、知事から任命を頂いたところでございます。今回、議会のいろいろな事情により、私、選任されるという形になった訳でございますが、勿論、議会人と致しましても、この論議に加わる価値というのは、非常に高いというふうに思ってはおりますが、それでは、以前に一般市民、一般県民、そういう視点から、この論議の中に加わりをさせて頂きまして、なるべく県民、市民の皆さん方に分かるような議論の過程をお見せできるように、私も鋭意努力をしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをして、一言ご挨拶に替えさせて頂きます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員ですが、15名13名でごさいます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお松岡委員さんにおかれましては、午後からお見えになるという連絡を頂いております。では、議事に入る前に、資料の確認をさせて頂きます。お手元の資料でまず次第です。右肩に資料1の1、長野市からの資料でございます。それから、資料1の2、石坂委員からのご質問の回答です。それから大熊委員からのご質問の回答です。それから大熊委員からのご質問の回答です。それから資料3の1、環境調査の概要ということ

で、浅川ダムの関係でございます。資料3の2も同じく下諏訪ダムの関係でございます。 それから、資料3の3、これは下諏訪ダムの環境景観検討委員会という資料です。それ から資料4ですが、新和田トンネル湧水について。それから資料5、横河川からの取水 について。それから、資料6の1、国土交通省への質問事項です。資料6の2、それに 対する回答ということでございます。それから、資料7です。宮地委員長のご意見に対 する河川課からの資料です。それから資料8が、委員長宛ての長先生の意見書です。そ れから資料9です。五十嵐委員からの意見書です。以上でございますが、ご確認をお願 いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議事の方、よろしくをお願いし たいと思います。

宮地委員長

はい、それでは、お配りする資料は後程また追加をする準備をしておりますので、その時にはまた再度申し上げるつもりでおります。それでは、最初に本日の議事録の署名人を指名致します。今回は松岡委員がお見えにならんのですが、よろしいですか、午後だけでも。午前中でもお出でにならん方に署名人をお願いして良いんだろうか。では、順番から行きますと、松岡委員が入るんですが、午前中お見えになりませんので、松島(貞)委員と松島(信)委員、お2人にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。お願い致します。それでは、まず3つの部会がそれぞれ開かれておりますので、その3つの部会の状況報告をお願い致したいと思います。3つ順番にやって参ります。黒沢川の高橋部会長、よろしくお願い致します。

高橋委員

はい、それでは、第2回の黒沢部会のご報告を申し上げます。5月14日の火曜日で ございますけれども、南安曇郡の合庁で午後1時から5時まで実施を致しました。主な 内容でございますけれども、第1回での黒沢川の流域の概要、また現地視察行っており ますので、これらの結果を踏まえまして、それに対する質疑を行っております。次に黒 沢川流域の論点について、検討委員会での論点、案を基に各委員からご意見をお聞きし ました。そして、部会としての論点を整理致しました。また利水ワーキンググループか らの報告について、浜座長に代わりまして、私の方から報告し、またコンサルからの詳 細な説明を頂きました。利水に対する課題でございますけれども、水道水源については、 新たに確保する必要があるということを確認を致しました。その対策と致しまして、地 下水、農業用水からの転換、多目的ダム、利水ダム、溜め池等に加えまして、砂防ダム の活用について問題提起されましたので、これを検討することを確認致しました。中で も特に水利権の問題が論議されましたけれども、私もこの委員会に論点としてご提案申 し上げてありますけれども、水利権の見直しの更改ということは今後、主な課題になる かと思います。それから、第1回部会で請求されました資料について、幹事から説明が ありました。次回は、5月31日の午前10時から午後5時まで南安曇郡の合庁で開催 することを確認致しました。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。ご質問等、3部会まとめてお願いしたいと思いますので、 先に、郷士沢川の竹内部会長、お願い致します。

竹内委員

それでは、私の方から郷土沢川部会、第2回の報告をさせて頂きます。5月10日午後1時から午後5時まで、11日午前9時30分から午後3時まで、第2回の部会を開催致しました。内容につきましては、第1回の時に各委員から出されました質問等につ

いて回答、討議ということで、質疑が行われました。それから、郷士沢川の基本高水について、基本高水ワーキンググループや幹事の皆さんから報告を頂き、討議を致しました。流域の森林について、森林ワーキンググループからの報告と討議を致しました。決定事項と致しまして、次回の部会までに今まで出されている論点以外に新たに加えて欲しい論点について各委員が提案を頂くということになりました。第3回については5月24日、第4回を6月6日、第5回を6月18日に開催をする予定でおります。次回は利水ワーキンググループからご報告を頂き、部会としての論点整理を行う予定にしております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、上川の浜部会長、お願い致します。

浜委員

それでは、上川の部会について報告致します。第2回の部会は5月10日午前10時 から午後5時まで、諏訪市の市役所の講堂で行いました。主な内容と致しましては、今 後の部会の審議の方向性についてですが、ここで3点の確認を頂きました。まず1点は 部会の報告の時期ですが、これを8月の末を目標にまとめていくということを再度、こ こで確認をさせて頂いた訳です。2点目と致しまして、民間開発会社の開発問題と豊平 地区のほ場整備の問題、これは上川の治水の議論と切り離して考えていくということ確 認致しました。3番目と致しまして、部会のあるべき姿、方向性ということでなります が、部会の位置付けと致しまして、広く住民の方の意見を聞いて、それを委員会に挙げ ていくべきなのか、或いはそれを踏まえて、代替案まで踏み込む方が良いのか、という 議論を致しまして、一応、第2回の時点ではダムによらない治水の在り方というものを まず優先をして、代替案を作っていこうということに確認を致しましたけれども、今後 の方向性の中で、砥川、或いは浅川の部会の状況下などを踏まえる中で、代替案を実際 に出していけるのかどうかということは、今後の議論になろうかというふうに思ってお ります。それから、第1回で出されました質問等につきましての報告、質疑があった訳 です。更に森林ワーキンググループにつきまして、植木座長の方からワーキンググルー プの報告、及び質疑がございました。利水の状況につきましては、上川の場合は農業用 の利水の問題についてでございますが、利水ワーキンググループの方から説明を致しま した。次回は5月29日、午前10時から午後5時まで、茅野市役所におきまして開催 をする予定でおりますが、基本高水の問題、これを中心に討議をする予定でございます。 以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは、今3つの部会について補足とか、ご意見、ご質問で結構ですが、どうぞ。

五十嵐委員

3部会に対して、少し要望がございます。それは浅川と砥川について既に両部会の報告を受けているんですけれども、最終答申をそろそろ考える中で、部会の報告の中で非常に不十分であったというところがいくつかございます。例えば、環境という問題で言いますと、浅川も砥川も、勿論、発言が出ていることは知っていますけれども、詳細に検討したということは余り見受けられませんでした。或いは、財政の効果について、これを部会で検討したということもありませんでした。更には費用対効果費などについても、浅川、砥川部会はほとんどやっておりません。そういうことあとで検討委員会でやり直しますと、部会との関係も極めて不明確になりますし、住民がそれぞれ意見を言う

に当たっても、そういうことが判断材料になって意見を言うのと、言わないのでは大分 違うというふうに感じます。それが第1点ですね。とりわけ、代替案という、既にダム があることが前提になって、ものが出発するんですけれども、代替案について非常に不 明確ですと、財政上も何回も手戻りが生じておりますので、代替案を明確にした上で、 いろいろなことを部会報告で挙がってくると、検討委員会としても処理し易いというこ とです。改めて、環境、財政、それから費用対効果などについて、部会でもちゃんと審 議できるような資料を既に出して、そこで少し揉んで頂いて、検討委員会に出してもら うと検討委員会でも処理し易いだろうというのが、第1点です。第2点は、今日も後で 国土交通省の見解が発表されますけれども、こういう公式な見解なども後でどんどん出 てくるのではなくても、始めから、住民の方に出されていて、それに対する批判や或い は、賛同意見等があってですね、そういうことについても住民の意見が聞けたらなお良 いと思いますので、いわば公式的な見解などについても、できれば部会の方に早く出し て頂いて、それも検討材料にしてもって頂けると、検討委員会で後で処理し易いんでは ないかというふうに思います。それで最初、検討委員会と部会との関係を考える際に、 検討委員会で論点というものを整理しまして、それに基づいて、部会開かれている訳で すけれども、一応こういうこともちょっと論点の中に触れられていたと思うんですけど、 事実上、それが具体的に示されなかったので、改めて見直して、今言ったようなことが なければ、新たに加えて頂いて、部会で審議して頂ければ有り難いということです。以 上です。

宮地委員長

はい、今の話し、いろいろ部会をやってみました教訓も入っていると思いますが、いかがでございましょう。3部会の部会長さんは、そのことを頭に入れて、ひとつ、ご審議を頂きたいということでございますが、よろしゅうございましょうか。その他に何かございましょうか。ございませんようでしたら、部会の報告はこれで終了致します。ありがとうございました。それでは、いろいろ今日は報告がたくさん並んでおりますが、まず第1に、国土交通省へ質問を出しましたが、これに対するご返事をひとつ披露して頂きたいと思います。お願い致します。事務局がやって頂けますか。資料6の1に、国土交通省への質問事項、6の2に、それに対する返答がございますが、ご覧頂けますでしょうか。お願い致します。

事務局(治水・利水検討室)

事務局から、昨日5月16日に国土交通省へ伺いまして、前回の委員会で出た質問に対する回答を頂いて参りました。資料にある通りなんですが、読み上げさせて頂きます。国土交通省への質問事項について。資料6の1にあります質問をまず読み上げさせて頂きます。国土交通省への質問事項、平成14年5月9日。1、基本高水流量が基準通りに設定されているにも関わらず、ダムを中止するのはなぜか。大熊委員資料別紙3。これ前回の資料です。社会的条件によりダムを中止してもいいのか。この条件を地域毎に考えることはできないか、という質問が五十嵐委員から出ております。2、吉野川河口堰は住民、知事、市長が反対し、条件が揃っているのに、なぜ事業を中止にできないのか。同じく五十嵐委員からの質問です。3、上記ダムを中止した河川において、災害が発生した時には、全て損害賠償責任が河川管理者にあるのか。大熊委員資料別紙3、五十嵐委員からの質問です。4、2000年のダム見直しによって、多くのダムが中止されたが、それにともなって、従来の治水計画を変更しなければならないと考えるが、その変更に対する基本的方針を明らかにして欲しい。大熊委員からの質問です。5、下諏訪ダムと同程度以上の熱水変質脈が集中したダム岩盤にダムを造った事例の岩盤地質、同断面等の具体的資料を提示願いたい。松島(信)委員からの質問です。6、国土交通省

は千曲川上流ダムを事実上白紙に戻したが、基本高水1000m3/秒のダムに代わる 代替案も住民には示されていない。浅川の治水対策を考える上でも立ヶ花の狭窄部の問 題や、千曲川増水時に水門を閉めなければならない構造的な問題もあり、千曲川の上流 から下流までのトータルでの治水対策が検討されるべきだと思う。この立場から今回の 千曲川上流ダムの白紙問題を基本高水の見直しとの関係で、どう考えたら良いのか、お 伺いしたい。石坂委員からの質問です。7、河川管理者の損害賠償責任の問題は、河川 整備計画が国の認可を得て、従来の国基準を満たしている場合でも、河川管理や、改修 の在り方、ダムの操作などが原因で災害による被害が住民に及んだ場合は免れないもの と考えるがいかがか。その場合、基準そのものの見直しも検討するべきではないか。石 坂委員からの質問です。これに対する回答と致しまして、国土交通省への質問事項につ いて、1、今回のご質問の内、浅川や砥川に関する基本高水に関連すると思われるもの については、次の通りです。治水計画で目標とする安全の水準は河川の重要度、即ち、 計画の対象となる地域の社会、経済的重要性、想定される被害の質、量や既往洪水によ る被害の実態などを考慮して決定される性格のものであって、個別のダム事業の見直し が直ちに治水計画で目標とする安全の水準を変えるという性格のものではありません。 目標とする安全の水準を確保する為の具体的な手段には様々なものがあり、例えば、あ る具体のダム計画が見直しとなったとしても他の手段を検討すること等によって、対応 することが基本的な考え方です。2、なお、熱水変質脈が集中した岩盤上にダムを建設 した例として、新潟県の久知川ダムがあります。長野県の方に工事記録を渡してありま すので、参照して下さい。その後に、久知川ダム工事記録として資料を付けてあります。 以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

五十嵐委員

ここにまず国土交通省河川局という名前があるんですけど、担当者はどなたなんでしょうか。これ分かりましたら、まず教えて下さい。前回の回答者はどなたなんでしょうか。名前を教えて下さい。いくつか質問させて下さい。全部、名前を公表して下さい。前回のものと今回のもの。

宮地委員長お分かりですか。

事務局(治水・利水検討室)

前回も今回もお答え頂いたのは国土交通省河川局治水課の田村専門官です。

五十嵐委員

そちらの方は国土交通省河川局の正式な回答、局長の回答と見てよろしいんですか。 或いは、個人の回答なんですか。

事務局(治水・利水検討室) 正式な回答と伺っております。

五十嵐委員

国土交通省全体、河川局を代表した責任ある回答と見てよろしいんですね。

事務局(治水・利水検討室) 河川局の意見として伺って参りました。

万十嵐委員

いいんですか。専門家の意見ではないんですね。河川局としての公式見解ですね。

事務局(治水・利水検討室) その通りです。

五十嵐委員

この会場に河川局の方はいらっしゃるんでしょうか。国土交通省の方は。

事務局(治水・利水検討室) 今日は見えておりません。

五十嵐委員

改めてそちらにお伺いします。前回の竹内委員に対する回答書と今回の回答書を比べてもらいますと、はっきりすることがあります。ひとつはまったく答えない。こちらの意見に対してまったく答えないというのがございます。例えば、前回の竹内委員に対する回答では災害が起きた場合の責任者は誰かというものに対して答えておりました。こちらの方は具体的に状況設定しまして、こういう場合でも損害を賠償する義務があるのかというようなことを質問しておりますけれども、これについては答えがありません。それから、今回の1、基本高水に関して、変更した場合に、変更についてどういうふうに見るのかという私の質問に対して、この回答は何を言っているのかまったく分かりません。それが2番です。3番目は、これは前回の見解と変えたのでしょうか、変えないのでしょうか、ということもよく分かりません。つまり、明らかに、前回の竹内委員に対する回答と今回の回答はまったく違っていると、私は思います。こちらの質問に対してまったく答えているとは思いません。改めて、これは恐らく答申を書く上で最大の論点でもありますので、この委員会で、或いは、知事の名前で国土交通省の局長さんをここに呼んで頂いて、こちらの質問に対して、答えてくれるよう、要望致します。そうでなければ答申は書けないと、私は思っています。

宮地委員長はい、どうぞ。

石坂委員

私も2項目ほど質問させて頂きましたので、質問した立場で、意見と質問をさせて頂きたいと思いますが、前回も今回も県の職員の方が直接出向いて、手渡して頂いて来ていると思いますので、その方及び責任ある方にお答え頂きたいと思いますが、今五十嵐委員の意見とまったく同じ部分ですけれども、特に私が2番目にお聞きしました災害が国基準を満たした計画であっても、被害が及んだ場合の責任についてお聞きしているにも関わらず、この件につきましては、一切お答えがありません。基準の見直しのことについても、お答えがありません。その国土交通省の不誠実な態度については、また然るべき方法で、またお尋ねしていきたいと思いますけれども、最低限の質問者が質問したことに答えないという回答を黙って頂いてきた、その見解について、頂いてきた方及び責任ある方に、それで良いと思ってお帰りになったのか、一言もそれに対して、疑問を持たなかったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

宮地委員長

ご返事を頂けますでしょうか。はい、どうぞ。

大口河川課長

昨日、お話しの通り、行った訳ですけれども、国土交通省からの回答については、この返事しか頂けませんでした。そういう中で、石坂委員のご質問7番について、お聞きしても、国で答えている1番のことだけですよという話しでございまして、6番につきましては、先般、2月27日の国への陳情の中で白紙という話しが出た訳ですけれども、衆議院の決算行政監視委員会のホームページを開いてくれということで、今年の3月26日のホームページに山口わか子委員さんの質問に対する回答が出ておりますので、それを参考にしてくれということは言われました。

石坂委員

私のお聞きしていますのは、その時に、今、課長さんのお答えですので、課長さんは それで良しとしてきたのか、質問に答えて頂けないということについて、どのように、 そうおっしゃった国土交通省の方にご意見を言ったのか、言わずに黙って帰ってきたの か、そのことをお伺いしております。

宮地委員長

はい。

大口河川課長

これだけですという話しなので、それについては、引き下がって回答を頂いて参ったということであります。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

納得していませんけれども、引き下がったという以前に回答していないということに対して、きつい言葉で言えば、抗議、詰問をしたのかどうかと、最低限のことだと思うんです。回答が良い、悪いという問題ではなくて、答えないという問題について、こんなことでは議論は進まない訳ですよね。しかも、前回の竹内委員のご質問には、かなり事細かに、国賠法上の責任があるという、かなり厳しいご回答を、かなり具体的にしているにも関わらず、それとの関わりでこちらがお聞きしていることに関して、答えないという、私はそういう不誠実な態度について、そういうベースの上で議論を進めよと言っても無理だということを、これは意見ですので、申し上げたいと思います。これ以上言っても平行線ですので、以上、終わります。

宮地委員長

いかがでございましょう。なかなか、このご返事が、ほとんど答えていないと。

五十嵐委員

やはり、今、世の中全体で官僚というのはうんと悪いと言われているでしょう。こういうことに現れていると私は思うんです。長野県民は、これ絶対に納得しないと思います。なぜかと言いますと、国土交通省の見解は少なくとも県土木部或いは、ダム推進派

の金科玉条になっている訳でしょう。なぜダムが必要かについて、少なくともダム推進派が具体的に説明したことはない。国土交通省が必要であるから、或いは、県当局が従っているから、というのが絶対の前提なんです。その絶対の前提について、いわばダム推進派と目される質問に対してはかなり答える。しかも、徹底的にダム反対派がいけないというような形で答える。こちらの方が聞くとまったく答えない。ですから、マスコミの方も両方の見解を載せて、これは国土交通省で、しかも長野県土木部が金科玉条、本家本元、こういうことですよ、ということを説明して欲しいんですよ。この点について、是非、検討委員会でもずっと後7つのダムにも影響しますので、これうやむやにしないで決着を付けて頂きたいと思います。とにかくここに呼んで頂きたいと思います。知事さんからも要請して下さい。

宮地委員長

いかがでございましょう。前の回答と態度が違うというのがひとつの見方でございますけれども、とにかく、私どもが前回、ご質問したことにほとんど答えていないということは、事実でございますので、やはり、再度もう一遍、質問をし直すことは最低必要ではないかと、私思っておりますが、どんなことでございましょう。皆さん方いかがでございますか。

五十嵐委員

質問しても答えないでしょう。ここに呼んで下さいよ。恐らく大口課長いくら言ったって答えないんだと思いますよ。だから、この検討委員会の名前で呼ぶか。或いは、知事の名前で呼ぶか。それで拒否するなら拒否するではっきりさせた上で審議を進めて欲しいということです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

質問の中身とか、お答えがどうこうという問題以前に、最低常識問題だと思うんですよね。お答えについて、私どもが納得するとか、賛成できないとか、そういう問題と全然別な訳です。答えないということについて、もし、こういう態度を国土交通省がおとりになり続け、また県の幹事会、土木部の皆さんも、それを認めざるを得ないということであれば、逆に、前回多少論議になりましたけれども、基準の問題とか、それに関わる責任問題とか、それはこの委員会で議論できないということになりますので、これからのダム計画に関わらず、公共事業全体の基準をどう考えていくのか、それに関わって、住民の安全を守れるか、守れないかという責任問題をどうするのか、その1番大事な問題が議論できないことになりますので、お答えを頂けないということについての態度を改めて頂くということに関して、私は今の意見に賛成なんですけれども、これは最低常識問題と、そういうことで対応をお願いしたいと思います。

宮地委員長

いかがでしょうか。

五十嵐委員

竹内委員、意見を言って下さいよ。こういうことに関して。あなたはたくさんの回答もらっているんですから。

竹内委員

五十嵐委員の言われる、いわゆる私が質問したことに対して誠実に答えているとか、 推進派がどうのとか、そういう表現ではなくて、申し上げたいと思うんですけれども、 国土交通省の見解がよりどころとして、ものを申しているということではなくて、基本 的に、これはひとつの参考で、判断をさせて頂きたいということで質問書を出した訳で すよ。そこは誤解のないようにものを言って頂きたいと、いずれにしても、やはり、私 も極めて今回の回答については抽象的であるということについては、それはその通りだ と思います。基本的に答えられないことは答えられない、なぜ答えられないかというこ とだと思うんですよね。それは説明責任というものは、当然国にも質問出してはあるで しょう、という意味ではそんなに認識がとれているということではない。

宮地委員長はい、どうぞ。

宮澤委員

この前の第11回目の資料どなたが質問したかは、私はそういうことは全然問題なく して、長野県土木部から国土交通省に行ったんですから、どなたが質問したからどうの こうのと言ったことをここで議論することは非常に問題が違うのではないかなと、こう いうふうにまず思います。国が1度回答を出したものは、私はそんなにくりくり変わる べきものではないと思います。前回11回目の治水・利水検討委員会の資料に出された 見解は、当然国土交通省の正式見解であると。賠償責任とか、先程7番の石坂委員の問 題等につきましては、これは裁判で現在行われている事例があると思うんですね。 こう いう問題点がある場合については、これは法の判断に委ねるところであって、この問題 を国がどうのこうのというべき問題の状況なのだろうかと、こういうこともこの質問の 中から、私自身としても受け取るところであります。ですので、私は国土交通省の意見 は前回の意見も今回の意見も同じ意見である。同じように受け取ればいいと、こういう ふうに考えております。ですから、前回のこの質問は当然国土交通省の意見であるし、 今回特に賠償問題、それから管理問題等々、その問題のことにつきましてのご回答はそ ういう配慮もあるんではないだろうか。もし答え込んでなかったところがあったならば、 私はお呼びになられるのも結構でございますし、それぞれ対応すべきである。ここで、 そういふうな判断があって、反対、賛成だということではなくて、そういうふうな判断 をして頂きたいと思うんです。私、砥川部会の方では現に国土交通省から4名の方がお 越しになられて正式なご回答を頂いております。それを私ども砥川部会はそれなりきに 尊重致しまして、部会報告の中にも挙げてございます。それを検討委員会でどう取るか ということは、もっと具体的に個々の問題に触れて頂いておりますので、このことにつ いては、国土交通省のご意見は砥川については頂いていると、こういうふうに私は考え ております。

宮地委員長はい、どうぞ。

石坂委員

そういうことを言っているのでなくて、聞いたことを答えて下さいと言っている訳で、 裁判係争中であって答えられないという理由であれば、そういうふうにお答え頂けば良い訳で、宮澤委員に聞いている訳ではないんです。国土交通省に聞いていますので、国 土交通省からお答えをもらって頂きたいということに関しては了解頂けるんではない ですか。国土交通省が答えていないということに関して、きちんと答えて頂きたいとい うことを私達は言っているだけです。

宮地委員長

どうでしょう。私もお答え頂いていない部分も確かにあると思います。それをどう判断するかというのはこの委員会の考え方であろうと思いますので、やはり、再度国土交通省にもう1遍、ご質問をして、ここに是非お答えを頂きたい、そういうことをお願いした方が良いと思うんですが。その上で、お答え頂けないならば、頂けないで、私どもがその問題について、考えれば良い、そう思っておりますが、いかかでしょうか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

もうひとつ併せて、お願いしたいことがございます。それは今まで今日もそうでありますけれども、長野県土木部がしばしばこの委員会で検討結果を発表しております。基本高水についても仮に事故が発生した場合の損害賠償責任についても、国土交通省と同じ見解とずっと理解して参りました。それで改めて県土木部の方に対しても、ここに書いてあります国土交通省への質問事項をもう1度こちらに出しまして、同じように県土木部として、こちらの質問に対して答えて頂きたい、そういうことです。その際は、この国土交通省のいわば、何と言うのか、この不誠実なものでなくて、誠実にまともにこの論点に対して県土木部の見解を答えて下さい。そういうことです。

宮地委員長

いかがでございましょう。はい、藤原委員、どうぞ。

藤原委員

今までの議論で出てきているのはもっともなことだと思いますし、この7つの質問の中で具体的な話しというのは、松島(信)委員の質問に対するだけで、後についてはほとんど答えていないというふうな感じがしますので、これについて、やはり、きちんと対応してもらうというのは必要だろうと思います。ただ、1番の終わりのところの2行ですね。「例えば、ある具体のダム計画が見直しになったとしても他の手段を検討すること等によって対応することが基本的な考え方です」と、まさに検討委員会の方向を基本的な考え方として指示しているというふうに読めますので、そういう意味ではダム計画を見直しにした場合に、他の手段を検討することなどによって対応すれば、これは十分であるというふうに読めるので、都合の良いところだけ取って申し訳ないんですけど、そういうふうにも取れると言えば、内容はともかくとして、基本的な考え方としては理解できるというふうに思います。

五十嵐委員

そう取って良いのかどうかというのがまた問題なんです。それを聞きたいんです。

宮地委員長

いずれにしても、はい、松島(貞)委員、どうぞ。

松島(貞)委員

理解をしている委員が多いと思っておりますが、私の意見だけ。自民党の亀井委員会といいますが、亀井さんが中心となって中止したことがありますが、要するに政治の決定の場合に、政治の決定の権限と官僚の権限はかなり違う訳であって、政治の力でダムが中止されたのをどう説明するかという時に官僚が説明できないケースがあるという

ふうに思っています。従って、政治の判断と事務レベルの判断で、事務レベルが答えられないことは、あるということは理解をしておいた方が良いというふうに思います。

五十嵐委員

全然違います。それはまったく違います。亀井さんの公共事業の改革が行われましたけれども、200いくつのダムを含めた事業を中止されました。政治もありますけれども、それ以前に基準があるんですね。例えば、計画されて以来、5年以内に着手されていないものという基準があります。これは橋本総理大臣の命令がありまして、建設省もそれを聞きまして、建設省の要綱の中に、5年以内に計画されていない場合は、事業を見直すということ、自分自身が決めているんです。それを見直さないものだから、政治家が動いた時に、その基準に基づいて、改めて見直してやったんです。この間の事業の中止については、全部、国土交通省、そういうひとつの基準に基づいてやっています。それがひとつです。2番目は、全てその事業については、公共事業再評価委員会というところの機関を通しまして、ゴーかノーかのサインを決めています。5年以内に着手されていないものでも、なお事業続行するというものもありますし、続行しないものもあります。その公共事業再評価委員会というのは、長野県にもありますけれども、それは正式な機構です。それを経由しています。単純に政治が官僚の論理と官僚のシステムをまったく無視してやった訳ではまったくないんです。そういうことです。

松島(貞)委員

まったく無視ではなくて、例えば、橋本さんの指示だったとかということがあって、 政治の力の方が大きいということは理解しておいた方が良いのではないかということ を思っています。

五十嵐委員

どっちが大きいか分かりませんよ、全然。

松島(貞)委員

私はそう思っています。

宮地委員長

いかがでございましょう。いずれにしても、私、どなたがこの質問を持って行って、どういう態度でやってきたかということよりも、やはり国土交通省がどういう返事をして頂けるか、ということだろうと思います。ですから、やはり、再度、このご質問を出して、それに対するご返事を頂きたい。お願いする。その返事を見て、いつまでも続ける訳にはいかんと思うんですが、だから、ご回答頂けないところは頂けない。竹内委員のご質問に対するものも併せて、私どもはその後の対応を考えたら良いと、こう思いますが、いかがでございましょうか。

五十嵐委員

多分、回答しないと、同じだと思うんです。その時どうするか、決めといて下さい。 ここに呼ぶように言って下さい。それでも来ないんなら、なぜ来ないかだけはっきり聞 いて来て下さいよ。

宮地委員長

来てご説明を頂きたいということをお願いしをして、お出で頂けないのなら、どういう格好でご返事を頂くか、それはその対応だろうと私思いますが、いかがでございまし

ょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

宮澤委員

これから答申を書く中で、それは大きな問題だというふうに五十嵐委員が言われた通りだと、私は思うんです。そうするとその問題がクリアされないと、なかなか前に進まない。それと答申はあくまでも浅川と砥川の答申でございます。そこのところのこともよくよくご理解をした上で、全体の問題での答申ではない訳で、浅川と砥川に対する答申を今回、知事に5月の末までに出すと、ここのところだけはもう1回よく確認して頂いて、とかくダム論議になってしまったり、脱ダム論議になってしまっているところが非常にありますので、部会の13回のことを含めまして、問題は背景はあります、背景は全部に掛かりますけれども、それも当然なことでありますけれども、問題の答申書はあくまでも砥川と浅川の問題についての答申書でございますので、ここだけはもう1回よく確認しておいて頂きたいと思います。勿論、経過は分かります。

五十嵐委員

これについても、この間の国土交通省の見解は2つあるんです。大きく言って。浅川と砥川について両方とも、県が設定しているあの基本高水は正しいということがひとつです。つまり、大熊委員やその他、住民が出している基本高水は間違っていると言っているんですよ。具体的に浅川、砥川の問題なんです。2番目に損害賠償の義務が発生するかどうかについても、まさに財政ワーキンググループで問題があった通り、代替案を取るか、ダム案を取るかというのは非常に大きな要素なんです。これについて言いますと、少なくとも、もし基本高水を下げたら長野県知事、田中さんが責任を取らなければいけないということを、具体的に国土交通省が言っている訳です。言っていますよね。だから、抽象的、一般的ダム論をやるのではなくて、浅川、砥川そのものの問題なんです。それを聞いている訳です。

宮澤委員

今、まさしく五十嵐委員と同じ認識で私もおりますし、どうかそのような認識で進めて頂きたいと思うんです。つまり国土交通省は、もう既に、私具体的に申し上げますけれども、280、それから昭和51年の河川砂防技術基準(案)に基づく算出方式、それを合理式と比流量で計算する方式が、これが今の方式だということを明確に言っている訳ですね。明確に言っている訳ですよ。それで他のもののことについての今の段階は決定の材料にならないと、いうことを明確に言っている訳ですよ。そこのところをもう1回よく理解した上で審議をして頂きたい、そういうふうに思うんです。ですから、今、五十嵐委員がおっしゃられたように、あえて私も部会でもって、具体的に言います。私も320という砥川の場合につきましては、そういう数字も出たにも関わらず、280、それから、算出方法については妥当であると、こういう方式を頂いております。宮地委員長から出された基本高水の出し方、等々の問題につきましても、これは国土交通省が昭和51年の河川砂防技術基準(案)に基づく方式の方向とは若干違うと、こういうことは具体的に国土交通省ははっきりと申しているということだけ、もう1回ご認識して頂いた上で、話しを進めていかないと、まだ国土交通省、曖昧だということでなくて、私どもははっきり聞いているということだけ申し上げておきます。

宮地委員長

おっしゃっることは理解できますが、まだ今国土交通省への質問のことに問題をしている訳ですから、それをもう1遍やりまして、いずれ、宮澤委員のご意見を述べて頂くことはあると思っています。それについての議論は少し先に延ばさせて頂きまして、国

土交通省に対して、再度質問をして、出席してご返事を頂きたい。できないならば、ま た改めて文書でご返事を頂くと、そういうことにしたいと思います。

宮澤委員

私は今、宮澤の意見ではありません。砥川部会長の報告です。間違わないで下さい。

宮地委員長

ですから、ここは委員会で議論をしている訳です。改めて。そうだと思います。はい、どうぞ。

宮澤委員

委員会の報告です。私の意見ではありません。

高田委員

ちょっと今宮澤砥川部会長の意見に対して、私は反論があります。この反論、あんまり深くやりたくありません。ちょっと外れてしまいますので。あの時、国土交通省から来た田村専門官に、私は何遍もしつこく聞きました。つまり、河川砂防技術基準の案にちゃんと書かれている内容と、彼が言う内容が違う訳です。それで何遍も聞いた訳ですが、結局、私は理解できませんでした。ですから、宮澤部会長が、国土交通省に来て頂いて、理解できたというのは、私は賛成できてない。

宮澤委員

高田委員の意見じゃないですか。

宮地委員長

いかがでございましょうか。今の話は砥川の部会の中の議論でもございますし、それをここでは改めて委員会として審議をしている訳でありますので、もう一遍国土交通省の質問を得た上で、今の話しをもう一遍議論して頂けたらと思っております。はい。

大熊委員

今回もですね、千曲川上流ダムという具体的なものが上がっていますし、今回の長野のこの検討委員会にとって重要なのはやはり、大仏ダムが中止になっていることで、この見直しに関して、どのような、他の手段を検討するということが書かれている訳ですけれども、どのような他の手段があるのか。国土交通省に見解があるのならば、それを示して欲しいということをついでにこれをもう1度再度質問する時に、その2点具体的に答えて欲しいということを、是非お願いしたいと思います。

宮地委員長

いかがでしょう。例えば、松島(信)委員、実際の工事のことについてでございますね。これは中身のことはまだ良く読んでおりませんが、いかがでございましょう。

松島(信)委員

ちょっと質問があるんですけれども、この内容、つまり久知川ダム工事記録というのを見させてもらいました。まず場所なんです。佐渡島です。つまり、言いたいことは熱水変質帯ということは共通性がある。けれども、砥川のように糸井川 静岡構造線、ごく近傍、また中央構造線と交差する地質構造の断層集中帯、そういうところと加えて熱水変質脈が集中するという、その条件とはこれは違う訳です。地質的に見て、それは極

常識的な問題ですから、ただ、状況をこういうようなもので代替にするというようなことはちょっと納得いかない訳ですね。そういう地質構造と同じような場所での事例が本当にあるのかということを大変疑わざるを得ません。

宮地委員長

そうすると松島(信)委員のご質問は熱水変質脈が集中したダム岩盤に、というところがもう少しいろいろなファクターがあるとおっしゃっておられる訳ですね。

松島(信)委員

地質的に場が違う訳です。

宮地委員長

そうするとそれも含めてもう1遍質問事項を整理してお出し頂いたらどうでしょうか。 もう少し具体的に、どうぞ。

竹内委員

質問ということになれば、いろいろなことをまだまだ、私も前の質問はかなり遠慮して申し上げたのに対する回答でございまして、それはあると思います。私があえて追加頂きたいというのであれば、河川砂防技術基準(案)の案の字についてですね、前にも砥川でしたか、やっていたのかどうか。というのは、改訂について、平成9年9月の時の改訂についてという、序文の次のページにあるんですよね、3年を目途に抜本的な改正をするということになっておりまして、この案の字が取れるのかどうか。改訂の状況について、見通しとですね、それをはっきり聞いて頂きたい。それともう1点、浅川について F-V 断層が問題になってますよね。それに対する見解はどうなのか。はっきりさせて頂きたい。分かるのであれば、国土交通省の見解を。専門官いますよね、外郭の。それも加えて頂きたいと思うんです。

宮地委員長

いかがでしょうか。今のように、私は質問もう1遍出すんだから、追加したって構わないと思っておりますが、いかがでしょうか。そういう質問整理をしまして、再度質問する。そういうことで処理したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。なるべく具体的に質問をやって下さい。後で、そう何回もやる訳にはいかないと思います。ですから、それによって、どういうご返事がくるか。それで私どもが考える。そうしたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。はい、それでは、この国土交通省からのご質問のことについては、これで打ち切ります。それでは、ちょっと時間も取りましたが、議事に入って参りますが、本来の浅川及び砥川の答申についてというところでございます。前回の論点整理の続きをやっていきたい訳でございますが。

大熊委員

その前に前回財政部会から浅川の改修費について、ご説明があったんですけど、前回 あまりの巨額の金額にびっくりしまして、何にも質問ができなかったので、少しここで 質問をしておきたいんですけれども。

宮地委員長

今日、資料が大変たくさん出ておりますので、前回のご質問に対する答えがありますので、それを説明して頂いた上で、そういう議論に入って頂きたいと思います。それでは、まず第1に、例のご存知の昭和12年の洪水に対して、長野市がひとつ資料をお出

し頂きました。あれの返事が、あれに対する長野市からの、新しい資料を提出されましたので、長野市の方からご説明を頂き、これに関連して、この雨量に基づいて、ダム治水容量の検証を幹事の方から続けてご説明を頂きたいと思います。前回資料を見ておりますので、ひとつ簡潔にご説明を頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

長野市和田河川課長

長野市の河川課長の和田でございます。長野市から提出した資料につきまして、ご説 明を申し上げます。資料1の1をご覧頂きたいと思います。大変、恐縮ですが、座って 説明をさせて頂きますので、よろしくお願いします。それでは、1ページをご覧を頂き たいと思います。昭和12年7月洪水の実績雨量による流出量の試算ということでござ いまして、1番として、昭和12年7月洪水、1つ目の丸でございますけれども、昭和 12年7月28日~29日、豪雨が長野地方に発生し、浅川沿川、(浅川地区~古里地 区)では、洪水氾濫による大きな被害を受けたということでございまして、後程ご説明 申し上げますけれども、当時の新聞報道によりますと、浅川沿川だけではなくて、犀川 以北の長野地域一円に大変な被害を与えた雨があったことが分かった訳でございまし て、その雨がどんなものであったかということを検証をさせて頂きたい訳であります。 次の2つ目の黒丸でございますが、長野気象台の時間雨量資料によれば、28日の日雨 量(9時9時)は88mm、ピーク時間雨量は46mm、或いは、29日の日雨量は89mm、 ピーク時間雨量は27mm と記録されているということでありまして、その時間毎の雨 量データを下の表に記載してございます。最上段の数値が、時間でございますけれども、 1937年昭和12年の7月28日、ずっと横に言って頂きますと、マイナス20とい うのがございますが、19時~20時が46mm だったということでございます。また 翌日のその下段でございますけれども、7月29日15時或いは、17時というところ で2.7 mm という時間雨量があったということでございます。下の図もハイエトござい ますけれども、7月28日左側が28日でございますが、1番高いところが46㎜/時 という表でございまして、降雨時間は少なかったけれども、突出している形がお分かり になるかと思います。この雨によりまして、どのような災害が発生したのかということ を、当時の新聞によって、ご説明申し上げますので、6ページをご覧頂きたいと思いま す。6ページ、新聞の切り抜きがございますが、左側の上の新聞でございまして、最初 に浅川以外の報道につきまして、左の上に湯福川氾濫ということが記載してございます。 これはご存知かどうか、善光寺の北西の沢でございまして、飯綱山の南山麓の芋井地籍 を源流としているところでございまして、若干読まさせて頂きますと、山手を横断する 湯福川は、耐え切れず、堰を切り、逆巻く濁流は、箱清水、横澤町、東ノ門、伊勢町、 新町、桜枝町大門町一帯を呑み、更に鐘鋳川と合流して、諏訪町、仲町、権藤町一帯へ 氾濫したということでございまして、善光寺周辺一帯、或いは中心市街地の部分に被害 があったことが読み取れる訳でございます。また、その下のものでございますが、安茂 里に惨害と書いてございます。安茂里と申し上げますのは、長野市の西部地域でござい ますが、上水内郡安茂里村一帯にかけ、28日午後7時ごろから約2時間に渡る豪雨襲 来と、若干飛ばしまして、黒の三角ございますが、大田澤の押し出しにより、上流森林 帯が根こそぎ打ち倒され、付近水車小屋を流出し、字小路熊蔵方土蔵一棟その付近の物 置倒壊、浸水家屋約30戸ということでございます。その右側にですね、裾花川、善白 鉄で工夫不明というものもございますが、これはご存知のように県庁横を流れまして、 戸隠方面を源流とするものでございますが、善白鉄道茂菅地 発電所線路が浸水の為、 防水作業中の同鉄道工夫3名が渦巻く裾花川に転落、押し流され、というような記載が ございまして。

宮地委員長

申し訳ございませんが、このページにつきましては、前回も配られておりますので、お読みになっている方あると思います。ポイントを絞って頂きたいと思うんですが。

和田長野市河川課長

申し訳ございません。そんなことが市内全域の記載でございまして、ずっとそれ以降 6ページ、7ページ、8ページに当時の浅川沿川の記載がございます。これらをまとめ たものが5ページの写真にございますので、ご覧を頂きたいと思います。A3縦長でご ざいますけれども、これが昭和12年7月洪水被害想定図浅川に限ったものでございま して、新聞報道を基に昭和22年撮影の航空写真で推定して記載したものでございます。 真上から右下におりております青い線が浅川でございます。中断に北国街道、或いは、 信越線、長野電鉄等が記載してございます。上流から下に向かって、説明申し上げます が、なお、ここのところに丸数字で書いてございますが、先程、新聞紙上等々に記載し てある番号と合致してございますので、後程ご覧を頂ければと思います。上流から扇状 地に出たところで浅川村が浸水家屋30戸、県道二ノ倉長野線決壊120m、そこに架 かっている橋が流出している。その下いきまして、若槻村浸水家屋50戸、若槻村河岸 決壊9箇所、吉田河岸決壊5箇所、まためがね橋の付近におきましては、床上1尺くら いの浸水、或いは電鉄が曲がったと、信越線におきましては、長野駅方向に線路が水深 3尺の川だというようなことが記載してございます。右側にも4番以下、かなり書いて ございますが、堤防決壊等々大変な被害になった訳でございます。右下に東京日日新聞 の記載がございますけれども、市内全域でも床下2000数百戸、以下これだけの被害 が起きている訳でございまして、ただここに記載してございますのは、新聞紙上等で分 かるものだけ記載してございまして、これ以外にも田畑等々の被害が相当あっただろう ということが予測される訳でございます。もう1点、扇状地出たところでかなりの被害 を出しながら、更にまた下流域でも、大きな被害が出ているということを考えますと、 相当な雨が降ったんであろうというふうに考えておるところでございます。それでは2 ページの方へお戻り頂きたいと思います。2番のところでございますけれども、今まで 申し上げてきましたような災害を起こした雨はどんな雨だったかという観点から実績 降雨による浅川の流出量の計算をしたということでございまして、その方法につきまし ては、黒丸の1つ目でございますが、昭和12年7月洪水の実績洪水を用いて、長野県 による浅川の治水計画における計算手法、貯留関数法及び計算モデルによって流出量を 試算したものでございます。黒丸の2つ目でございますけれども、先日の検討委員会で もお話しがありましたが、本洪水を代表洪水に入れて検討した場合、棄却の対象となる という県側の説明がございましたけれども、これはあくまで降雨波形を130mm、10 0年確率に引き伸ばした場合のことでありまして、今回の試算はあくまで引き伸ばしを 行わないで実際に長野気象台で観測された雨量について、試算した結果でございます。 引き伸ばしはまったく行わないで実際に降った雨のみで流量がどうなったかというも のを試算したものでございます。その下に図表等々ございますけれども、貯留関数法に 用いた定数、或いは、下には流出計算モデルが記載してございますけれども、これにつ きましては、県の河川整備計画の流出解析をした数値、そのまま代入して試算をしてお ります。それでは、次のページをご覧を頂きたいと思います。3ページでございます。 計算結果でございます。前ページの定数、或いは計算モデルによって計算した結果、ピ ーク流量は治水基準地点で415m3/秒、ダム計画地点で125m3/sとなったもの でございます。その下の表に主要地点の計算ピーク流量が記載してありますけれども、 ダム地点流入量125、基準地点415ということでございます。詳細な計算値につき ましては10ページに記載してございますので、ご覧を頂きたいと思いますが、昭和1 2年7月28日から29日洪水流出計算表、実績雨量による試算結果というものでござ います。28日の21時近辺にですね、黒い枠で囲ってございますが、1番左側の12

4.63、これがダム地点の流量でございます。続きまして、189.92、以下ずっ といきまして、1番右側で基準点流量が414.02、約415m3/sというふうに なったものでございます。前ページへお戻りを頂きたいと思います。真ん中の表でござ います。これは昭和12年7月28~29日の降雨波形と計算流量でございまして、左 側の実績降雨波形が28日分でございますけれども、最大時間雨量46mm、日雨量87 mm ということでございます。右側の波形につにきましては、29日分でございます。 先程申し上げましたように、それをハイドロに示しますと、計算流量波形、赤が千曲川 合流地点の流量でございます。青がダム地点の流量ということで、先程示した数値でご ざいます。これらの数値につきましては、あくまで長野市が客観的なデータによりまし て試算したものでございますけれども、いずれに致しましても、県とまったく同じ方法 で検討した結果がこういった数字が出ている訳でございます。浅川部会におきまして、 ダムを主張する方々が、既往最大程度、或いはカバー率70%程度ということで、33 0m3/sと言っておられますけれども、昭和12年の降雨を考え合わせますと、41 5 m 3 / s という数字が想定されますので、この数値を視野に入れた基本高水の設定を 行うことが、本来の治水対策であるというふうに考えておるところでございます。以上 申し上げまして、大変簡単ではございますけれども、説明を終わらせて頂きます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今長野市の方からご説明を頂ましたが、これに対して県の方から、どうぞ。県の方ですね。

幹事(浅川ダム建設事務所)

引き続きまして、前回の検討委員会で今の長野市の関係する質問が石坂委員の方から出されております。資料1の2をご覧ください。長野市資料昭和12年7月洪水について。昭和12年7月洪水における治水容量を計算願いたい、という質問でございますが、私ども長野市の試算と同様に、昭和12年7月28日、29日の長野気象台の実測降雨波形を引き伸ばしをしないで用いて、治水容量を計算しますと、別紙の通り約52万m3の治水容量が必要となり、浅川ダムの現在もっております計画の治水容量100万m3以内となります。次の昭和12年7月ハイドログラフというのがございますが、2回に分けて雨が降っておりまして、最初の方で治水容量43万m3、後で治水容量52m3という計算結果が出ました。以上です。

宮地委員長はい、どうぞ。

幹事(河川課)

先程の長野市さんの方からの説明に関して、県の方の考え方ということでありましたので、それについてしゃべらせて頂きたいと思います。前回ですね、11回の委員会において、昭和12年の洪水、戦前の降雨であって、計画対象として選定しなかったという県の説明を致しました。またその対象については短時間の降雨確率が200年の確率となる為に棄却対象となるというような説明を致しましたけれども、それにつきまして、その翌日の報道等によりますと、その説明の趣旨が正確に伝わらなくて、そのような部分もあったものですから、それについて再度説明させて頂こうと思っております。まず前回の委員会におきまして、河川砂防技術基準(案)に近年の洪水を対象とするという旨の記載があるというふうに、このように説明した訳ですけれども、その基準についてはこのような記載がなくて、まずこの部分についての訂正をさせて頂きたいということでございます。従いまして、長野市さんのご説明にありました昭和12年の洪水、戦前

の降雨でありますけれども、過去のデータの実績としては考慮すべきものだというふう に考えます。昭和12年の洪水を引き伸ばしを行わないで、実績降雨のままで流出解析 をしたということでございます。それが今の長野市さんの資料の通り415m3/sと いう結果になったということで、この値は計画を立案する上で、無視できないもので、 この値も念頭において、高水を決定していく必要があるというふうに考えております。 先程の長野市さんの説明がありましたとおり、これは昭和25年の降雨から出しました 3 3 0 m 3 / s、計算した解析と同じ方法での結果であるというのは、その通りでござ います。それにしましても高水を決定するにおいては、私ども何度も説明させて頂きま したけれども、既往最大も含めまして、総合的に判断することが重要であるというふう に考えてございます。それから、その棄却をしたということの部分の説明の中で、再度、 説明させて頂きますけれども、長野市さんの説明もありましたけれども、前回この降雨 が棄却対象となるとしましたのは、日雨量130㎜ まで引き伸ばした後の降雨、それ は洪水到達時間は浅川の場合は135分ということで、2時間ちょっとなんですけれど も、洪水到達時間内の降雨強度が100年の確率を大きく超えるということで、このよ うな引き伸ばし後の降雨は棄却の対象となると、こういう意味で説明したということで 再度説明させて頂ました。

宮地委員長

今の最後の見解は変わっておられない訳ですね。はい、分かりました。いかがでございましょう。

宮澤委員

棄却するということなんですか。それとも入れるということなんですか。棄却した方が良いということですか。要するに、2時間で135分で出てくるということは、中小河川で、しかもこういう氾濫をしたと、とても急河川、こういう河川からすれば、なるべくならば、そこのところで集中的に降ってきた、私の知識では中小河川の洪水対策は集中的に出ることに対して、対策するというのが、ひとつの大きなポイントではないかと、こういうふうにずっと思って参りましたけれど、そうすると、この今のところは、集中的に出ているのでいらないと、今までのデータの中にはそぐわないと、これからの計画の中に入れる必要ないというふうにしたということですか。それとも入れた方が良いという意見ですか。そこをちょっとはっきりと言って下さい。

幹事(河川課)

前回の説明で、やはり今と同じような疑問が出て、それが報道等によって説明されてしまったということに対して、今日は説明している訳ですけれども、昭和12年の降雨を引き伸ばしを行わないで、実績のままで流出解析を行ったのが今回の長野市さんの資料の415m3/sということになります。この値は計画を立案する上で無視できないものであり、この値も念頭において基本高水を決定することが必要と考えております。以上です。

宮地委員長

前の話しと少し変わりましたね。大熊委員、どうぞ。

大熊委員

この今のご説明について、いろいろ疑問があるんで質問したいんですけど、まず浅川の前の天井川の状態の時の流下能力はいくらくらいだったんですか。例えば、駒沢川合流点辺りで、それから、山から出たところですね。

宮地委員長 お答え頂けますか。

石坂委員

ちょっとそれに関連して。他にも質問ありますが、今の大熊委員のご質問に関連して、 私は長野市さんにもお伺いしたいと思いますけれども、今日頂いた資料にも航空写真で は昭和22年のものが出されていますけど、昭和12年と言いますと、いろいろ予想が つかない訳です。今ずっとお話しは、出ているデータを基に流出解析で、今の計算方法 で試算するということで、浅川の場合ずっと問題になっていますように、治水基準点で の流量観測はできてこなかったという中で、この計画が作られておりますので、計算結 果の試算は勿論それは間違いということではありませんけれども、誰も見た人がいない という点では、しかも千曲川の合流点で水門を閉めるという状況はその当時も当然あっ たことだと思いますので、ずっと問題になっていますように、内水との関係はどうなの か、そういうことも併せて考えないと、今のご説明だけでは、当時、被害が大きかった ということは事実だと思いますので、それは何の疑問も差し挟む余地もないんですけど、 その被害が大きかったことを招いた原因は何だったのかということを雨量と降雨パタ ーンと試算結果だけで判断するのはとても危険というふうに、私は思いまして、当時の 河川改修の状況がどうであったのか、それから、58年などの水害を経まして、千曲川 への排水ポンプは、44m3/sに増強されたんですけど、昭和12年当時は千曲川合 流点でのそういう手立てはどうなっていたのか、天井川の状況はどうだったのか、もっ と言えば、都市開発の状況や森林状況がどうであったのか、そういうことを併せて、当 時の状況をできるだけ正確に分かるご説明をお願いしたいと思います。今の流下能力の ことと併せて、お願いしたいと思います。支川の改修状況とか、それも併せてお願いし たいと思います。それはご説明頂かないと、さっきのご説明だけでは判断がつきかねま す。

宮地委員長

ご返事頂けますか。流下能力 + 河川改修の状況ということでございますが、どうぞ、お願いします。

和田長野市河川課長

当時の河川状況は正直申し上げまして正確に掴むことは、非常に難しい状況であることは事実です。ただ今回申し上げましたのは、今の地域の状況のところに、当時の雨が降った場合に、どういう雨が降ったのか、どういう雨量が流れたのか。要するに415m3/sが数字が出たということでございまして、当時の河川状況等の話しとは別で、415というものをお示し申し上げたということでございます。なお1点だけ、聞き取り調査なんですが、昭和12年当時のめがね橋の上流付近でございますけれども、当時の報道からの聞き取りによりますと、改修前、今改修しておりますけれども、その改修前の河川状況とほぼ同じであったということは聞き取り調査では一応確認はしております。以上でございます。

宮地委員長

今のように改修する前と何が同じだった。

和田長野市河川課長

当時昭和12年の河川の状況が、現在と。

宮地委員長

改修する前と同じ、変わってない。

和田長野市河川課長

今の改修前の状況とほぼ同じであったということは聞き取りではお聞きしております。

宮地委員長

その当時の状況はよく分からん。どうぞ。

石坂委員

分からないのは当たり前だと思いますので、私もちょっとお聞きしていいものかと思 ったんですけど、どうしてお聞きするかと言いますと、鷲澤委員が浅川部会に13回、 4ヶ月余に渡って、基本高水論議に参加して頂いた中では、今の昭和12年415m3/s のお話しは残念ながら一切ありませんでした。それを部会が終了して、検討委員会に議 論が移った時点で、戦前の古い話、しかも、当時の正確なことが今では誰も検証しよう のないものを、今の流出解析に当てはめた計算値だけでどうしてものをおっしゃるのか ということがフェアでないという点と、なぜ昭和12年洪水を今、採用したり、問題に したりしなければならないのかということを非常に疑問に思いますので、あえてご質問 した訳です。日雨量で、ほぼ昭和12年と匹敵する日雨量が出ていますのは、何回も申 し上げていますけど、昭和58年、空中写真の鳥居川から三念沢から本当にどっぷり水 に浸かってる、非常に被害が出た。あの時の昭和58年洪水の日雨量87mm、今の昭和 12年洪水に日雨量でほぼ匹敵する日雨量ですが、ですから流域の状況、流出の、同じ 雨が降った時にもどれだけ早く流れ込んでしまうのか、先程、宮澤委員のお話しのよう に、合流点までどういう速さでいくのか、被害を及ぼすのか、そういうことを総合的に 考えていかなければならない上に、浅川の場合、千曲川の合流点での関係での内水災害 の問題もありますので、非常に複雑極まりない解決を迫られている時に、ちょっと試算 のことだけで415と出るからという、昭和12年そうだったというふうにだけお話し をされましても、非常に理解に苦しむ点がある訳です。ほぼ同じ日雨量の雨が降り、し かも大きな被害をもたらした、これは昭和58年洪水、これは10洪水に採用されてい ますけれども、この10洪水の採用されている昭和58年の、この降雨を100年確率 に引き伸ばして、試算した結果の治水基準点のピーク流量は、248.67m3/sと いうふうに引き伸ばした計算結果でもこういうことが出ている訳ですよね。ですから、 そのことは水掛け論になりますけれども、流域状況も全然正確なことが分からないとい うものを、しかも部会の議論では一切、ご提案もご意見もなかったことをどうして今採 用されるか、持ち出せるのかということについて、非常に疑問に思いましたので、聞か せて頂ました。以上です。

宮地委員長

実はその点は私はこう思うんです。私も実は前回この席で言及させて頂いて、私は実績雨量で計算したというところは、ちょっと間違っておったところは認めます。ポイントは、やはり非常に短時間の降雨にこういう計算を適用したということを私申し上げたつもりなんですが、そのことは今のご返事の中には何にも入っていない訳でございますね。その辺はひとつ問題は残るんだろうと。もうひとつ私は、今まで私、高水の計算というのは、ある意味で統計的な性格をもっているんだろうと思います。同じ手法でいくつかのものをやった結果について、それを総合して判断すべきだろうと。だからそういう時にひとつの特殊な降雨についての計算だけ出されますと、非常に判断に迷うんだろ

うと私は思っておりますが、そういう意味で、私はあえて、前回は参考として申し上げました。ですから、ある意味で議論の土俵をしっかりする為には、ある程度今まで計算してきたデータに基づいているいるな議論をした方が良いのではないか。これは勿論全然間違っていると私申し上げるつもりございませんけれども、たったひとつの降雨で無しに、願わくは、長野市さんにもこれだけひとつのことを計算なさるんだったら、やはり、同じような手法でいろいろなことをやってみた結果を見せて頂けると、もう少し説得力があったのではないかと、率直に言って思うんでございますが。どうぞ。

石坂委員

併せて、県の幹事の方にご質問をしたいと思います。先程宮澤委員もご質問されたことと、ある意味で同じですけれども、県としても今まで昭和12年洪水というのは私どものご説明の中には20年余に渡る中でなかった訳ですけれども、最後のご説明では考慮すべきと考えているということは新たに追加して、この降雨を採用していくということなのかどうか、その辺ご説明がちょっと今ひとつよく分かりませんでしたので、最後のご説明の方にお願いします。

宮地委員長

はい、どうぞ。お願いします。

幹事(河川課)

基本高水の決定におきまして、貯留関数の計算のみをもって検討したと、勿論、貯留 関数はやっておりますけれども、のみをもってやったのではなくて、他の方法も確認し た上で、総合的に検討してきている、基本高水の決定においては。そういうこともあり まして、これをもって直ちにやり直すというふうには考えておりません。そういうこと です。これをもって直ちにやり直すつもりはございません。

宮地委員長

分かりました。はい、どうぞ。

大熊委員

先程私が流下能力がいくらくらいだったかというのを聞いたのは、今の流出解析程度の洪水が出たとすると、山から出たところで既に大氾濫が起こっていて当然だというふうに考えるんですね。それから見ると、この今の新聞記事等での氾濫状況ではそこまで至ってないということです。これ決壊と書いてありますけれども、完全破堤をしているならば、扇状地の頭で切れた場合には、扇状地全体に溢れるはずですから、もっと新聞の記述は違ってくるだろうと思います。そういう意味では、ある程度、河道の中に収まって流れていって、下流の方の信越線やなんかの合流点付近で少し溢れていったといったような傾向だったのではないかというふうに、過去の実績からは思える訳ですね。ですから、そういう観点から見ますと、ここの計算されている190m3/sだとか、200m3/sを超えるような洪水が流れたのかどうかということは大変疑問に思うところです。そういう意味ではこの前から私は流出解析の精度について前回質問を致しました。そこについて回答があるようですので、これについて関連して説明して頂きたいなと思うんですけれども。

宮地委員長

大熊委員のご質問の方に。いかがでございましょう。今の昭和12年長野市の、はい、どうぞ。

竹内委員

そこにいく前に、先程部会における論議がフェアでなかったという話しもあったりして、なぜ出てきたのかという、その辺については、あとでやはり流域の安全という立場からすると、それが例えば両論併記だった訳ですから、それは言及しても然るべきだと思います。経過をひとつ長野市さんではっきりしといてもらいたいというのがひとつ。それといろいろあっても過去の災害の状況がどうのということもあるんですけど、流量として降雨量として実際にあったものを同じやり方で試算している。ですから、今までの浅川部会の論議というのは既往最大相当ということで論議をされてきていますよね。その部分があるんですよ。それに対する対応として、先程の県の見解では、既往最大洪水と思われる雨量は330ではなくて450が妥当ですよという言い方をしている訳ですね。その辺のところの解釈の問題、だから実績として、事実こういうものを試算したらあったということは、これはやはり重く受け止めなければいけないと思うんですよ。やり方の問題として。それをただ単にフェアではないとか、そういうことだけで片付く問題ではないと。そこはちょっと長野市さんの想いもはっきりさせてもらいたいと思うんです。

宮地委員長

フェアであるとかないとかいう話しは、ちょっと止めておいて頂いた方が良いと思うんです。むしろこのデータをどう解釈するかという方が良いと思っておりますが。石坂委員、その話しだったら、おっしゃりたいことは理解できます。経過の話しはちょっと置いておいた方が良いと。それについては長野市さんは、このデータを取り上げて頂きたいから出されたと、私思いますが。それについての解釈に集中した方が良いと思っております、やるならば。

石坂委員

その部分についてはこれ以上意見申し上げるつもりはないんですけど、今日そのことを論議する訳ではありませんので、また論議の時にもう少し申し上げたいと思いますけれども、ただ今、竹内委員のご発言の中で実際に出た水であるかのようなご発言でしたけれども、あくまで計算結果であると、ひとつの試算であると、しかも、これからご説明あるかもしれませんけれども、流出解析に基づいて、貯留関数法の計算結果というのは、かなり幅があるものであるということの中で出たものであるということで、あたかも415m3/s出たようなご発言は、私はいかがなものかと申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

はい、どうでしょう。何かご発言ございますか。どうぞ。

和田長野市河川課長

2、3ちょっと申し上げたいと思います。まず415という数字でございますけれども、これは試算でございます。ただし、その基は長野県でやられている計算方法とまったく同じものでございます。現在の浅川流域の状況が現在と同じと仮定した形になりますが、今の状況と同じ形の中で、昭和12年の雨が降った場合には基準点では415という数字が想定をされたということでございます。それから、先程1日雨量同じだったけれども、雨が出なかったではないかというお話しがございましたが、これはまさに雨の降り方の違いでございまして、1日だらだら降っている雨と時間雨量の大きいものとは、当然違う話しは、今までも長野県さんからご説明があった通りでございますので、

1日の雨量が同じだったとしても、降り方によって、出てくる水が違うということでございます。もう1点、扇状地出たところで、被害がなかったかという話しがありましたけれども、たまたま新聞の記載によりますと、住宅等々の被害状況でしか、報道の中で読み取れません。従って、写真を見て頂きますと、扇状地の出口には、ほとんど家がございませんので、多分、田畑にはかなりの浸水があっただろうということは想定されるかと思います。以上でございます。

石坂委員

すいません、一言。今の長野市さんのご説明ですので一言言わせて頂きますけれども、本当にその通りで降雨パターンが違う訳ですが、流出解析法による貯留関数法の計算結果が大きく狂う原因として、やはり短期集中型の雨を流出解析で計算した場合、非常に現実と違う極端に過大な値が出るものであるということを踏まえるご説明として、今のご説明は受け取っておけば、大変良いかなと思います。

宮地委員長

はい、分かりました。ちょっと申し訳ございません。これとまったく同じ状況が砥川の場合にもあったということを、長野市さんにも申し上げておきたいんですが、砥川のいろいろな議論で平成11年6月29日から30日の豪雨がございまして、それが基本高水が320m3/sという計算になるということはしょっちゅう議論になりました。それについて国土交通省が来ました時に、その議論を出されまして、それまで平成8年しか計画降雨の中に入っておりません。これをどう考えるかといった時に、やはり、国土交通省としてもある特定の降雨で高かったから、それを入れて基本高水を勘定し直せと、そういうところまでは必ずしも行く必要はないと、こういうご返事だったと私は思っております。そういう意味で、ある特定の降雨をひとつ取り出して、それがどうだったかということよりも、やはり私は先程申し上げましたように、全体的な目を見た方が良いだろうと。そういう例があったということを砥川の場合に申し上げておきます。これは砥川の部会の方は皆さんご存知だと思っております。どうぞ。

宮澤委員

委員長の言われる通りでありまして、砥川は平成11年の6月30日、この降雨量は実質雨量で160mm でございました。基本高水は280で設定しておりますから、当然、その状況の中では320という1.41の引き伸ばしになりますとそう出てくる訳でありますが、その280の中に160は入っているので、これは良いと、こういうようなお答えでございまして、今委員長言われたように理解しております。

宮地委員長

いかがでございましょう。長野市さんのご説明もございましたが、まだ何かございますか。すいません。長野市さんは普段そこの幹事会に入れませんので、せっかくご説明に来て頂きましたので、どうぞ、お願いします。どうぞ。

和田長野市河川課長

まず1点だけ申し上げたいのは、何回も申し上げますけれども、今の長野県さんでやっておられる同じ手法を使ってやった場合には、415という数字が想定されたということでございますので、今330という形になっておりますが、既往最大という観点から捉えればそういったことは必要だろうというふうに考えております。12年の日雨量も87mmという数字でございますけれども、確率的には10分の1程度の雨でしかないという状況も付け加えておきます。以上でございます。

宮地委員長

承りました。風間委員、どうぞ。

風間委員

議論の過程で新たな事実が出てくるということは、これは多々あろうことだというふうに思いますので、想定されることだと思いますので、そのこと自身をああだこうだというような論議はあまり好ましくないんだろうと、そのことにつきまして、委員長の意見に同意をする訳でございます。それで先程の石坂委員の話しの中に、この昭和12年のケースにおいては、流量観測はされていないではないかという、こういうお話しがあった訳でございますが、この昭和34年の基本高水を採用する、その中の包有するパターンのこの25年の洪水パターン、これについてもやはり流量観測はなされていないというふうに同じような観点から、同じ論拠に基づいての415であろうというふうに、私は思う訳でございます。日雨量については87、昭和25については日雨量107、同じ9時9時で時間が昭和12年の場合においては5時間降り、そして昭和25年の場合は9時間降りという、こういう基礎的データを貯留関数法の方に入れて算定した。その結果としての415であるというふうに思いますので、つまりは、既往最大相当の数値をお採りになるというような論議でされるというようなことであるならば、この415というものを既往最大相当として考えてく必要があるという、この過去の事実というのは私は捻じ曲げることはできないんではないかといふうに思う訳でございます。

宮地委員長

ご意見として承りました。はい、高田委員。

高田委員

風間委員の言われる形で、そういう事実というか考え方が出てきたというのは尊重す べきだと思うんですが、今言われた過去の事実というのは違うと思うんです。雨は過去 の事実でした。先程から話しが出ているように、例えば、飽和雨量50でよかったのか とか、その辺の背景がどれくらい違ったかということを正確におっしゃって頂きたいと 思うんです。それが分からないんだったら、先程から大熊委員が言われているように当 時の河道の容量、この航空写真を基にした被害想定のところでは決壊というのが沢山書 いてあるんですが、この決壊というのは何か。護岸が洗掘されて一部、恐らく当時は土 の堤防だったと思うんです。今みたいに護岸が、コンクリート護岸がなかったと思うん です。そういうところが洗掘されて形を崩したという、そういうものではないかと思う んです。1番欲しいのは、この時なんぼ水が流れたという事実なんです。それをどう推 定するか。私この前も言いましたように、雨の降り方と貯留関数の計算方法、それと実 測流量、これ三位一体で貯留関数法の計算結果に信頼性が出てくる訳ですが、流量観測 ありません。砥川の部会でも何遍も言っているんですが、過去のこういう問題、雨、洪 水というのは、流量に直して、推定してそれで締めくくって欲しいと思います。ですか ら、計算だけでは信頼性はほとんどないと思います。浅川の場合は特に現場での計測、 流量観測というのは非常に不十分です。これはあくまで計算機の中のブラックボックス でしかありません。以上です。

宮地委員長

この問題やはり平行線のように思いますが、これだけ意見が違っているということは明らかだと思いますが、そのことを頭に置いて、ちょっと後にもまだいろいろございますので、この議論についてはここでは打ち切らせて頂きたいと思います。それでは、大

熊委員さんの話。

大熊委員

先程の水害が水田地帯で家がなかったから、水害がなかったんではないかという、水害の状況がよく分からないという話しなんですけれども、これは7月で水田がある場合には、田んぼに稲が育っている訳で、被害があれば当然ですね、記録に残るはずなんです。ですから、その辺調べて頂きたい。それがあるかないかで、この洪水の状況がよく分かると思いますので、是非その辺も検討して頂きたい。

宮地委員長

長野市さん、ひとつお考えを聞いて頂きたいと思います。それでは、まだ他の前回の 資料要求があった事項がたくさんございますので、そちらに移ります。最初に資料2に 大熊委員のご質問でございましたでしょうか。資料2、大熊委員からの質問に回答しま すというところを、これは幹事からご説明頂けるんでしょうか。質問事項、すいません、 お願いします。

幹事(浅川ダム建設事務所)

資料2の大熊委員さんからのご質問に回答します。まず資料の訂正がございますので、 ひとつ捲くって頂きまして。ちょっと座らせて頂きます。ここに上に訂正ということで 河川整備計画参考資料 (浅川流出解析)長野県、というのがございます。 3 ページ目を ご覧ください。これはその中の47ページでございますけれども、大熊委員からこの表 1の16の浅川ダム地点のピーク流量と平成7年の時の雨との状況についての質問で ございましたので、この表に基づいて検討進めましたところ、昭和38年8月のダム地 点のピーク流量が70と記載されておりました。これは浅川ダム地点ではございません で、そのひとつ下の稲田地点の流量が誤って記載されておりまして、本日お配りしまし たように、黒く括弧が枠で括ってございますが、47にご訂正を頂きたいと思います。 申し訳ありませんでした。なお、この河川整備計画の流出解析につきましては、検討委 員会の皆様には全員いっていないとは聞いております。浅川部会の特別委員さんには全 員配布してございますし、当日の傍聴等の資料にも付いてございますので、大変長い間、 間違った状態になってございまして、申し訳ございませんでした。続きまして、1ペー ジ目に戻りまして、それを47ということで見て頂きまして、ご回答致します。流出解 析47の主要洪水再現計算総括表の昭和25年洪水などの浅川ダム地点ピーク流量と 平成7年洪水の浅川ダム地点ピーク流量についてどのように考えるのかというご質問 でございますが、主要洪水再現計算総括表に記載された流量はいずれも、浅川ダム流出 解析モデルによる計算結果でございます。浅川の流出解析モデルでダム地点のピーク流 量を計算しますと、下表の通り平成7年7月洪水では55m3/秒となり、それに対し 昭和25年8月洪水では88m3/秒となります。昭和25年8月洪水と平成7年7月 洪水のハイエトグラフ、降雨波形を比較しますと、下のグラフの通りになる訳ですが、 昭和25年はピーク流量発生前において、時間雨量20mm 以上が3時間継続する集中 型であるのに対しまして、平成7年は24時間最大雨量は飯綱観測所で154.5mm と大変大きいものでしたが、ピークとなる20mm 程度の時間雨量の前後の降雨量が小 さく流出量が昭和25年洪水に対し、小さいものと考えられます。平成7年7月洪水時 の北郷観測所データから推定されるダム地点のピーク流量は55m3/秒であり、流出 解析モデルによる計算結果と適合しております。また天井川部の計算ピーク流量は70 m3/秒程度という聞き取りから推定されておりまして、天井川部のピーク流量70~ 90m3/sと適合しております。申し訳ございませんでした。計算ピーク流量が70m 3/秒で、聞き取りの結果、70から90m3/sの範囲ということであります。一番

下の主要洪水再現計算総括表は、先程の訂正しました40ページ、47ページの10洪水の下に、11番目として、平成7年7月11日のものを付け加えたものでございます。 以上でございます。

宮地委員長

はい、ここは何かご質問ございますか。

大熊委員

ここに来て間違いでしたと言われてしまって、今、何と答えて良いのか分からないという状況で、間違えだったと言われれば、それでお終いです。

宮地委員長

そうですか。納得はできないけども、今はしょうがないということですか。はい、それでは、次のものに参ります。資料3の1と3の2に、例の環境調査に対するお答えがございます。ご説明をお願い致します。どなたがご説明頂けますか。

幹事(浅川ダム建設事務所)

説明致します。資料の3の1をご覧ください。ちょっとまた座らせて、申し訳ござい ません。浅川ダム計画地周辺環境調査の概要ということで、大変希薄でございますけれ ども、私どもの手元にある環境調査に関するものの抜粋といいますか、概要を掲載させ て頂きました。各ページで出典が異なりますので、その各ページ毎で説明させて頂きま す。なお、環境影響評価というものは浅川ダム計画の中では実施しておりません。今回 も影響評価ということになりますと、調査、予測、評価という3点セットでいく訳でご ざいますが、今回ここに提示しておりますのは、調査、それも基本的には文献調査を中 心にしたものとなっております。捲って頂きまして、1ページに、これは今の資料でご ざいますが、現在の資料でございますが、浅川ダム及び浅川ダム付替道路計画というこ とで、細かく改変面積等を記入すればよかったんですが、慌ただしく作業しましたので 若干説明させて頂きます。大きく道路関係は既に完成しておりますが、浅川ダム本体と 貯水池、それとその下に、残土処理場がある訳でございますが、これらにつきまして道 路を併せた全体の改変面積は22haでございます。その内道路を除きまして、ダムと 湛水地の面積は18haでございまして、その中で湛水の面積、水面といわれるものが 11haでございますが、常時では4.5ha程度でございます。土捨場につきまして は4haでございます。2ページにいって頂きまして、これは平成2年4月12日に撮 影した空中写真でございます。この段階では付替道路等を含めて、まったく手が付けら れてない改変前の状態になっております。湛水地の予定地の中では若干、家屋の屋根等 見えると思いますけれども、家屋としては7戸ございましたが、5軒が生活しておられ ました。その上に緑になっているところですが、湛水地から外れた上の方ですね。こち らにも若干家が見えますが、現在も近くで6軒の方が生活をされております。1枚捲っ て頂きまして、ページ3になります。これが私どもの平成5年に行いました環境調査の 内容の総活表の1ページ目でございますが、これが文献調査を中心としまして、一部、 4ページにございますが、植物、哺乳類、鳥類につきましては、現地踏査を実施してお ります。調査時期は平成5年秋でございます。3ページに戻って頂きまして、自然的条 件等、記載の通りでございますが、河川につきまして、ダム建設地では勾配が25分の 1、南浅川と合流致しましたところが50分の1程度となります。社会的状況の人口の ところでございますが、ダム流域、平成5年の調査の段階では約600人がダム流域に 住んでいる状況でございます。右側の環境関係法律の関係でございますが、浅川ダムに 関わる指定の関係ですと、保安林が湛水地上流右岸にございます。あと全体が砂防指定

地に指定されております。地すべり防止区域も平成4年5月に指定しました一ノ瀬地す べり、これは湛水地の中に入りますが7haが指定されております。あと騒音等の環境 基準につきましては、騒音、振動の規制地域に指定されております。なお、長野市の都 市計画区域になっております。 4ページをご覧ください。左側の浅川流域と書かれてお りますところはほとんど文献の調査による記載でございます。浅川のダム計画地につき ましては、先程お話ししましたように、植物、哺乳類、鳥類等につきましては現地踏査 の結果も入れておりますが、その他については文献調査の記載でございます。植物につ きまして、5ページをご覧ください。5ページ右側の(1)から6ページに掛けまして 94種の現地調査により植物を確認しております。ダム計画地と残土処理場計画地でご ざいます。水生植物につきましては、4ページの方で、葦の群落が現地調査で確認して おります。哺乳類につきましては 7 ページをご覧ください。こちらの方で四角く囲って ございますのが、動物の関係の確認の箇所でございます。その中でたぬきという表現が、 左側の方にある訳ですけれども、現地でたぬきの足跡の確認が踏査の中では確認されて ございます。鳥類につきましては、これも7ページにありまして、括弧で囲ってござい ますが、ダムサイト付近で、ここに書いてございますキクイタダキ他、23種を確認し ております。両生類につきましては、浅川ダム計画地に文献調査の上では貴重な両生類 の記録はないということでございます。は虫類も同様、昆虫類も同様でございます。魚 類についても平成5年の調査ではそのような記述でございました。その後、ちょっと間 に合わなかったんですが、平成9年9月に付着藻類と底生動物と魚介類につきまして、 採取及び採藻をしまして、確認をしております。その結果、藻類につきましては、ダム 計画地は日照不足等の理由から生育が不良ということでございまして、9種から17種 が確認されております。底生動物の採取につきましては、昆虫類のコカゲロウ、シマト ビゲラが確認されまして、これは量としましては、かなり貧弱であるということであり ます。魚介類につきましては、ニジマス、トオヨシノボリが南浅川と合流した後で確認 されまして、ダム計画地付近ではヤマメが採魚されております。5ページの左側の鳥類 の確認リストの23種を載せてございます。科のところの最後が11目というふうに計 のところに記載されておりますが、これは科の11科の間違いでございます。ご訂正を お願いします。なお、これらの記述等につきまして、国及び長野県から出されておりま す通称レッドデータブックで確認したところ、レッドデータブック記載の貴重種はござ いませんでした。続きまして、8ページをご覧下さい。8ページは平成5年に調査しま した中で、環境、写真が見にくい訳でございますが、景観という観点から出されている 資料でございます。9ページをご覧ください。魚介類に関係してくる訳でございますが、 現在の浅川ダム付近の河川の状況でございますが、ここにございますように落差工等が 多数設置されておりまして、ダム軸から600m下流には、天然の高さ11m程度の滝 もございます。このような河床安定の為に、大変多くの落差が入っているという状況で ございます。10ページをご覧ください。堆砂の問題に対する環境的なことに直接結び つくかどうか分かりませんが、今までこのような資料出す機会ございませんでしたので、 河川改修部分におきましての河床整理の実績をまとめさせて頂きました。左側に位置図、 右側に量とやった年度でございますが、位置図等を見ましても、稲田の区画整理の大分 上、檀田の区画整理ですね、その辺まで河床整理を下流からずっと各年実施している状 況がございます。量を見ますと昭和60年から13年度までの17年間で49,000 m3、これを17で割りますと、年2,900m3くらいの量を除去している状況でござ います。延長的には合計書いてございませんが、このLを合計しますと、Lのないとこ ろはちょっと入らないんですが、9,700mくらいになりまして、17年間で単純に 割りますと、年570mという計算でございます。以上、浅川の環境調査について説明 致しました。

宮地委員長

下諏訪も続いて、お願い致します。

幹事(諏訪建設事務所)

資料番号3の2、下諏訪予定地における河床調査の結果について、ポイントを絞ってご説明させて頂きます。下諏訪ダム計画地の周辺におけます環境調査の結果の概要については、下諏訪ダムの環境調査は動植物について平成6年度から平成8年度に掛けて、文献、聞き取り等の基礎調査、及び現地調査等を行っております。4ページに記載してありますが、その中でも注目される植物として、レッドリストに掲載されておりますエンビセンノウが現地調査で確認されております。また、猛禽類につきましては、平成7年度から基礎調査を行いまして、平成11年度から継続して現地調査を行っております。現地調査は営巣の有無や行動圏、狩り場等の利用地域の把握を行っておりまして、平成12年度にはダム計画地周辺にて、レッドリストに掲載されるオオタカの営巣を確認しております。なお、下諏訪ダムではこれらの調査結果を各分野の専門家で構成致します下諏訪ダム環境景観検討委員会にて検討を行っております。あと砥川の浚渫の状況の関係の資料が16ページに付いていると思うんですが、そちらについてご説明させて頂きます。砥川の医王渡橋下流におけます浚渫状況ですが、既存の資料で確認できます昭和50年度以降について、記載してありますが、平成13年度までに、約6万m3の土砂を浚渫しております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

幹事(諏訪建設事務所)

続きまして、環境調査の追加資料と致しまして、下諏訪ダム環境景観検討委員会のこ とについてちょっと説明したいと思います。資料の3の3です。この下諏訪ダム環境景 観委員会は平成11年度に設置されました。設置されました趣旨と致しましては、自然 環境保全が重要視されてきた今日、ダム計画とか、それに伴う付替県道等の設計が環境 への影響をできるだけ小さくするよう、また構造物が景観上、周囲の自然にマッチした ものとする為、第3者のそれぞれの分野の専門の方に委員となって頂き、幅広く意見を 求め、それらの意見が計画に反映できるものは反映し、下諏訪ダム計画か環境とか景観 に配慮されたより良い計画にすることを目的として設置しました訳でございます。また、 平成10年度にこの下諏訪ダム再評価の対象となった訳でありますけれども、県公共事 業評価監視委員会より、建設にあたってはできるだけ地形の改変を少なくし、自然環境 の保全に配慮すること等の提案がなされ、継続とされた訳であります。その意味も踏ま え設置となった訳であります。委員でありますけれども、信州大学の農学部の教授であ ります山寺先生を委員長と致しまして、後の委員の方でありますけれども、植物、動物、 蝶、野鳥、渓流魚、景観、森林、それぞれ地元では第1人者の方に委員となって頂きま して、委員会を構成致しました。主な11年度の経過でありますけれども、10月1日 から4回検討委員会を開催致しました。4回目に一応、検討書ということで、私どもに 意見書を提出している訳であります。4ページにそのまとまった意見書が掲載されてお ります。それで、その12年度になってオオタカの問題がありましたので、その報告会 が1回開かれています。4番、委員会で検討して頂いた事項でありますけれども、一応 先程出しました、席にも配布してあります県の環境の調査事項について等の検討をして 頂いたり、構造物が自然環境へどのような影響をするかとか、構造物が自然環境への影 響が最小限になるような対策はどうしたら良いか、そのようなことを議論して頂きまし た。2ページを開いて頂きまして、猛禽類の専門部会のことについてちょっと説明致し

ます。平成12年度に先程も申しましたように下諏訪ダム建設予定地周辺でオオタカの 営巣が確認されている訳であります。その為に私ども所と致しましても猛禽類の専門家 にお願いして、今後の保護対策とか追加調査等のアドバイスをして頂く為に、下諏訪ダ ム環境景観検討委員会の下部組織として猛禽類専門部会を設置致しました。委員と致し ましては、山梨県の猛禽類の研究会の会長であります青木さん、日本野鳥の会伊那支部 の小口さん、日本野鳥の会、諏訪支部の花岡さんに委員になって頂ました。花岡さんと いうのは環境景観検討委員会の委員にもなっております。平成12年度に主な活動、経 過でありますけれども、3人の先生方にそれぞれ現地を視察して頂きました。そして2 回部会を開いて頂きました。ちょうど平成12年度の末には、私ども下諏訪ダムは工事 用道路の本工事に一部着手の予定であった訳であります。その為にいろいろと部会を開 いて頂きまして、その結果と致しまして2ページ。或いは3ページに、3ページを開い て頂きまして、検討結果が載っておりますけれども、オオタカの営巣は工事用道路から は相当離れているということで、一応、工事用道路は予定通り着工しても良いではない かという結論になった訳であります。今後、付替県道とか、ダムの建設については、今 までの資料ではちょっと不十分ということで、追加の調査をしていくように指導を受け たところであります。この環境景観検討委員会猛禽類専門部会の今後でありますけれど も、今ダム事業が中断しておりますので、部会活動も中断している訳でありますけれど も、今後の設計とか、或いは、工事の施工の段階になったら必要がある毎に開催し、ア ドバイスを受けていくことになっております。それでは4ページを開いて頂きまして、 これは環境景観検討委員会で検討して頂きまして、出されました検討書の概要でありま す。大きく3本の柱からなっておりまして、 植物にやさしい環境作りということでは、 注目される植物、或いは、環境保全を原則として改編が避けれない場合は、同じような 環境へ移植をしなさい、そういうようなことで、1、2、3本の柱で、1番が植物にや さしい環境作り、2番目が動物にやさしい環境作りということで、注目される小動物、 蝶、魚、鳥類等については生息環境の保存に努めよと。猛禽類の保護については適切な 対応をしていきなさいという、そういうような提案であります。3番目の人にやさしい 環境作りではいろいろと施設についての素材、形状については周囲の景観に馴染むよう に工夫していきなさいということで、提案を受けてあります。 4 ページは概要版であり ますけれども、5ページからはそれについて、より具体的な検討内容がまとめられてお ります。それで8ページを開いて頂きたいと思いますけれども、8ページからは検討手 法に対するうちの事務所の対応ということでまとめられています。 9ページを開いて頂 きまして、特に地形の改編を少なくするという指摘がありましたので、付替県道、2. 28kmあったんですけれども、当初計画では7mの幅員を何回にも渡る地元の調整で 5mに変更しております。 9ページから 1 7ページまでがうちの方の対策であります。 その対策を図面に表したのが、19ページであります。19ページは縮小図でありまし て赤い点線で囲ってあるので、後ろの方、20ページから拡大図の平面図となっており ます。以上ですけれども。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。今の話し、今はこの調査を中断しているのですか。

幹事(諏訪建設事務所) 今は中断しております。

宮地委員長 そうですか。

幹事(諏訪建設事務所)

猛禽類はやっております。

宮地委員長

猛禽類はやっておられる。それはどなたですか。ダムサイトの問題は。

幹事(諏訪建設事務所)

12年度はオオタカの営巣が確認された後でありますけれども、それ以降は周辺には確認されておりません。

宮地委員長

それ以降確認されていない。そうですか。割と先走るかもしれませんが、松島(信)委員が今日、お出しになりたいと言っていた意見の中に、オオタカがございますね。12年の段階ですか。

松島(信)委員

そうです。この前、委員会前に資料送って頂きまして、資料頂いておるんですよ。今日出された資料とは違う資料が。その時に猛禽類に関しては、今、発表ありました営巣確認されたという、そういうような文面がなかったんです。

宮地委員長

平成12年の段階で。

松島(信)委員

13年度。今日の発表で、それは明らかになったので、それは良いんですけれども、予め頂いた資料の中にはそういうような文言はなかったということで質問しようと思って出してあるんですけれども。

宮地委員長

後程また言及して下さい。いかがでございましょう。その他に、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

2つの環境なんですけれども、ちょっと予めお聞きしたいことがあります。いずれも、環境アセスメントという意味でのアセスメントを行っていないようですけれども、仮に行うとすれば、それは丁寧に行うとか、大雑把、省略してやることもあるんでしょうけど、だいたいの費用と期間は、一体どのくらい掛かるものなんでしょうか。それをお答え下さい。

宮地委員長

お答えを頂けますでしょうか。どうぞ。

幹事(諏訪建設事務所)

状況についてはすぐ答えられませんので、また後で調べて。

宮地委員長

後程、お願い致します。

五十嵐委員

良くなくとも3ヶ月とか半年とかそういう時間帯だとして、数千万とか、そういう単位ですね。例えば、非常に端的に、ダムを造った場合とダムを造らない代替案をした場合に、これらの環境についてどういう影響を受けるかということを見るということです。

宮地委員長

それでは、今すぐご返事頂けないようですので、ちょっとお調べ下さい。お願い致します。

田中治水・利水検討室長

委員長、よろしいですか、もし環境自然保護課さんの方で分かれば、お答え頂けばと 思うんですけれども。

宮地委員長

他の方で、お分かりでございますか。どうぞ。マイクを使って下さい。すいません。

幹事(環境自然保護課)

それぞれの開発、事業の規模だとか、そういったことで違いますもんで一概に期間であるとか、経費についてはちょっと答えられない状況でございますけれども。

宮地委員長

後で、この程度ならこのくらいというのができたら、お答えを頂きたいと思います。 後程、お願い致します。それでは、あと新和田トンネルからの取水のことで資料4がご ざいますが、これは資料5も一緒にした方がよろしゅうございますか。資料4と5と一 緒にした方が良いですかね。新和田トンネルからの取水、それから、横河川からの取水、 これについてご説明をお願いします。

事務局(治水・利水検討室)

最初に資料の4、新和田トンネル湧水について、事務局の方から報告致します。新和 田トンネルの湧水についてということで、経緯。新和田トンネルは、下諏訪町と和田村 とを結ぶ国道142号のバイパスとして昭和49年から長野県道路公社が工事を行い、 昭和53年に開通した。昭和52年のトンネル掘削の際、多量の地下水、当時11,3 76m3/日が噴出し、道路勾配により、和田村1,296m3/日、下諏訪町へ10, 080m3/日の量が自然流下することとなったが、その後昭和54年に県道路公社と 和田村との協定により、ポンプを設置して和田村へ2 ,880m3/日還流することと なっている。その結果、湧水量のうち、4 , 1 7 6 m 3 / 日を和田村の男女倉沢川へ流 下させることができるが、これまでに還流させた実績はなく、10,080m3/日が 砥川へ自然流下していた。別紙1、協定書を参考願います。現況と致しまして、下諏訪 町へ流下している新和田トンネル湧水は現在も砥川へ放流されている。湧水量は、最近 の調査では平成14年2月23日には8,030m3/日、同年、4月30日には、9, 760m3/日となっており、時期による変動が見られます。別紙2として新和田トン ネル湧水量のデータを添付してあります。湧水の帰属。トンネル掘削により、噴出した 湧水については、その所有権を明確に規定する法はなく、掘削者が処理をすることとな る。新和田トンネルの湧水はトンネル掘削前は地下浸透していたと思われる。利用の可 能性。新和田トンネル湧水を上水道へ利用することに関しては次のような点を検討する 必要がある。湧水を一旦河川に流下させてから、再度取水し利用する場合には、河川法

が適用される為、河川管理者から水利権の許可を新たに得る必要がある。湧水を直接取水する場合には河川法の適用はないが、下流の流量が減少することが考えられる。その為、下流利水者の理解を得る必要が生じる場合も考えられる。関係する資料として、別紙3として、渇水流量と正常流量の関係。別紙4として砥川及び横河川農業用水取水状況図を添付してあります。資料4については以上の通りです。

宮地委員長 横河川の方、お願いします。

幹事(河川課)

それでは、横河川の取水についてということで、長野県として河川課の方から資料5 でご説明させて頂きたいと思います。横河川からの取水について、ということで、1. 安定水利権ということで、水利権の種類がここで1、2、3ということで、述べており ます。安定水利権。これは新たな水利権の許可は、原則として申請された取水量が河川 の流量から既存の水利権者の水利権量を差し引いた残量、及び、河川の通常の機能を維 持する為の流量(河川維持流量を考慮した流量)の範囲内である場合に可能となると。 この計算の基礎となる河川の流量が基準渇水流量であり、1年間のうちの355日間確 実に流れている流量で、その内、最近10ヶ年の内の最少のものが流量計算に用いられ ますと。また、この安定水利権の水利使用を申請するものは、こういう理由から最近1 0ヶ年以上に渡って、この流量観測を実施して、流況を十分に把握しておく必要がある と。ここで安定水利権を特に強調したのは、4番に岡谷市が必要とする水利権は水道水 源が汚染されている為、これに代わる水道用水確保の為であることから、安定水利権で ならなければならないということでございます。2番の放水水利権、3番の暫定放水水 利権はご覧頂いてお読み頂きたいと思います。それで今言いましたように、岡谷市さん が必要とする水利権は、安定水利権であると、なお、この安定水利権の取水量が1日に つき最大2,500m3以上、または給水人口が1万人以上、水道取水量でございます。 水道の為に共用するものは、特定水利使用と言いまして、許可は国土交通大臣が行うと いうことがここに付記してございます。それでは、横河川の流況は現在どんな流況かと いうことを5番で説明しております。横河川の流況は横河川流量データの通り、別紙1 の横河川流量データというのが、3ページ目に横河川流況データということで最近の平 成6年から平成13年までの月別を横軸に縦軸にその時の流量をとったものの表がご ざいます。これはどの地点かと言いますと、続いての4ページ目の横河川の渇水状況と いう写真がございまして、その中に小東橋というその上流に流量観測を取っている点が ございまして、ここの点の流況表でございます。この流況表を見て頂きますと、平成1 0年9月から11年1月までの間、及び11年10月から12年5月までの間の流量を 見ますと、ほとんど流量がないという、そういう状況でございます。その写真等を小東 橋から下の資料4ページ目の田中橋を望むとか田中橋より上流を望むというところを 見て頂くと現実的に写真でも水が流れていない、ほとんどないという状況がお分かり頂 けるかと思います。その状況から、6番に安定水利権を取る為には、当然先程申しまし たような既得の水利権者の同意も必要であるということを書き述べておりまして、結論 からすると、横河川に非常にこういう安定的な水量がないという中から、新たな取水を する為の水利権の許可というのは、極めて困難ではないかということで、ご説明させて 頂きました。以上でございます。

宮地委員長はい、どうぞ。

宮澤委員

私のご質問でございますので、ちょっと確認をさせて頂くと同時に意見を述べさせて頂きたいと思いますが。それではですね、これは部会で出された同じ答えでございます。私が確認をさせて頂きたいのは、今回のこの質問をもう1回させたのは、岡谷市の多くの公聴会でのご意見等々でこの意見が出ました。私は道路管理者、河川管理者にご意見を述べた訳であります。このご見解は道路管理者、河川管理者の判断だと、こういうふうにこの検討委員会で理解してよろしゅうございますか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大口河川課長

宮澤委員の言われる通り、道路管理者、河川管理者の答えということで結構でございます。

宮澤委員

そうしますと、もう1回確認でございますが、特に和田トンネルなんかは車椅子で、体を痛めてらっしゃる方が、和田トンネルからの取水もあるではないかと。部会長、これについては絶対に確認してくれと、こういう大変、根強いご意見がございましたので、これも確認をさせて頂いたのですが、そうすると県は要するに新和田トンネルからの取水は不可能だと、できないということを発表したということと、それから、横河川からの上流からの取水もできないと、こういうことを明確にしたと、こういうふうに理解してよろしゅうございますね。

宮地委員長

今の、ちょっと、私疑問があるんですが、今の新和田トンネルの方はそう言っておるんですか、県の方は。どうぞ、お願いします。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

政策秘書室長の高橋でございます。今、宮澤委員からですね、不可能ではないかと言っていますが、この書いてある文章の通り、新和田トンネルの場合には困難な問題があってですね、今すぐ取れるということは言えませんが、不可能ではないということでございます。横河川につきましても、こちらもかなり相当難しいので、現状の河川法なり、水利権の状況では無理ですが、水としては上流部にある訳なので、非常に困難でありますが、将来的な技術開発ですとか、状況の変化によれば、まったく不可能という訳ではない。今取れるのかと言えば、それは無理です、ということでございます。

宮澤委員

低川の場合は治水案と利水案がセットにされている。特に利水案があるという特別な材料がございまして、要するに命の問題である飲み水の問題がある訳ですね。その3つの大きな問題の中で、要するにダムを止めた場合、ダムを止めた場合のご意見として、この3つのボールが出てきている訳です。結論を出すと同時にすぐそれを出さないといけないんですよ。そうすると、この問題ができるならできる、できないならできないということをここへ上程されて、この委員会にならないと判断ができなくなっちゃうですね。お金の問題もそうです。財政的な問題もそうだし、案自身の信憑性の問題も出てくる訳ですね。砥川の場合はセットで部会から挙がっておりますから、この問題のことについて、ですから、私はあえてこのところで再度、道路管理者と県の河川管理者にお何

いをした訳です。横河川は不可能であると。でも、それも将来的に技術革新ができればできる。将来的ニーズだということで、案は案と一緒に付いているものですから、そこのところどういうふうに判断されるのか、ちょっと今のことでは判断ができなくなってしまう訳ですね。それから、新和田トンネルの問題については不可能ですか。もう1回、お聞きしますけど。

宮地委員長

横河川と新和田トンネルとちょっと分けて、お答えを頂いた方がいいと思いますが。 どうでしょうか。

高田委員

ちょっとすいません。関連してお聞きしておきたいんですが、今の岡谷市が唯一表流水を取っている河川というのは、この横河川の支流なんでしょうか。この小井川かなんかというところですよね。これは独立した1日4,000m3かなんかそのくらい取っていますけれども。

宮地委員長

それはちょっとお伺いした方がいいですな。どうですか。お答え頂けますか。はい、 どうぞ。

幹事(諏訪建設事務所)

小井川の水源は、横河川の本川です。横河川の本川から取っています。

宮地委員長

取っているんですね、今現在。取っているということですね。

高田委員

だから、それを増やすかどうかということですか。

幹事(諏訪建設事務所)

許可で取っております。

宮地委員長

許可でも取れるんですね。どうぞ。

北原諏訪建設事務所長

それでは、答えさせて頂きますが、今横河川で、岡谷市が水道水源として取っておるものにつきましても、いわゆる、許可水量、今までの1級河川から、これだけの量を取るよという前提での量の範疇で取っておるということでございます。従って、宮澤委員の方から、再三ご質問ありますが、横河川にしましても新和田にしましても、新たな水源確保ができるかどうかというのは、私ども現地で河川管理者、道路管理者としてやっている場合には、必ず既得水利権者の意見を聞いた上で、それで新たに認めていいかどうかを判断するものですから、それは再三繰り返して言っている通り、もし下流の既得権者が今までの水利利用の中で枯れていて取れないということになると、これは非常に難しい面があろうという推測だけでございます。

宮澤委員

あのですね、本当に残念なんですが、私これ質問出したのは、5月2日です。今日17日ですね。その間に何のアクションもされないということ自身が、真剣に部会の時にもそういう意見が出て、私も部会で詰め切れなかったから、この問題のことについては皆さん方、すぐやって下さいということでお願いをして、幹事長が自ら発言して、お答えして、対応しますと、こういうことでもってなってきた問題なんですよね。それが半月も経っても全然アクションもしていない。何の呼びかけもしていない。これでは、検討委員会がどういう結論を出したとしても、あの時に熱心に公聴会で意見を出してそれで方々やそういう人達の了承が取れますでしょうか。私はもうちょっと積極的にそれぞれの担当者が同じテーブルについてやって頂きたいと、話しをして頂きたいということを申し上げたつもりでございます。5月2日の日に。それで半月の猶予の中で、私今日までお待ちしたんです。それが部会と同じ状況の結論では、経過では、それで大丈夫ですかというと、技術の革新があれば大丈夫でしょう、今では困難ですが、これでは検討委員会、これだけ多くの人達が、一生懸命やっているのに、本当に真摯に答えることになりますでしょうか。もう1回、そこのところを含めて明確な答えを政策室長に求めます。お願いします。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

明確に答えているつもりでございますが。水利権の問題或いは、例えば、新和田トン ネルの水利権も実際には道路公社と和田村との協定書も川に流すというので、ちょっと 前の説明が和田村の方に水利権があると言っているように誤解を与えるような発言、ち ょっと訂正させて頂きたいと思うんですけれども、例えば、そこも川に流していいと、 流すということが協定書の決められているというような問題、それから当然、今ある水 利権の問題もありますし、基本的にトンネルを掘った場合に、出ている湧水というもの が、そもそも安定しているのかどうか。やはり取れるとなれば、何千m3取れるのかと いうのがはっきりしないと、これはできるというようなものではありません。もしかし たら変えてしまうかもしれませんし、或いは、非常に安定しているかもしれない。数字 は出しておるんですけれども、古い時の数字はあんまり精度がよくないもんで、数字は 細かいのですが、実際、精度が良くないもので、近頃では一体何m3取れるのかという と、僕ら明確に残念ながらお答えできません。それから、その直接砥川に流さずにした 場合、水利権がどうなるかということについてはですね、例えば、実際川が枯れたとい うことになれば、これは水利権との関係が出てくるんでしょうが、水文学で言えば、そ のまま川に、地表に出ないで岩盤を通って、諏訪湖であるとか、場合によっては和田村 の方に流れているという部分もありますので、そういった時の権利というのは道路公社 が勝手に使えるのか、それとも使えないのかという問題がありますので、確かにこの部 会と致しましては、すぐ白黒付けてくれと、おっしゃる気持ちは非常によく分かるんで ありますが、現状としては今の答えで精一杯でございます。

宮地委員長

私も良く分からないところがございますが、12時半になりましたので、そろそろ切りにして、ちょっと飯を食った方がよかろうという感じがするんでございますが、どうでしょう。また後続くかも知れませんが、できるだけその間にお答えを整理して頂こうと思いますが、いかがでしょうか。今12時半でございますが、もうちょっと早くここまで切りをつけるつもりだったんですが、こうなりました。申し訳ございません。昼食済みまして、再開はどうしましょうか。30分では無理ですな。45分、1時15分でいかがでございましょうか、再開は。そういうことに致します。ありがとうございました。

<昼食休憩>

田中治水・利水検討室長

午後の審議をお願いしたいと思いますので、席の方にお戻り下さい。では委員長、お 願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、午前中、意外に議事は戸惑ってしまいまして、申し訳ございません。それで、 午前中のちょっと環境アセスのことで調査の期間と金額についてご質問がございましたけれども、あれについてお答えを頂けそうなんで、お願い致します。

幹事(環境自然保護課)

環境自然保護課ですけれども、午前中アセスを実施をするとした場合に、費用と期間はどのくらい掛かるかということで、たまたまダムの事例ございませんでしたもので、県内の廃棄物処分場のアセスの事例で、事業者の方にご紹介をさせて頂ましたもので、ちょっとご紹介をしたいと思います。期間は概ね2年から2年半くらい掛かったと。経費については、概ね1億5千万ということで、この処分場の規模は、面積は20ha、埋め立ては一応40m3くらいの施設ということでございます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、議事に入りますが、ちょっとその前に先 程申し上げました、いろいろなところから要望書かなんかが出ておりますので、ちょっ とご報告を申し上げます。ひとつは、これは前回でございますので、5月9日になる。 すいません、5月2日の日に委員長宛てに、ひとつは浅川総合治水対策連絡協議会とい うところから私宛ての要望書、それから同じ日に、下諏訪ダム建設促進期成同盟会とい うところから私宛てに要望書が出ております。どちらもダムによることを要望すると、 こういう趣旨の要望書が出ております。それから、本日でございますが、朝、これは浅 川ダム建設阻止協議会の会長さん、山岸堅磐さんと浅川部会特別委員有志、この合同で 私宛てに要望書が出ております。これは浅川の治水についてはよく審議をしてくれと、 それからいろいろ検討委員会、或いは部会で出たご意見が書いてございますので、委員 の方にはそれぞれお配りしてございますので、頭の中に置いて頂きたい。それからもう ひとつ、最後に今日既に資料の中に入れてございますが、検討委員会資料8でございま す。元信州大学工学部の長尚さんから私宛てに意見が出ております。前回の委員会にお ける私の話しを含めまして、長野市のピーク流量についても言及しておりますが、委員 会での議事の進め方もちょっと言及されております。これのひとつ前に、同じ方から公 開質問状が委員会宛てに送られて参りましたが、それは私が拝見したところで、今まで の高水の取り方なんかについての議論でございましたので、しかも中には砥川、浅川の 答申が済んでから答えて頂いた方が良いと、そういう趣旨がございましたんで、私その まま置いておきましたが、再度、これが出て参りまして、これは特に配布してくれとい う強いご希望がございましたので、配布致します。これは外からのご意見でございます ので、お読みを頂いて、頭の中で処理をして頂きたいと思っております。以上が要望書 のことでございます。それで午後は、午前中もいろいろございましたけれども、本来の、 本来のというのは申し訳ございませんが、答申に向けて今まで議論していなかったとこ ろをいろいろご議論を進めたいと思っております。それで、ちょっと私が書いたやつを 配ってはなかったんですか。良いです。それでは、それにつきまして、各委員のところ には既にお手元にお配りをしてあると思いますが、午後の本格的な議論に備えて、五十 **嵐委員からご意見が2つ提出されております。2枚になっております。前の部分は既に**

委員の方にお届けしてあると思いますが、本日改めて、パート2というやつが、パート2の部分が提出をされました。それを併せまして、五十嵐委員に議論の皮切りをして頂きまして、午後の議論に入って参りたいと私は思っておりますが、お願いできましょうか。

五十嵐委員

その前に、資料7のこれよろしいですか。基本高水についての河川課の見解。

宮地委員長

私のことなもんですから、もし、はい、どうぞ。いいです。それでは、私もよく読んでおきますので、ご返事はこういうふうにあった。これについて私の考えもございますけれども、実際、基本高水ばっかですから、また、今のところはこれでよろしいと思います。

五十嵐委員

それでは、委員長から指名がありましたので、私の意見を述べたいと思います。これ は財政ワーキンググループの座長としての意見でありませんで、1 委員としての意見で ありますし、財政ワーキンググループから起草委員の方にもおさえておりますので、検 討委員として、短期間に答申をまとめるに当たって、是非、集中的に論議して欲しいと いうことを私が簡潔にまとめたものであります。2つに分かれておりまして、5月14 日付けと17日になっております。まず5月14日付けの方から順次簡単に説明させて 頂きます。答申案の考え方についての2から始めて下さい。ご承知のように部会は両方 ともダム案と河川改修案の両論併記になっておりました。様々な意見の集約の結果、両 論併記になっていることは勿論分かりますけれども、その様々な意見の中に、重要部分 がやはり欠落しているというふうに私は感じております。そのひとつは、今日出ており ます環境などは非常に重要でありますし、この間、財政ワーキンググループで報告しま した財政などについても本当は非常に重要な問題ですから、部会でちゃんと議論した上 で、それに対する返事を伴いながら、この検討委員会に戻って頂きますともうちょっと 議論はしやすかったと思いますけれども、それが欠落しておりました。この時点でもう 1度部会に、資料を付けて差し戻すというのも合理的でありませんし、ちょっと考えら れませんので、多分その欠落部分については、当委員会でその欠落部分をカバーする必 要があるだろうというふうに私は思っております。そのカバーする場合に非常に重要な ことは、この答申はいろいろな意味で様々な緊張関係に置かれているということです。 長野県議会もありますし、長野県民もありますし、国土交通省など全国的な視野で、十 分に議論に耐えるものでなければいけないというのが私の前提であります。その中から いろいろ大きな論点を抽出致しますと、私は基本高水というものについてそろそろ一定 の見解を出さなければいけないかというのがあります。これが第1の論点であります。 第2の論点は、いわばこの委員会、これ私は「長野モデル」と言っております。この委 員会として、様々な見解について独自の考え方を述べる必要もあるだろうと。従来の考 え方や制度やルールだけに従っていただけではなかなか結論出し難いので、新しく「長 野モデル」として発信すべきであると。この2点が非常に重要だと考えました。それで、 第1番目の、その1の5月14日の論点は、主として基本高水というものに関わる問題 であります。ダム案と河川改修案を財政的な観点から見る際に両部会の報告書などを見 させて頂きました。非常に簡単に言いますと両論併記の見解の分かれ目は、いわば国土 交通省、県土木部が設定した基本高水と、ここの学者グループ、或いは住民が言ってい る基本高水のどちらかを取るか、ということに分かれるような感じになっております。 代替案もいわば基本高水と関係なく作られている訳ではありませんで、基本高水を下げ

たことによって、そうすればどういう代替案になるか、こういう形でありまして、とに かく、議論の出発点が基本高水が出発点ということです。先程の残りの部会の報告も受 けまして、そこでも出発点は、やはり基本高水になるということでありまして、これに ついての考え方を整理しないと、まったく一歩も進まない。或いは、今から申し上げま すような、上々の争いになってくると私は理解しております。そもそも基本高水は一体 どういうものだろうかということを考えてみますと、これは大熊委員が再三に言ってい ることでもありますし、部会の報告や検討委員会の報告も聞いて分かると思いますけれ ども、要するに一定の条件を設定した場合にどういうふうになるかということでありま す。この一定の条件というところについては、いろいろな意味での、いわば価値観とい うものが含まれるものでありまして、価値観というものを前提とするとこういう形にな るということだろうと私は思いまして、その意味でフィクションの世界だと私は思って おります。別の言い方を言いますと、ある種の価値観に基づく神学の世界でありまして、 数学のように客観的な絶対正しいという概念ではないのではないかというふうに私は 理解しております。これはどうしてそういうことになるかと、いくつか、次のページの 2から入っていきました。ひとつは今日午前中、冒頭に国土交通省の見解について、私 個人も少し高い調子でいろいろなことを要望しましたけれども、既に基本高水という概 念は提唱主である国土交通省、或いはその他の都道府県自治体において、既に崩壊して いるというのが私の認識であります。その理由は前回の大熊委員の資料の中にありまし たけれども、国の直轄事業のダム、或いは補助事業のダムについて沢山のダムが既に建 設中止されております。今日も別のところでダムが中止されていることは報道がありま した。もし、基本高水ということで絶対であれば、延期は財政上、その他の事情で有り 得ると思いますけれども、中止という概念はないんだろうと、私は理解しております。 しかし、現実的には、その件について中止を致しました。できれば、この点について国 土交通省から説明を頂ければ、もうちょっと私の言っていることが客観性を帯びている か分かると思いますけれども、残念ながら今日のような国土交通省の回答でありまして、 なぜ中止したかということについての、或いは基本高水の関係でそれをどのように考え るべきかについての説明はまったくありません。少なくとも報道されたり、私が調査し ている範囲内で、中止の状況を見ますと、これは、北海道の時のアセスメントから端を 発していまして、要するに時間という単位を上げまして、客観的に、例えば、計画され てから5年以内に着手されていないもの、事業が着手されてから20年以上経っても完 成していないものについては、一端とにかく止めると、その上で更に必要なものであれ ば、もう1度復活することもあり得るけれども、自動的にサンセットロー、サンセット ルールということであります。これを国の方も採用しまして、そういう形で事業中止を したということです。勿論、その事業中止は亀井さんなど政治的な影響力もありますけ れども、一応ルールとして従って言いますと、5年以内に計画されたけれども、実施さ れないというような場合に関しては中止ということをやったということであります。つ まり逆に言いますと、基本高水という概念に拘らずに、中止して良いという事態を国土 交通省自らが認めているし、他の自治体もこういうことをやり始めたということが第1 であります。2番目、基本高水について、よく切り下げるという概念がここでもしばし ば言われております。しかし、切り下げるという概念もやはりおかしいのでありまして、 社会的条件から見てどちらが妥当かという形での両論併記はあり得るかと思いますけ れども、その代替案を出すとすぐ切り下げるというような言い方についてはまったく学 問的ではないというふうに思います。もしそういう切り下げということを許すのであれ ば、国土交通省は中止ですから、0にした訳ですから、その0についての理由を説明し なければいけない。多分、0に切り下げるんだという言い方をしたら国土交通省は全然 国民の支持を得られないだろうと、私は思っています。基本高水は基本高水であるとし ても、社会的条件で相対的に考えた方が良いということを言っているだけでありまして、 切り下げという概念はまったく有り得ないというふうに私は思っております。それから 3番目の災害の問題でありますけれども、これも本当は国土交通省によって説明される べきだったと思います。国土交通省の考え方、少なくとも竹内委員に関するこの間説明 された考え方はあまりにも乱暴でありますし、まったく誤っておりますし、また裁判所 の代わりをしたような形でありまして、誠に相応しくないということであります。もし 国土交通省の言い方をしたら、中止したダムについてちょっとでも災害が起きたら、全 て国が責任を負うということを言わないといけないはずでありますし、他の自治体につ きましても、それぞれそう言わなければいけない訳ですけれども、多分、そういうこと 言わないだろう。それから裁判上、それが争いになっても、社会的妥当性の観点から、 言葉で言いますとも安全性とか財政とか、いろいろ社会的条件の制約によってなってい ますけれども、そういう形で基本高水通りにダムを造らないとしても、相対的に責任を 取らなくても良いという場合もありますし、逆に今日、石坂委員の方からもありました けれども、これは多摩川の水害訴訟で出ていますけれども、要するに基本高水を取った としても、満足したとしても、なお、いろいろな条件によっては災害が有り得るという ことであろうと、損害賠償することがあり得るだろうということでありまして、国土交 通省の見解は誤りであります。これは長野県の見解も誤りだと私は思っております。次、 エについて申し上げます。今回、浅川、砥川について、それぞれいくつかの数字が飛び 交っています。これはある種の費用対効果の考え方でありますけれども、しかし、この どちらが良いかということを判断する時に、安全性だけではなくて、いろいろんな状況 を考えなければならないと私は思っています。ひとつは、被害を被ると予想される住民 がどの程度いるだろうかということです。非常に極端な場合を考えますと、もし被害を 被る住民が少なければ、ある程度、総社会的、相対的に大きな数字を取らなくても良い という場合もあり得るだろうというふうに思います。これは被害想定の問題で、次の2 ページ目が関係致します。2番目は莫大な費用が掛かる場合ですね。高水としては非常 に高い方が良いということだけれども、莫大に掛かる場合に、社会的にそれが許される かどうかということ問題であります。或いは、今日も環境の報告が少しなされておりま すけれども、高水の為に莫大な環境破壊を起こすというような場合に、これは一体どう いうことだろうかということが考えられます。或いは住民自身がそういうことを望んで いないというような場合にも、やはり造るべきではないんではないかというようなこと があります。これはダムそのものの問題でありまして、その他、福祉や医療、その他の いろいろな問題、総合的に考慮して基本高水についての概念は相対でやるということを 認識するべきであるということであります。それから、世界各国のダムに対する政策か らも学ばなければならない訳でありまして、私が調査した限りではヨーロッパやアメリ カでは基本高水論争などという概念は、まったく行われておりません。今から30年程 前にウィーンで行われたことが1度あるということを報告聞いておりますけれども、そ れ以降ほとんど聞いておりません。その全ての結論はヨーロッパやアメリカで今後一切 ダムを造らない、造ったダムについてもゲートを開ける、撤去するということでありま す。これは何よりも治水、利水ということ以外にも環境を重視したことでありまして、 これは建設省の方針にも明らかであります。日本の河川法の歴史を見ますと、旧河川法 では基本高水は主流でありました。しかし、今回、環境や住民参加を重視した新河川法 が制定されて、実施されています。もし基本高水が絶対であれば環境や住民参加はあり ません。環境や住民参加を重視するということは、基本高水について別の概念を取るこ とがあるかもしれないけれども、それは環境や住民参加を重視するからだ、ということ を新河川法自体が認めたからだということであります。以上の結論からしまして、基本 高水に囚われずに、もっとその他の方法で、この委員会は総合的にダムが良いか、河川 改修が良いかを検討すべきであるというのが第1点です。これがその1の問題提起です。 続けて、その2に入りますけれども、次はそういう前提問題をおきまして、今日付けの

その2「長野モデル」について説明させて頂きたいと思います。今言いましたように基 本高水は絶対ではありませんので、それを変更するについて、合理的な説得的な他のル ールがあれば、当然別の方法が出されて良いというのが私の意見であります。但し、そ の意見は合理的であり、かつ説得力があり、かつ多くの人々に指示されなければ駄目だ ということであります。私はそのモデルとして2つのことを提示したいというふうに考 えております。ひとつは財政ワーキンググループの中で最も大きな問題になり、かつ最 も大きな費用として重視されたのが国庫補助金の返還問題であります。端的に言って浅 川のダム建設を認めるか認めないかは、この国庫補助金の返還ということをどのように 考えるかによって、非常に大きく意見が異なってくるだろうというふうに思っておりま す。端的に言いまして、もしそのまま仮にダム工事を中止するという時に、今まで使っ た費用、全部返せというふうに言われたら、おそらく長野県自体が倒産するというくら いのものでありますから、単にダムの問題を超えて、長野県のアイデンティティーその ものに関わる問題として、非常に重要だと私は考えております。これの根拠法が補助金 等に関わる予算の執行の適正化に関する法律、通称補助金適正化法というものでありま して、どういう場合に補助金を返すのか、返さないのかというのは必ずしも明確であり ません。恐らく立法の趣旨から言いまして、補助金をダムの為にもらっておきながら、 道路に使っちゃったというような場合などは明らかに、返さなければ不正使用になると 思いますけれども、その他、どういう場合に返すか返さないかということについては明 らかでありません。ただ、地方分権委員会というところで、検討した際に、このことに ついて検討した節がありまして、要するにその全体を言いますと、補助金を返さないこ とについて、正当な理由がある場合には返さなくてもよろしいという解釈が成り立つと いうふうに読んでおります。国土交通省も先程言いました様に、この見解に立ちまして、 いくつか直轄事業、単独事業を中止しておりますけれども、中止するについては、正当 な理由があるというふうに考えて、国の直轄事業については国庫に返還したり、補助事 業については自治体に補助金の返還を迫ったりした例はまったくないというふうに聞 いております。何が正当な理由かということで、2つ要件があるのではないかと私は考 えおります。そのひとつは工事中止の要件としてどういう理由があった場合に、果たし て正当な理由であると思うかどうかというのがひとつであります。第2番目は、その正 当な要件をどのような機関で、どういう手続きでジャストファイしていくかという手続 きについて合理的かどうかというその2点だろうというふうに思っております。建設省 の工事を中止する理由は、先程言いましたように、時のアセスメントが発展致しまして、 橋本総理大臣が建設省と公共事業官庁に命じて、既に要綱になっております。行革本部 でもこれ1番重要だということになっておりまして、かなり法的にも熟度の高いもの、 法律そのものになっておりまして、熟度の高い様式になっているんです。ここでは要す るに時、時間という形式要件でばっさり切っていくか、切ってないかということが第1 です。但しすべて形式が合えば全て止めるというのではなくて、一旦中止にするけれど も、もう1度必要だという場合には復活してよろしいというサンセット方針で作られて おります。ちょっと逆転しまして、順序の方からいきますと、そういう形式要件に該当 した上で、今までは公共事業再評価委員会というところに掛けまして、この公共事業や めるかどうかをもう1度、具体的に、例えば、自治体の場合には自治体で検討するとい う方法を取ったと思います。長野県の場合にも公共事業再評価委員会がありまして、今 回検討対象になっているダムを含めまして、多くのものが事業すべきであるという方針 になっていました。再評価委員会のやり方とここでのやり方を比べまして、どちらが一 体デュ・プロセスという考え方に近いかというのが、この要件を定めると私は思ってい ます。私は結論的に言いますと、この委員会でのプロセスは非常に高いものとして位置 づけを与えられるべきであろうと私は思っております。第1番目はそもそもこの問題は 提起した知事はダムの見直し、公共事業の見直しを公約に掲げて、選挙で当選したと、

つまり住民の指示があるということが第1点であります。第2点は、議会がチェックし たということであります。ここで意見がまとまらずにこの委員会条例が作られまして、 ここに設置されております。 つまり法的な手続きをちゃんとロイヤルロードを組んで条 例ができてここに委員会が設けられたということです。この委員会も、これは皆さんプ ライドをもっていいと思いますけれども、全国でもまったく例のないくらい十分な情報 公開をし、十分な住民参加を行っています。恐らく古今東西、これだけいろいろ公開し て審議している例はまったくないだろうと思うくらいに、十分な手続きを行っておりま す。更にその上で部会報告がここで検討されて答申とされる。再び知事や議会で検討さ れるということでありますから、世界中で考えられる最も民主的なプロセス通っており ますので、この委員会の答申はかなり大きなウェイトを持つし、手続きとしても先程言 いました、正当な理由の最も大きな証拠になるということです。それを踏まえまして、 先程の基本高水に関する私の意見を含めまして、答申案をこういう順序で考えていった らどうだろうかというのが、 $\Xi(-)(-)$ であります。ひとつは $\Xi(-)$ から読みま すと、本件ダムを中止するということについて、これまで基本高水論を含めて、多くの 議論が行われてきた。思考順序として、これは次のように整理されていったらどうだろ うかいうのがありまして、1から6まで書いてあります。ひとつはダム案と河川改修案 の具体的に双方を取った場合にどういう被害が予想されるかということがあまり議論 されないままに関連的に基本高水を設定して議論、安全性という言葉で議論してきた。 具体的にはその結果どういう被害になるかはまったく分かっておりません。これが第1 です。これは明らかにしたいと。第2番目は災害防止するについて、ダムか改修案かと いうこと以外にも、例えば、そこから逃げるということがひとつ。或いは家屋等の床上 げを行う、或いは保険を導入する。或いは植林を強化する。遊水池等の設置など、あら ゆる方法を取ってみて、どの程度被害が軽減できるかどうかを検討すべきであるという ことです。3番目はそれぞれの目的を達成する為に、本当に費用が妥当性をもつかどう か、或いは、長野県、国庫の費用として、そういう支出が可能がかどうかというものが 3番目であります。4番目はその費用と方法を確立されたとしても、それが環境等に対 して、どのようなダメージを与えるかということを避けて通ることはできない。これは 新河川法の趣旨からもそうでありますし、県民の望んでいることであろうと思います。 5番目はその方法が本当に県民に或いは、国民に指示されるかどうかということを考え なければいけない。こういう順序で考えていくんですけど、その際、他の事業との比較 や事業の緊急性や、時代によるニーズの変化や国際的な比較もその中に含まれているだ ろうと思います。こういう思考方法で答申をまとめていった場合に、先程言いました5 年に着手されていなければ、失効するという建設省の採用している方式よりもはるかに 具体的、実質的であると思いますし、形式的な公共事業評価委員会でやる手続きよりも、 ここの方がはるかに民主的であると。私はそれを確立すれば、先程正当、合理的な理由 がありますし、基本高水も相対的に考えることができるだろうというのが私の意見です。 以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今、五十嵐委員から個々の問題もございますけれども、全体的なこれからの答申の方向に関係した貴重なご意見を頂いております。特にその1の方は、前もってお配りしておりますのでお読み頂いておると思いますが、その2の方はいろいろ補助金の返還等いろいろございますが。どうぞ。

藤原委員

五十嵐委員のこのあれを見ましたけれども、基本高水についてというのが1番最初になっているんですけど、審議をするに当たってですね、浅川部会で13回やりまして、

やはり、そこで1番大きな問題というのは地質の問題だったんですね。あそこにダムを 造っても大丈夫なのかどうかということが非常に長い間、問題になりましたし、それか ら、浅川ダム地すべり等技術検討委員会の方に来てもらって、説明を受け、また松島(信) 委員も調査をして、これまでの浅川ダム地すべり等技術検討委員会の安全だというもの に対して、相当疑問が出てきている訳ですよね。ただ、私達はその部会を通じて、ある 程度、松島(信)委員の話しも聞きながら調査の結果も聞き、そしてここにダムを造ると いうのは危険なのではないかというふうな認識をもったんですけども、部会の中にはや はり、浅川ダム地すべり等技術検討委員会の結論というものを尊重すると、それから部 会にいる人間はほとんどが素人なんだから、ここで地質の問題を決めるという訳にはい かないので、検討委員会の方で考えて欲しいというようなことで結果的には、地質の問 題というものを部会の段階で結論が出なかった訳ですが、今日松島(信)委員からそこら 辺のところも説明をして頂きならがら、本当に浅川のあの場所にダムを造っていいのか どうか、まずそこを始めて、そしてダムを造らないということだったら基本高水の話し が分かるんですが、その前の段階でやはり基本高水云々よりも、まずダムをあそこに造 るか造らないかということを考えてもらうということが先ではないかと。それからもう ひとつ、私は砥川の部会は、参加はしていませんけれども、砥川部会でもやはり、議事 録を読んで見ますと、地質の問題はまだクリアされていない訳ですよね。疑問が残った ままに来ているという事があります。とするとこの2つの浅川部会と砥川部会の問題と いうのは両方とも地質の問題を抱えているということで、地質の問題をクリアしなけれ ば、ダム造る造らないの前の段階だと思いますから、そこのところをちょっときちんと して頂きたいと思います。

宮地委員長はい、どうぞ。

五十嵐委員

ご意見よく分かります。ただ短期間に少なくとも、今までの社会的な条件ですと、今月中くらいには答申を出さなければいけないという前提になっていて、かつこのメンバーで、藤原委員の言っているクリアする、地質的にクリアできるかどうかというのは誰がどういう方法で決めるんでしょうか。これがまさに神学論争だと私は思っているんです。つまり、浅川部会でも砥川部会でもそれでもなおかつダムは安全であるという意見が有力にある訳です。それに対して、勿論、いろいろと反撃することは分かるんです。これどっちが正しいということ誰がどういう方法で決めるか、少なくともここではまったく判断のする場がないと正直言って思っています。

宮地委員長はい、どうぞ。

藤原委員

浅川ダム地すべり等技術検討委員会がああいうような結論になったのもいつまでに答申をしなければいけないという、そういう期限が切られている為にああいう拙速な決め方をしたと思うんですね。その結論がやはり問題になっている訳です。特にあの時には、ダムの建設に影響を与えるような第四紀断層は無いという結論が出ている訳ですよね。ところが浅川部会13回の間に松島(信)委員の調査なんかも入ってきて、そして浅川ダム地すべり等技術検討委員会の人も含めた5人の人にそこの地質の問題をもう1度見てもらった。そういう結果、やはりこれは非常に問題があるというような認識を私は受けているんですよね。すると、もう時間が無いよという話しでここでその問題を避けて

しまうんだとすると、どうも浅川ダム地すべり等技術検討委員会と同じになっちゃうん ですはないかという感じがします

五十嵐委員

仮に言えば、クリアするという何ヶ月、どういう方法だったらできる、それを具体的に言ってもらえますか。

宮地委員長

藤原委員、ちょっと今のお話し両方とも理解できるんで、実は私、前回検討委員会の 進める段階の時に分類したものを書きました。実は、今日今までお配りしなかったんで すが、今おっしゃったような、対立点を私今までの部会の話しでまとめてみたんでござ います。今の藤原委員のご意見もほとんどそのまま、自画自賛ではないですが、書いて ありますので、それをご覧になりながら、対立点は対立点というふうなことではっきり させていく為にも、ちょっとお配りしたいと思うんですが、どうでしょう。

五十嵐委員

座長に聞きたいんですけれども、正直言いまして、結論先に言いますと、環境だって 先程言いましたように何年も掛かるんですよ。勿論、今の危険性についてもやろうと思 えば、本格的にやれば、恐らく膨大な費用も時間も掛かると思うんです。これ何回も延 ばしていいというのならば、それやって下さい。1番前提としてそれこそ災害あるかな いか、災害確実であれば、全部ダムなんて造る必要ない訳ですから。やってもらったら いいんです。そういうことです。しかし、できない、或いはやらないということだから、 私はこういうこと言っているんであって、それをはっきりして下さい。

宮地委員長

そういう意味で。

宮澤委員

委員長。私、全然委員長が発表されることには問題、全然どうぞウェルカムですけれども、今は資料の出されている説明を今日朝からずっと受けておりまして、今資料の説明の中で、その資料の9で五十嵐座長からのお話しがあった訳ですね。これ、皆さんそれぞれのところ、それぞれなってきているから、要するに、これから資料の説明を今されているというふうに私は取っていたんですけれども、委員長が新しい方法を出してしまうと資料説明から次の段階に移るような気がするんですけれども、要するに資料の説明はこれで終わりですか。今日の午後はどういうふうな形で進めていくということに移っている訳ですか。

宮地委員長

はい、そうです。私はそう思っております。その皮切りとして五十嵐委員のご意見を出して頂いたのでございまして、目標はそういう意見を総合して、答申案への方向をもっていくのにどうしたら良いか、そういう為のことでございます。私がこれからちょっとお配りしようと思うのは、別に意見が書いてある訳ではございませんので、今までの議論のどこがどう対立しているかと、そういうところを見せる為に、見ながら議論をして頂いたらよろしいと、参考になるんではないかと思ったんでございます。ですから、これは、テーマは別に書いてございます。ちょっとご覧頂けませんでしょうか。その方がまさに藤原委員がおっしゃったことが出ておりましたので、そういう意味でございます。ちょっとお配りして下さい。お願いします。急でございますので、委員の中しか資

料が用意してございませんですが。前回お配りしたのと本質的に違っている訳ではございませんですが、財政の話しもございましたし、いろいろなところで浅川と砥川について一方は左と右に書いてございますけれども、ダムを造った時と造らない話しと対立するように少し問題点は書いてあるつもりでございます。例えば、ご覧頂きますと、今のダムサイトの地質の安定性というところなんか見ますと、まさに今藤原委員がおっしゃったことを書いてある訳でございます。それで私は、どっちかに決着をつけるかどうかはその時間的な問題もございますけれども、全ての問題についてやはり、こういう対立点があることをちゃんと見て、そこのところでのいろいろなご意見出してもらって構わないと思いますが。ただ、それが決着をつけることになるかどうかはいろいろ難しい点があるのではないかと思っております、時間的な問題もございまして。ただ、全体を見通す為の方策としてお示しした訳でございます。どうぞ、どこからでも構いません。ご感想から。

五十嵐委員

この中で、私もこれ事前に頂きまして非常に優れた表だと思っているんです。ただ、限られた時間内で限られた人的資源の中でクリアするということを求めようとすると、全てがクリアできないです。多分、対立していますし。だから、どこかで相対的に何を重点化し、どういう方法でアクセスするかということを決めない限り、永遠になるだろうと。どう見ても恐らく仮に24日最終ですよね、決定されているのは、23日ですね。私などは今日辺り起草委員、原案出さなければ、次回23日間に合わないと思うくらいなんですけれども、クリアしろ言われちゃうとできませんと言うしかないんです。それは地質だけではなくて、財政もそうなんです。実はほとんど。勿論環境のこと、今日初めて出たばかりですから、その相対的に限定された範囲内でどうアクセスするかということを考えたいというのが私の意見です。

宮地委員長

どうぞ、私これを感じましたので、お話し下さい。

藤原委員

クリアということがあれでしたら、まず浅川部会で、地質の問題についてね、指摘された部分について、この検討委員会の浅川部会に出てお出でにならない方もいますので、そのことについてまず松島(信)委員から浅川ダム地すべり等技術検討委員会の評価というもの、要するにダムを計画、建設するに当たって、影響を及ぼすような第四紀断層はないということに対して、そうではなかったんだという問題が出てきて、そして、それでは、技術指針によっては第2次調査をしなければいけないというようなことまで、入ってきている訳ですよね。だから、そこら辺のところはまず松島(信)委員からこの浅川ダムの問題、砥川も含めて結構ですけれども、それについての地質の話しを聞いて、そして検討委員会でそれはもう議論をしなくても良いというふうになって、次の基本高水にいくなら分かります。しかしダムを造るか造らないかというのをまず地質の問題から考えてみる必要があるだろうというふうに思うから、問題提起している訳です。

石坂委員

すいません、関連してお願いします。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

この後の進行の中で時間的なこともありますので、松島(信)委員からご説明を受ける ことが必要であれば、それはそのように委員長におとり諮らって頂きたいと思いますけ れども、今出ている問題で私の意見を申し上げたいと思いますけど、クリアできるかで きないかということで言いますと、前回、前々回も、この問題に関わって申し上げまし たけれども、浅川ダムのダム予定地、ダムサイト予定地の安全性の問題を考えるに当た って、本当に必要な調査がされて、クリアされ、この計画が成り立っているのかという ことを逆に検証してみれば、今の段階になって初めて F-V 断層が松島(信)委員などのご 努力によりまして、第四紀断層であることがわかった。それから、ダムサイト右岸のい わゆる溝状凹地と言ってきたものが、実は開口していて、ダムサイトに向かって、崩れ 始めている、そういう状況になっていることがわかった。しかし、それも本当に最低限 の費用を掛けないで済む、本当にぎりぎりの調査に留めている為に全容は今なお分から ないという状態なんですよね。ですから浅川部会の中で、特別委員の内山委員という方 からご指摘がありましたけれども、ダム計画そのものが当然クリアしなければならない 調査をして、そういうきちんとした裏付けに沿って計画されているかということへの疑 問、そういう点ではダム建設における第四紀断層の可能性があった場合、1次調査の結 果に第四紀断層または、その疑いがあるものがダム敷近傍に存在する時には、また可能 性がある時には2次調査を実施するという建設省の指針案というのがあるのにも関わ らず、そういう2次調査をされないまま、今日まで至っているという状態で、ダム計画 が成り立っているということが、改めて大きな疑問に私もなっています。ですから、ク リアはどういう場合にしなければならないかということですが、浅川流域の予想される 洪水に対して、どんなに考えてもダムを造る以外にないというところに至った時には、 私は何度も申し上げていますけれども、ここで言われている2次調査と言われるものを 含む、全面的な全容が分かる調査をして頂いて、本当に安全ですよという折り紙を付け て頂いて、ダム建設に進んで欲しいと思いますけれども、ダムでない方法で治水対策が できるということになれば、そこまでの労力とお金、時間を掛けてやる必要がない訳で すので、議論の進め方はそのように進めて頂ければどうかなと、そんなふうに思います。

宮地委員長 ちょっと、どうぞ。

竹内委員

私も浅川の治水の問題は今の石坂委員の言われたことも視野に、既に今までの検討委員会でも集約されたのかというふうに思っておりました。というのはクリアーという問題でいきますと、いずれにしても、浅川部会の経過から見ても、いろいろと意見の相違というものは学者の間でもある訳ですよね。しかも浅川ダム地すべり等技術検討委員会の中の新たな新事実と言っても、浅川ダム地すべり等技術検討委員会自体言っていることに対するひとつの見解と同時に浅川ダム地すべり等技術検討委員会に参加していた学者の皆さんの見解、それぞれ3者3様でありますけれども、極めて、大変専門的な分野であり、なおかつ更に調査を要すとすれば、調査を納得するまですれば良いという話しでありまして、私はクリアという意味で行きますと、やはり、ダムを造る場合に更に精査して調べて安心を持たせるということに尽きるだろうと思いますし、ちょっとそれを遣り出すと本当にまた全部期間を掛けてやらなければならないということだと思います。浅川部会の報告書にも要するに危険だと言って反対されている皆さんの主張として、土木工学的には可能であったとしても、造るべきではないという表現がある訳ですよ。その辺のところも精査しなければいけない部分が私あると思うんですよね。そこはちょっとここで論議しても否定をする訳ではないですけど、ちょっとクリアという面で

良くと難しいと思います。

宮地委員長高田委員、どうぞ。

高田委員

クリアというのは物凄く抽象的な概念で調査して何かが分かって、それで疑問が解消 というものだったら良いんですけども、ここは両方のダムともかなり地質状況がややこ しいということははっきり分かっている訳です。砥川の方で行きますと、私の感覚では、 砥川は掘削量が増えるという感じが1番強いように思います。それに対して、この表で 財政の方とも関連あるんですが、例えば、ダム軸の中心の熱水変性の部分をかなりごっ そりとコンクリートで置き換えないといかん。その場合はコストがいくら上がるかとい うような、そういう試算が成されないと、駄目だと思います。浅川の方は、これは竹内 委員が言われました、ある場所だったら、割と綺麗な一様なところが、岩が出てくるか なという感じがあるんですが、マクロに見た場合にこれで良いかという問題。この前も この委員会で言いましたけれども、日本で地震で動的にダムが壊れた例は今までありま せんが、台湾でああいうふうに変形が起きて、大きな堰が引きちぎられた。日本で土木 構造物の中では、伊豆のトンネルで断層で変位が起きて電車の線路か曲がってしまった、 そういうことはあるんですが、やはり先程から堤防が決壊したり、溢れたりして責任誰 が取るということもあるんですが、ダムが壊れたらどえらいことになってしまいます。 だから、これは誰かが決断すべきことと思うんです。クリアするんではなくて。これで 民間だったら、技術屋の中心人物がやりましょうとか、ここはどう転んでも後に悔いを 残すから諦めましょう、とかそういう話しで決めると思うんですね。だから、工学的に 無理したら造れる。ただしコストの問題もある。もうひとつは将来心配されている地震 揺れ、断層変位、そういうようなものに対して、かなり問題があるという、そういう注 釈を付けて、あと総合的に判断するしかないと思います。そういう感じがします。

宮地委員長

はい、藤原委員。

藤原委員

同じようなことですけれども、とにかくここの地域は地すべり地域だから、個人が6m3の池を造るのも許可されないというところに100万m3以上の水を貯めるダムを造るということは非常に問題だと思います。浅川ダム地すべり等技術検討委員会の結論、要するに、ダム建設に影響を与えるような第四紀断層はないという話しはこの間の13回の部会の間に松島(信)委員の調査も含めて、それから、浅川ダム地すべり等技術検討委員会の人を呼んだり、また信州大学の地質の先生の意見を求めたりして、それで聞いていますと、ここは非常にやはり、ダムを造ったら危ないんではないかというようなところな訳ですよね。ですから、そのことを置いて、それで基本高水に入るよりは、まずそのところを、一応この検討委員会で松島(信)委員の話しを聞いて、そして判断して、それから次の基本高水の方に入るというなら分かりますけれども、それを置いたまま、次に進むということについては納得できません。

宮地委員長

問題は取り上げる順番とおっしゃっている訳ですか。

五十嵐委員

やって下さいよ。

宮地委員長

私今思いまして、高水を先に論じるのはけしからんというのではなくて、要するに問題がそこが1番大事だということなら、そこに集中していいと思うんです。ただ委員会としてやっておりませんので、ただ私ここへお出ししましたのは、もう今先生方のお話しを聞いていると部会でのいろいろな議論が重なっていると思います。そこで、私は部会で出てきたことを、こういって非常に簡単な格好でまとめたんで、ちょっとご異論があるかも分かりませんけれども、これを見て、どちらを選択するかというような話しになってくるのではないかと私は思っておりますが。どうでしょう。問題は割合はっきりしている。どうぞ。

宮澤委員

大変よくまとめて頂いたなと、まず委員長に敬意を申し上げます。今のダムサイトの 具体的なご意見、そこに入る前に現実問題としてしっかりしておかなければならない問 題、部会では先程五十嵐委員がおっしゃられたように、不完実な問題もございます。地 質の問題もそうかもしれません。午前中私も途中でもって終わってしまったんですが、 例えば、利水の問題で言ったら、新和田トンネルからの取水の問題、不可能だと困難だ ということで言っている訳ですが、困難だということでもってとって良いのか。なら、 困難だということではっきりしちゃった方が良いと思うんです。いつまで経ってもでき ない、できないことはできないと言ってもらわないと、こんなの何時まで経っても進み ません。現実問題として、私も今ちょっと聞いてみましたら、5月2日から担当のとこ ろへは、関係者で当たれというお話しもなかったというし、それから、知事自ら乗り出 してやるということのアクションもなかったというし、具体的に5月2日から何にもや ってこなかった、こういうことですね。反論があったら言って下さい。そういうことで この委員会に任されている訳でありますけれども、そこら辺のところ、1つ1つ必要な ものは必要だというふうにしてきた方が良いと思います。例えば浅川のですね、上流に ある14mの砂防ダム、これについても、財政座長はそれではということで括弧書きに 入れました。これひとつ取ったって重要な問題です。隣の平成7年7月11日、あの時 に隣、ほとんど同じ状況にあります裾花ダムでは2,000m3の流木が流れ出ている んですね。ここのところ何にもないということで、そんなもの要らないという簡単な問 題ではないと思うんですよ。ひとつひとつ吟味していく重要な問題がひとつひとつこう いうふうにあるということですね。これをやはりやっていかなければならない、私はそ ういうふうに思います。もうひとつ致命的なこと申し上げます。ここに「長野県モデル」 ということで発信するという委員長のご決意が1番最後に書いてあります。そういうこ とになりますと、私はひとつ大変大きな問題だと思いますが、「長野県モデル」には要 するに基本高水の出し方が河川ごとに違うというのが「長野県モデル」なんでしょうか。 例えば、浅川においては、昭和34年のパターンを取った既往最大を取って、それを基 本高水とする出し方、それから砥川の場合はこれは平成何年でしたか、私も度忘れして しまいましたけれども、平成11年6月30日だったと思います。これの既往水量16 0m3/秒に25%の%を上げて、長野県の基本高水、砥川の基本高水を決める。こう いうことが各河川ごとにまったく出てくるところのポイントが違う、私は砥川の場合の ことにつきましては、それなりきにあれなんですけれども、例えば、そこら辺の問題点 もきちんと整理をして、モデルだったらモデルなりきにひとつの算出根拠というものを しっかり出さないと、これはまずいんではないかと、こういうふうにずっと思っており ました。今まではそういう意見もございませんでしたので、ここのところでそろそろ良 いものは良い、悪いものは悪いとしっかり決めていかれないと、一体何の為にですね、

部会も13回、両方、石坂部会長も私も相当やって参りました。そういう中で結論もなかなかできなかった。そういう状況の中で今回、こういうふうな整理をされて、検討委員会に部会以上の審議が成されるということで、部会委員の人達はみんな待っている訳でございます。中には今日は砥川の部会の特別委員のメンバーの方々もお見えでございまして、しっかりとした論拠をもって、やはり「長野モデル」というものは、もしそういうことだったら、作っていかなければいけないんではないか、こういうふうに私は意見を持ちます。

宮地委員長

おっしゃることはもっともでございます。「長野モデル」となると。今のことですか。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

政策秘書室長、高橋でございます。反論があったら言えということなんで、政策秘書 室長として県の対応について、意見を発表したいと思います。

宮地委員長

ちょっと待って下さい。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

私、幹事に対してはないんでしょうか。知事がどうのこうのという話しがありましたが、幹事に対してはと思いましたが、委員方は多分、誰も答えられないと思いますけれ ども。

宮地委員長

ちょっと待って下さい。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長動きが遅いと。

宮地委員長

そういうことですか。お待ち下さい。私ですね、宮澤委員のおっしゃったことはとに かく、ここにこう書きましたのは、これについてやはり委員会の中の議論をはっきりさ せた方が良いと思っております。それがちゃんと決着がつくかまだ分からん。それぞれ の方がやはりおっしゃって頂いた方が良いと、そう思っております。その途中で今の県 の対応のようなところまで宮澤委員が言及されたんでいろいろなことがあったんだと 思いますが、それはどうでしょう。これから実際新和田トンネルの問題なんかに行った 時に、もし、そういうことがあったら、その段階で政策室室長にもお答えを頂くことは あるかも分かりませんが、その段階でいかがでしょうか。問題はもうダムサイトの話し になりましたので、実は、こういうふうに書いてありますのは、浅川も砥川も私、そん なに部会で出た話しをはしょっているつもりはございません。今は僕は松島(信)委員が おっしゃられたのは、ひとつのこれに対するご意見であると思いますし、他の方もこれ に対するご意見を言って頂いて、それで次の問題に移っていったらと思いますが、どう でしょう。ですから、まずダムサイトの問題、これが1番基だとおっしゃる考え方ござ いますので、それについておっしゃって頂けたらと思います。それともうひとつ、松島 (信)委員のご意見を伺ってというお話しがございましたが、私、松島(信)委員も両方の 部会に出ておられますので、その部会報告の中の、意見には会議をしておられると思っ ております。特にご必要があったら松島(信)委員のご意見も伺うことも結構ですが、こ

れを見て、むしろ個人ひとりひとりご意見をおっしゃって頂く方が早いと思いますが。 どうでしょうか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

今の藤原委員の意見も良く分かります。但し、ダムが絶対的に危険であれば、財政いくら掛かるうと掛かるまいと、一切造るべきではありません。その結果が出るかどうかは松島(信)委員の意見を聞いたら良いと思います。永遠にやったら良いと思います。但し、時間が掛かった時にどう責任取るかは皆さんで責任取って下さいということです。

宮地委員長

とにかく、それぞれここに、これに限りませんが、要するにダムサイトの地質の安全性について、それぞれのご意見を是非しゃべっておきたいとおっしゃるなら、おっしゃって頂いた方が良いと思っておりますが、どうぞ。

石坂委員

何が1番の問題かということは是非松島(信)委員から、私もご発言をお願いしたいと 思っておりますけれども、私が先程発言した趣旨は、私自身の結論としましては、計画 から何十年も経っている現段階で、今反対している住民の方の想いの中で1番大きな部 分を占めていますのは、あんな危険なところに造って良いだろうかと、そういう意味で、 住民の安全が守れるだろうかということで心配されている訳です。目の前で地附山のあ あいう災害がありましたし、古くは論電ヶ池の決壊がありまして、その時に家族が亡く なられた方も今上流で反対されておられます。自分が生きているうちに2度とそういう ことはないと思ったら、また、そういう危険な場所に今度は100万m3も貯める、そ ういう大きなダムを造るということで、これでは死んでも死にきれないということで、 反対されている訳ですので、この間、基本高水の問題を巡って、基本高水が数値がどう なるかということによって、安全を下げる下げないというような表現もありましたけれ ども、安全ということで言いますと、あんなに本当に危険に満ちた場所に大きな構造物 を造る、構造物は技術的にできるかもしれませけれども、そのことで環境や周りの影響、 今後の地域社会に与える影響、それから越水とか、周りの地すべりが今後どのような状 況にどういう時点で変わっていくかというようなことまで含めたことを考えれば、技術 としてのダムが造れるという問題と人間の安全の問題を行政がどのように責任を負っ て守っていくかという問題は、やはり区別して考えなければならないというのが、浅川 部会で出た多くの意見で、私もそう思っていますので、私はあのような危険に満ちた場 所、しかも、全容さえ解明されない場所にダムを造るべきではないという意見です。

宮地委員長

はい、分かりました。確かにこの辺は、両方に絶対的にということは、やはり心配があるのをどう判断するのかということに、近くなっていると私も思っておりますけれども、技術的に可能であるということと、心配があるということをどう調和するかということではないかと思います。どうぞ。なるべくご発言のなかった方にお願いしたいと思います。どうぞ。松島(信)委員。

松島(信)委員

皆さんがそういうような意見が出されています。私がまだ黙っとってもいいのかなという気持ちもあるんですけど、言っても良いでしょうか。

宮地委員長

良いですよ、ご自身のご意見をおっしゃって頂ければ。なるべく、簡潔にお願いしたいんですが。

松島(信)委員

まず、いくつかの論点にまとまると思うんですけれども、まず1点、第四紀断層の調 査見直しだけについて言いますと、前の浅川ダム地すべり等技術検討委員会の時、その 時にまず第四紀断層というものは存在しないという、そういう結論なんですが、この意 味が新しい調査結果と意味が違うんです。そのことは理解して頂きたい。それまでに長 野市防災基本図とか地附山地すべり解析機構報告書とか、そういうものにダムサイトへ 向かう断層が書かれている訳です。推定で。それについてはまったく調査、または触れ て議論されていない。これがまずあって、もしそれが本当に議論するということになれ ば、国土交通省のいう第四紀断層指針案に沿う、調査指針に沿う第2次調査に該当する 訳ですよ。それに触れていないということは先程の通りです。ただ、私が調査したとこ ろは、F-V 断層、これやってみたら1本だけではなくて、何本かがそこに断層帯として あったという事実と、それからその内の1か所のトレンチしたところでは、トレンチの 中で2回の事件が、イベントと言いますけれども、それが読み取れて、これは勿論、私 だけの意見ではない。別の人の意見も聞いた訳でありますが、それも別の人というのは 5人の立ち会った人以外の人の意見もその後資料全部見せまして聞いております。です から、それを前の浅川ダム地すべり等技術検討委員会では礫層は断層の上を不整合で覆 っているということで、まったく結論の次元が違うんです。そういうことを評価してい ない訳ですから、これは大分次元が違うということを繰り返して申し上げたい。そのこ とだけは、この前の浅川ダム地すべり等技術検討委員会の期限の中で行った結論だとい うことで、頷けると思うんです。でも、ダム地域の不安定性というものについてはまっ たく触れていない訳です。このことを説明すれば、例えば地附山地すべりの真横なんで すけれども、地質の状況が違うから心配ないという、そういう単純な論理でもって、下 流住民を納得することは、これは無理だと思うんです。いずれにしても、あの地域は2 mm から4mm の隆起地帯の直上に位置する訳ですから、そこのところに急激に水を貯め てダムだけではなくて、水の部分も含めまして、そこで重力負荷を加えた時の自然のバ ランスというものをどういう形でそのバランスを崩すことの、恐れというものがあるか どうかということは、これはまったく確かに科学的に言えば未知の問題かもしれないけ れども、そういう不安を下流の人達が抱いているということは事実ですね。それから更 に長野盆地西縁というのは日本の中でもトップクラスの広域の変動帯の中にあるとい うことは、最近の調査でいろいろ分かってきたということについてのこともまったく触 れていない。そのことを詳しく説明は省きますけれども、そういう不安定ダムサイト地 盤に工学的にダムができる、できないという狭い議論と、もうひとつあの地域全体を含 めた中の地盤の不安定性というものは、後者をまったく無視して、やるべきというのこ とは、ちょっといかがなものでしょうかということは言えます。

宮地委員長はい、どうぞ。

浜委員

そろそろ委員長のまとめの方向の指針をですね、私はある程度示して頂かないと、今 地質の問題についてもそうですし、それから利水の問題も基本高水の問題もひとつも答 えが出てこないという状況下の中で、例えば、今の地質の問題にしても永遠にやるとい うことであるなれば、これは別問題ですが、おまとめになる方向性はある程度示して頂 くことによって、議論のやり方というものが、少し変わってくるのではないかと、こん なふうに私思っているんです。今日、お出し頂いた宮地委員長の答申作成案に向けてというペーパーなんですが、これがですね、委員長がおまとめをされる方向性の指針に対して、どういう位置づけのものなのかというご説明も頂いていない訳でございますので、その辺についてもご説明頂いてですね、何か若干のまとめの方向性の在り方といいますか、それが道筋が少しはっきり見えてくるならば、この議論の仕方があると思うのですが、いかがでしょうか。

宮地委員長

私は方向性というのは、これを議論している内に、少しつづ明らかになるんだろうと思っておるんですが、ただ今まで問題は、議論していないことがある訳です。話しの中に。だから、それについて言及して頂かなければ、方向性ということはまだ私は見えてこないと思っているんですが。例えば、ダムサイトの地質の安定性についても、この委員会で、今のように双方の意見が飛び交っているということは、初めての状況だと思っております。それが部会の議論とかなりパラレルになっていると思いますけれども、パラレルならパラレルということで、そこは認識をしながら、次の問題に移る、こう考えておりますが、どうでしょうか。方向性というところの意味では。私はまだ。

浜委員

よくそれは理解ができます。まず論議していない問題、ただ論議していない問題の整理が全てできていない部分がございますね。それを整理して頂くことがまず先決だと、私は思うんです。それともうひとつは、論議されていないといいますか、部会から挙がってきた意見の中で、ここで論議をされていないものがありますが、論議をして答えを出すべきなのかどうか、その辺の部分も、既に答えが出そうもないものをどこまで議論していくかということとなると。

宮地委員長

だから、検討委員会として、結論が出ないのかどうかということを確認していくことが必要だと思います。

浜委員

そうですね、ですから、先程の利水の問題もあります。地質の問題も高水の問題も、 ひとつひとつ先程宮澤委員もおっしゃっておられましたけれども、答えが出るのか出ないのか、この辺をひとつずつはっきりして欲しい。

宮地委員長

私はプロセスのつもりで、ダムサイトの話しも申し上げているつもりですが。

浜委員

そうしますと、利水の問題、それから基本高水の問題は後程やって頂くんですね。

宮地委員長

勿論、そうです。その辺のかなりスムーズにいけるところもあると思いますけれども、 一応言いたいことを言って、委員会としても、やはり部会と似たような状況だなとか、 そういう話しは出てくるのは僕はやむを得ないと思っております。ですから、今の元に 戻りますと、ダムサイトの話しが1番先に出まして、それについて両方のご意見が出て おりますね。ですから、ちょっとその辺でなるべく今までここでご発言になっていない 方にお話しを頂きたい、こう思っております。これをダムサイトだけ永遠とやる訳には いかないことも明白だと思っておりますが、つまりこうやって見ますとですね、要するに国土交通省とか土木部、浅川ダム地すべり等技術検討委員会、そういう話しを信用するという立場と、もうひとつ、それ以外の心配があるというところを非常に大きく考える人と2つある、それはもう明瞭だと私は思っております。その辺でどちらかに意見が傾くようなら、これはこういうふうだと思いますけれども、どうでしょう。浜委員そういう考え方でやっておるつもりなんですが。竹内委員、どうぞ。

竹内委員

今松島(信)委員のお話しも聞いたんですけど、いずれにしても、この問題は松島(信)委員地質の関係お1人ですよね、この委員会では。なぜそういうこと申し上げるかといいますと、浅川部会の経緯の中でも、学者の皆さん、浅川ダム地すべり等技術検討委員会はひとりでしたけれども、そのどうしてそれについても経緯も伺った訳ですけれども、ただ、その後の調査の結果についても比重はともかくとして、みんな見解が違う部分があるんですよね、専門家の間でも。ですから、それをこの場所で、これはこういうことだということが果たしてできるのかどうかというと、私はできない。前のお話し決着付いたのではないかと申し上げたのは、そういう意味で、そういうお話しが前、石坂委員から出ましたし、いわゆる今後の中でダムを造る場合には安全度について検証すれば良いと、調査不足がまだ一部あるというお話しだったもんですから、そういうふうに申し上げた。ですから、トレンチ調査もやられたんですけど、実質上、松島(信)委員のお話しありませんでしたけれども、当時とすれば、もっとやればやったなりのことはあるというお話しもあった訳でありますけれども、その辺は、検証という意味からしても私は判断できる材料はないというふうに思っています。

宮地委員長

はい、藤原委員、どうぞ。

藤原委員

ちょっと言い方が悪かったのかもしれませんでしたけれども、要するに、浅川ダム地 すべり等技術検討委員会はあそこにはダムの建設に影響の出るような第四紀断層はな いということで、ダムの建設のゴーサインを出した訳ですね。ところがこの13回の浅 川部会の話し、それから、浅川ダム地すべり等技術検討委員会の人にも来て頂いて、川 上さんとそれと赤羽さん、それ以外に奥西さんの話しも聞き、小坂さんの意見も出して もらって、更に、調査が足りない部分については、松島(信)委員が追加調査をした上で、 5人の先生の中で、4人の方は第四紀断層があるということを認識なさっている。とす れば、次に第四紀断層のところの指針というのが、建設省、国土交通省にあって、そう いう第四紀断層がある場合には、そこで第2次調査をすると、そして第2次調査の結果 によっては中止とか場所を変えるとか、そういうふうにするような指針がある訳ですよ。 そうするとまず浅川ダム地すべり等技術検討委員会では第四紀断層がないという前提 でゴーサインを出したから、ダムの建設は可能だったんですが、今あそこに第四紀断層 があるということになれば、次に指針に基づいてやる為には、あそこでもって2次調査 をしなければダムの建設には取り掛かれないんですよ。とすれば2次調査をしていない ところにダムを造るというのは選択肢にはないと思います。とすれば、ダム+河川改修 ではなくて、やはり河川改修の問題に取り組んでいく必要があると、ダム予定地のとこ ろでダムの建設に反対している人も、下流の人が内水氾濫で苦しむということについて はみんな心を痛めている訳ですね。ですから、それをどういうふうに解決していこうか ということの知恵を出しているという訳なんですけれども、そういう意味では、やはり 水の問題と、それからダムが造られて壊れた時の被害という問題を考えると、やはりそ

こはここのところで1回ダムを造るということを判断するのかどうかというのをやって頂きたい、そうしないといけないと思います。それからもうひとつ、これは国土交通省から11回だったかに、浅川部会に来て話しをしているんですね。その時私は欠席したんですが、議事録を読んでみますと、浅川は今の段階で4千トンの排水ポンプがあるから、だから計算をしてみたらば、床上浸水の恐れはありませんということを言っている訳ですよね、今の段階で。ですから、そうするとそのところでもう少し内水氾濫についての知恵というのは出せるのではないか。少なくとも国土交通省では計算をしてみた結果、今の段階では床上浸水のような被害は起こりませんということを言っています。ですから、やはりそこら辺のところで、まずダムを造るのかどうかというのを地質の問題から考えていった方が良いと思います。

宮地委員長

藤原委員の今のご意見、内水の方にもいかれたんですが、今のご意見部会の報告にも そういうふうな趣旨は述べられておるということは私も承知しております。ちょっとで きるだけいろいろな方のご発言を頂きたいと思っておるんですが。どうでしょう。部会 の中でしゃべったことは、また委員会でお話し頂くのは結構でございますが、その辺、 お読みの方もお出でになりますので、特にということがありましたら。無いようですね。 石坂委員、どうぞ、すいません、松島(貞)委員。

松島(信)委員

私は土木工学的、技術的に可能であろうというふうに、どちらのダムもそういうふうに感じておりますが、今のように疑問点が述べられておるので、この問題についてはダムを建設する場合については再度十分な不安材料を答申案に書いて頂いて、再度十分な調査を必要とするというような方向性で十分ではないかと。竹内委員や石坂委員のいわれることで良いというふうには思います。

宮地委員長はい、どうぞ。

石坂委員

今のことにも関連するんですけど、どんな角度から検討してもダム以外に、繰り返し になりますが、浅川流域の予想される洪水に対して対策がないという場合に、ダムを選 択せざるを得ない、その場合には、安全性の保証が現段階であると言える十分な調査状 況ではないので、必要な調査はして頂きたいということを申し上げてきました。だから、 それを違う角度から言いますと、ダムによる方法が良いと、それを選ぶというお考えの 場合には、必ずその調査をするということが前提ですので、私はそういうことになりま すと、先程の環境調査と同じようにどの程度の費用と、どの程度の調査が必要かという こともお伺いしたいところですし、またそのダムを選択されるというお考えの方がこの 検討委員会の中におられる場合には、それだけの費用や労力をかけて、調査をしてもや はりダムがベストと考えるのかどうか、そういう調査をしてダムを選ぶべきだというお 考えなのかどうか、そこまでお伺いしたい訳です。意見が分かれているのはなぜかとい うことですが、はっきり申し上げまして、調査が限定されていて不十分だから意見が分 かれざるを得ない訳です。例えば、F-V 断層の規模の大きさが分からないと、このくら いだと大きくないと推定されるという方もいらっしゃれば、分からないという方もいら っしゃいます。それは調査が限定されているからです。それから、先程お話し致しまし た右岸の溝状凹地の開口割れ目がダムサイトに向かって崩れかかっていると。しかし、 それがもっと大きなものになる引き金になるのか、それから、かねてから問題とされて

きました F-9 断層とのつながりがあるのかどうか、それも調査が不十分な為にわからないから断定的なことが言えない訳です。それら全てを含めてあえて全容を解明する調査に労力を掛け、時間を掛け、お金を掛けても、ダムを造ることがベストであるのかどうか、その辺について検討委員会としても方向を出して頂きたいと思います。

宮地委員長はい、どうぞ。

藤原委員

先程から第四紀断層のことについてちょっと拘っている訳ですよね。第四紀断層がな いからということで、浅川ダム地すべり等技術検討委員会はゴーサインを出しているん ですけれども、現実にはあそこに第四紀断層があったということになりますと、今度は 第四紀断層調査指針というものに基づいて、2次調査をするということをしなければい けない訳ですね。そして、その段階で次にダムになるということになります。そして技 術指針の中には第四紀断層というのは、これはずれるという可能性が、危険性があるけ れども、生じさせる懸念がある断層だけれども、ということは書いてあるのと、もうひ とつ、ちょっと注目すべきことが書いてあるそうです。僕は直接読んでいないんですが、 ダムの安全を確保すべき期間としては数百年程度として良いであろうと記載されてお ります。というのは、その第四紀断層調査指針の中に書いてあるそうです。そうすると 長野の、僕は長野には親類縁者はいませんけれども、数百年程度が賞味期間なんですね。 そうすると数百年程度の賞味期間、要するに安全を確保すべき期間が過ぎたらば、あの ところで第四紀断層の上に造られたダムがどうなるかということについては、これは保 証されていない訳ではないですか。ということになれば、やはりあそこにダムを造るか 造らないかということがまず入って、そしてダムを造るというんだったらば、五十嵐委 員の先程の財政のあれでも、では第四紀断層の2次調査にどのくらい掛かるかというこ とも含めて試算をするということになってくると思いますので、そこのところはやはり ここでもって判断をして頂きたいと思います。

宮地委員長はい、どうぞ。

五十嵐委員

多分、これはいずれ大論争になると思いますので、予め幹事に聞いたら良いのか確かめさせください。ひとつは藤原委員が言うように第四紀断層があると、今の計画は自動的にストップして改めて調査しない限り実際できないものかどうか、ひとつ。2番目は、その調査にどのくらいの時間と費用が掛かりますか。もし藤原委員の言う通りだったら、直ちにこの検討委員会は解散です。やることないと思います。

宮地委員長

そういうことでしょうか。どうですか。特に第四紀断層があったということだと、2次調査をしろというお話しがあると、これはここにも書いたんですが、その辺はどうですか。それで。

松島(信)委員

その評価の問題で今割れていると思うんです。第四紀断層があるということは、これは否定する人はいないと思います。その場合2次調査をして、そしてその評価によって、どう進むかが決まると思います。

宮地委員長

2次調査をしなければ、話しは進まんのかどうかということなんです、話しは。

松島(信)委員

基本的にそうだと思います。

宮地委員長

つまりね、今それを誰が判断するかということですよね。

松島(信)委員

判断する為の調査をしなければ。

宮地委員長

そうではなくて、2次調査をしなければいかんのかどうかという判断ですよね。私は 五十嵐委員のご意見はそういうことだと思っておりますが。

松島(信)委員

それが今のところ水掛け論になっている。

宮地委員長

そうです。そこなんです。それで、要するに、私は確かにダムを造って、地盤の不安定、地質の不安定というのは非常に心配です。心配はございますね。私は皆さんその心配は皆さんお持ちだと思うんです。但し、土木工学的に一方では可能だと、こういうご議論もある訳だから、そういうことでいけると思っておるかどうかということですよね、話しは。

高田委員

直接ダムを載せるところは割と均一ではないかという気がします。砥川に比べると。ただその前後、それとあの谷ずっと上がっていきますと、何処を見ても地すべり地形ですよね。それで上流部のところは押え盛土で押さえる。1番最初の時に私も言いましたように、水位を上げるといろいろなところで、細かいすべりが次々起こるのではないか。そういうケースが四国でもあります。あの谷自体、例えば1番上にあんな大きな池がなぜ造ることができるかというと、あの沢筋ずっと上まで粘土ぽっい土が非常に多い訳です。私は浅川の地形図を見た時に、なぜこんな山の上に大きな池が2つ3つもあるのか。あの沢に入って、すべり地形がずっとある。ですから、私は松島(信)委員が言われたあそこへ載っけて、岩盤地質として大丈夫かという観点、それは今聞いて、第四紀断層はやばいなという印象をもったんですが、それ以前にあの谷自体が全部滑っているというところから考えて、これは大変なところだなと。民間会社だったら、その2次調査してクリアできそうだというんだったら2次調査までいくのかもしれないけれども、そこまで金掛けて撤退ということを考えると、どうかなと、今判断せんといかんなと、そういう状況かもしれません。私の個人的な意見はそんな感じです。

宮地委員長

そうするとどうでしょう。要するに2次調査やるとすればどのくらい時間が掛かるか、 金が掛かるか、それを先に聞いた方が早いように思っておりますが、どうでしょう。お 答えできますか。どういう程度にやるかにもよるんだと思いますが、やるかやらないか、 絶対にやらなければいけないかは別としまして、やるとしたら。

松島(信)委員

時間のある時に付け足しなんですけれども、2次調査やるとなった時の、誰がやるかということはまた大きな問題になります。

宮地委員長

それは松島(信)委員がやられたのと同じことなんでして、やるとすれば第3者の方にお願いをしてやるということだと当然思っておりますけれども。

松島(信)委員

でも今までの流れの様なやり方でやっておれば、それは。

宮地委員長

方法について議論、疑問を出されますと、やるのには困るので、とにかくやるという、 やらないといかんとしたら、どのくらい時間と金が掛かるか、それはやはりそちらの方 が現実的だと思っておりますが。やることになった時に、誰に頼むかという問題が出る かも分かりません。それはそうだと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

幹事(浅川ダム建設事務所)

第四紀断層の調査指針上で第四紀断層と言っておりますのは、まず1次調査で空中写真等判読しまして、地形上に変位が現われているものをピックアップ致しまして、勿論、その前に文献調査する訳ですが、そういったものを確認されたところで2次調査に進むということになっております。この件につきましては、部会の中でも議論がございまして、内山特別委員の方から、そういった指針そのものの考え方が間違っているというような指摘もありますが、指針そのものの方法では、そういうことでございます。指針の中で、第四紀断層と言っておりますのは、そういった地形変位を与えている断層を第四紀断層と言っておりまして、松島(信)委員と私ども一緒に立ち会ってやった訳ですが、それの共通認識は第四紀の礫層に影響を与えているというのみで、変位等は全体の先生方が確認された訳ではございませんと判断しております。従いまして今の段階で2次調査に指針案に則って進むにはもう少しその前で検討すべき余地があると思います。

宮地委員長

そうですか。多分これはご異論のある方もお出でになると思うんですが。何か。はい。

幹事(浅川ダム建設事務所)

そういう話しとは別に2次調査をすればどのくらいのお金が掛かるかと言うのは調べさせて頂ければ、回答はできるかと思います。

宮地委員長

それは調べておいて下さい。確かに第四紀断層があって、それを確認したとおっしゃってますが、その程度がちょっといろいろ意見が分かれるところがあるようでございます。もうひとつは、やはりそれの活動度は、ここに書きましたが、意見が分かれておりまして、分からないところがある。そうすると、それを是非やらなければ話しが進まないというふうに、今の段階では私はなっていないように思うんですが、ただ率直に申しまして、ああいうところにダムを造って良いかというのは、浅川ダム地すべり等技術検討委員会のひとりの委員もおっしゃっておられましたので、そういうご心配皆さんお持

ちのことは事実だと思っております。ですから、やはり今の段階でちょっと議論をここら辺でまとめようと思えば、やはり竹内委員、石坂委員が言われたような心配はどこかへちゃんとはっきり書く。どっちになったとしても。そのことは絶対必要だろうと私も思っておりますが。もう少し、この問題ちょっと離れた方が良いんではないかと思いますがどうでしょう。

万十嵐委員

今の段階、後の段階というのはあるんですか。

宮地委員長

そうですか、はい。

五十嵐委員

おっしゃっる方は全部はっきりさせて下さい。23日しかないんですよ。今の段階駄目だと言うんなら、後の段階いつあるんですか。

宮地委員長

はい、すいません。ちょっと言葉は間違いました。

五十嵐委員

藤原委員も松島(信)委員ももっと駄目だと、今の行政の判断とか間違っているとやってもらって、ロジカルにはそれか全てですよ。初めから崩壊する可能性のあるダムだったら、基本高水や費用なんて考えるまでもないんですよ。はっきり言って。それならそれで答申要らないくらいです。崩壊の危険性があると書けば良いんですから。もっとはっきりさせて下さい。

宮地委員長

率直に申しまして、浅川ダム地すべり等技術検討委員会の時もある委員がおっしゃっていたことはこういう心配があるということをおっしゃったですね。それに対して他の委員の方はそういう心配があるというだけではよく分からんということがございましたですね。今の議論はかなりそれに近くなっているような感じを私は受けますんですが、どんなふうでございましょうか。

松島(信)委員

ちょっと五十嵐委員に反論しますけれども、それはですね、県の方に立ち会って頂いたことはその通りです。その人達の経験、つまり、あそこの FV は横ずれ性の断層でした。それに対する経験というもの、これを言ってみれば、失礼な言い方ですけれども、土木の人達と断層調査を今まで現場でやってきた自分達ですね、両者が同じレベルで水掛け論やったって、それでは難しいです。

五十嵐委員

どうすれば良いんですか。

松島(信)委員

だから、やはり、これは私みたいな立場から言わせれば、やはり、その五分五分だったというような言い方ではなくて、土木の人達、つまり県側の人達が立ち会った意見というものと、私達、つまり地質をやってきたもの達の立場というものの、認識の差とい

うものを理解して頂きたい。

五十嵐委員

分かりました、例えば、答申で浅川は非常に危ないと、崩れる可能性もあるので、造るべきではないといった時に、あらゆる批判とか、いろいろ意見が出てくると思います。耐え切れますか。

松島(信)委員

耐え切れますということがよく分からないですけれども。

五十嵐委員

耐え切れなければ、答申の意味が無いではないですか。

松島(信)委員

そういう土木だけの視点でこれは安全であるというのはあまりにも無謀であると。

五十嵐委員

分かりました、逆に言うと、どういう視点でどうやれば、いつごろどういう結論がでるでしようかということ聞きたいんですよ。

松島(信)委員

だから、2次調査をやるというのではなくて、今ここで結論を出せというならば、やはり、不安材料は十分にあると、こう答えざるを得ません。

宮澤委員

松島(信)委員のフォローをする訳ではないんですが、私は松島(信)委員のお話しがよ く分かるんです。と申しますのは、砥川でも同じ議題になりました。高田委員も同じ意 見、お話しもありましたんですけれども、要するに地質学者、地質を勉強しているもの として、ここに建てるものについては、大丈夫だと言うことはできない、研究者として。 この時には国土交通省の独立法人の土木研究所の主任の地質官にお話しをして頂きま して、土木工学的には、ダム課長も含めて、駄目になる理由はないと、こういうことで、 太鼓判を押してくれたんですね。そのような内容の話しがございました。これは事実で ございます。議事録どうか開いて下さい。そういうことがございましたので、地質の研 究者としてのお立場と土木工学的な立場でのご意見は大きな差異があると、私は素人な りきに認識致しました。コアに取った砂ですね、まったく砂のような状況であったもの の上に現に大分の例でございましたが、具体的にダムが建っているというような例を示 しながら、土木工学的には心配ないと、こういうお話しをして頂きました。そのことが ありましたので、松島(信)委員の地質学者としての立場を代弁するような形で申し上げ たのですが、私はこの問題につきましては、先程以来取りまとめていらっしゃった中で、 部会の報告の中でもこのことについて触れるような形を取りましたんですけど、そんな ような形で、処理されるのがいいのではないかと、こんなふうに思っております。

五十嵐委員

そこまで私も認識しております。答申書く時に、土木工学的に、地質学的には不安であるという意見があったと書けばよろしいんですか。それでいいんですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

安全ということで言えば、できる、ということと安全ということは別のことだと思いますので、できるということと安全は一緒にしない正確な書き方でお願いしたいということと、前の藤原委員が紹介されていますけれども、浅川部会で浅川ダム地すべり等技術検討委員会の関係者をお呼び致しまして、ご説明頂きました時に、ずっと使われてきました、紹介されてきました浅川ダム地すべり等技術検討委員会が安全性をゴーサインを出したんだと、こういうふうに説明されてきましたけれども、ゴーサインを出したと言われる委員の方もあの地域に大きな構造物を造って良いかどうかという問題では、造るべきではないと思っていると、お名前言わなくてもおわかりだと思いますけど、そういうご意見がありましたので、是非、それを改めてご紹介しまして、私は2次調査の必要性とか可能性について、先程お話しありましたけど、2次調査までして、あえて危険を払って造るというところではないと思います。

宮地委員長

分かりました、どうでしょう。私は議論が出尽くしているように思います。

五十嵐委員

今の私の言うような総括で logical (論理的)な前提というのは clear (はっきり)できたんですか。土木的には安全である。地質的には不安があると書いて次に進んでいいんですか。

松島(信)委員

それは土木的に安全だという国土交通省の中村地質官の説明では、こういうことも言ったんですよ。純粋地質学は土木の場に通用しないと、それはちょっとあまりにも。

宮地委員長

松島(信)委員、その話しは私も彼は地質出身だけども、大学の地質の先生には分からんのだということを言っておられました。これは私少し言い過ぎだろうと思っておりますけれども、ただ、そこら辺で、工学的な可能性と地質的な年代でのご心配と噛み合っていないなということは、痛感致します。今のその話し、松島(信)委員、何か、ご発言なさりそうなんで。

松島(信)委員

そのことが1点と、更に、地質という問題は時間単位を長く取りますよね。ダムもやはり、長く取っていますね、例えば、100年という程度取っていますよね。100年の間に何が起こるかということ、その検討はこれは純粋地質でないとできないです。土木工学ではできないです。

宮地委員長

どうでしょう。今の松島(信)委員のご意見はご主張として、考えると致しまして、結局、まだダムサイトの話しばかり集中しておりますが、この問題に関しては、今のところやはり、そういう意見に分かれているんだということしかないように思うんですが。 駄目ですか。

五十嵐委員

私はそうだと思っているから、そう言っているんですけれども、先程、絶対的な結論が出る clear(はっきり)になるならこだわればいいんだけれど。藤原委員とか松島(信)委員そういう順序でおいて、次に移るということでよろしいんですか。

松島(信)委員

それは良いですけれども、

宮地委員長

後で、後でというとまた怒られるんですが、総合的に見た時に、ダムを造った方が良いのか、造らない方が良いのかという話しは当然くると思います。その時のファクターには今の段階ではなっていると、私は思いますが、どうでしょう。そうでないと話しは進まないと思うんですが、進めてよろしゅうございますか。問題いっぱい残っている訳です。

五十嵐委員

本当に地質これで良いんですか、これしかないんですよ、時間かけるとすれば、本当にそうなんですよ。だって、本当に入れないで良いんですか。先程からいろいろおっしゃっているからあれですけど、環境も同じなんです。ほとんど、分からないんですよ、まだ。だけれども、どこかで後ろ絶対区切れれば、これしかもうできないと、本当に了解して頂けるかどうか。

宮地委員長

どうですか。

松島(信)委員

本当に良いですかというその真意が私のところにきちんと理解できないので、ただ結論でどうのこうのという問題までまだ行っていないと思っています。

五十嵐委員

逆に委員長23日が議論の最終日だと考えているから、そういうこと言っているんですけれども、まだ延ばしていいんですか、それならもっとちゃんとやりましょう。

宮地委員長

延びて良いと私は思いませんですが、意見の一致していないところは一致していない、 それを見まして、総合的にどういう治水利水対策を提唱するか、委員会が。そこの選択 になってくるんだろうと思いますが。

五十嵐委員

延ばして良いんであれば。

宮地委員長

延ばしているつもりはないんです。全ての議論をどうも出尽くしているんだろうと思っておる訳です。

五十嵐委員

出尽くしていませんよ、まったく。環境問題なんかまったくしていないんですよ。

宮地委員長

今はダムサイトの話しをしているんです。

五十嵐委員

今ダムサイトについても全然出尽くしていないでしょう。触りをちょっと言っただけだという認識なんでしょう。

松島(信)委員

出尽くしたとは、勿論、言い切れませんね。ですけれども、今、言った制約もあるから、宮地委員長の論点に従って、進行していくことは了承したと、こういうことです。

宮地委員長

私はそうして頂かないと話しは進まないと思っております。今のことですか。

藤原委員

良いですかという話しなんで、やはり、ここにダムを造るべきではないと思っていますので、ダム+河川改修という選択はないと思っています。それをこの委員会全員で、多数の方がそういうふうな感じをすれば、今のダムの地質の問題について松島(信)委員の話しを聞いて、それでもやはり、ここにダムを造っても良いんだというふうに、多数の方が思うんだったらば、次に進むということもありますが、ただ、今言ったような話しで、このダムの地質については問題があるから、ダムの、という選択はないということでしたら、また次に進めると思います。

宮地委員長

それでないと話しが次に進まないというこですか。

藤原委員

だから、それを進めるというならば、それは、多数の意見としてお進めになることについては、これはやむを得ないとは思いますが、私はここのところにダムを造るという選択肢はないと思っています。

宮地委員長

藤原委員のご意見は私、理解致しますけれども、全体としての話しを進める為に今は 私はこの状態で次の方に行った方が良いと思っておりますが。どうでしょう。

藤原委員

宮地委員長にお任せ致しますけれども、これでこんなことで時間を掛けていてもしょうかがありませんから、私はそういうふうに思っています。

石坂委員

お願いします。進行上のことです。

宮地委員長

発言が偏っておりますからね。

石坂委員

何度も発言してすいませんけれども、進行上のことでは、私も部会の時に感じたこと

なんですけれども、例えば、ダムの安全性のことも浅川部会でかなり議論になりました。 心配される方達が、いろいろ心配と今のような造るべきでないという意見を言うんですけれども、造るべきだという人達はその場であまり反論がないんですよね。でも、結論のところに行きますと、造るべきだということになる。これは論議になっていない訳です。ですから、私も先程申し上げましたけれども、今松島(信)委員のご心配、藤原委員の結論的なご意見、私は私のご意見申し上げました。別にここで全部結論を出さなくても結構なんですけれども、そうでない違う意見の方で、私も問題提起をしていますので、いわゆる2次調査に匹敵する調査、お金や労力や時間を、そういう調査をあえてしても、造るべきだというご意見があるのであれば、その方は是非ご発言をお願いしたいと思います。そうでしないと議論にならないと思います。次に進むとしてもそれをお願いしたいと思います。

宮地委員長

そういう意味でのご発言はございましょうか。断定的でないにしても、ダムを造るべきだという、その心配はないよということを強く言われる方がございましたら、どうぞ。

竹内委員

私も部会におりましたので、別に反論したとかしないとかという問題ではなくて、松島 (信)委員にも、それなりきに、調査の結果、その他について、今後の見通しについても お聞きをしたつもりでございますし、それぞれの浅川ダム地すべり等技術検討委員会の 先生方を含めて、お話しをしたつもりでございます。ただ、調査の中身について、第2 次調査という、先程見解ございましたけれども、その捉え方の問題というのは、要する に松島(信)委員がやられた調査に対する捉え方、特にそれについては前にも意見で申し 上げていますけれども、松島(信)委員は誰が調査するかということは問題だというふう に言われましたけれども、結局、その指針に沿ってやっているかどうかということは、 私は正直言っていろいろな方の意見も聞いています。そういう意味で行くと、松島(信) 委員が提案された問題点について、更に、第3者的に、更にもうちょっと警鐘する必要 がある程度のことかなというふうに私と捉えております。そこがあって初めてその次の 段階が考えられるということでありまして、そういう意味で、私は調査ということを申 し上げたつもりです。なお、付け加えて言わせて頂きますと、浅川ダム地すべり等技術 検討委員会の川上さんとも若干お話しする機会ありまして、その真相はなんだったのか ということもお聞きを致しました。奥西委員の捉え方に対する対応、それについての浅 川ダム地すべり等技術検討委員会としてなんだったのか、奥西委員の専門分野は何なん ですかというところまで含めて、そういう中で川上、当時の委員長ですか、なりきのお 話しも伺った経緯もございます。ただあえて、その中身は申し上げません。いずれにし ても、調査の中身は何だということですから、私は見解を申し上げておきたいと思いま す。いずれにしても、判断が私に専門的な分野ができるのかと言えば、私は専門家であ る松島(信)委員が言われたことを尊重した中で、そういうことを申し上げているという ことは、ひとつご理解して頂きたいと思います。そういう意味では、専門家ではござい ませんので、私には判断はできませんと申し上げて、それでなおかつ造る、造らないと いうことは、ちょっと藤原委員の言われることもちょっと、技術経過のところの言葉の 中には不明確な点もあり、もうちょっと正確にもの言ってもらいたい部分あるんですけ ど、お気持ちはわかりますけれども、ただそういう学術的な意味、土木工学の分野でい きますと、机上の中で判断はできない。従って、そういうところで検証すべきでしょう ということを申し上げている訳です。以上です。

宮地委員長

いかがでしょう、他にございますか。はい松岡委員。

松岡委員

こういう展開で言うと、どうしてもダム造れ派かというふうに思われてしまうんです けれども、やはり、砥川のところでの先程の松島(信)委員からもございましたが、彼も 理学博士で努めているところの土木研究所で、いろいろなそういう現場を行って見て、 8cmのやつで掘ったらどうか、5cmのやつでボーリングしたらどうか、それが10 c mのやつでボーリングしたらどうか、実際に穴を掘ってみたらどうかという、沢山の 例を出されまして、現場で判断すると、こういうことですという話しされました。それ とこちら先程浅川ダムについては、鎌田さんが説明されましたけれども、私自身専門家 ではありませんので、何とも言えませんと言う今の竹内委員と同じ立場ではございます けれども、そういう指針に基づいてやってきているということなので、しかし、実際に 造るとなったら、砥川の時の地質専門官の方もありましたけれども、粗く掘っておいて、 駄目だと見当がつけば止めてしまうと、ある程度、良いかなと思うとますます細かくや っていくと、そういう話しをされておられました。そういう意味では、石坂委員の言わ れました、もしやるなら、本当に大丈夫かというところきっちりやって頂きたいという のは、それはやるんではないかと、私はやりなさいとは言えないですけれども、やるん ではないかと思います。これだけ議論になっているんですから。そこまで言ってなんだ ということになりますが、ですから、浅川の時も、教育学部でしたっけ、先生は、教育 学部の先生は地質の方の専門家、赤羽先生、名前言って良いのか、まずいんですか。地 質学者としてはやっぱりできれば、君子危うきに近寄らずというニュアンスで、あそこ へは造らない方が良いということも言われたのも存じ挙げております。ですから、やは り、純粋地質の人と、どちらかというと土木工学の人との間には見方には差があるのは、 結構、仕方がない、議論して足して2で割れないのかなという感覚をもっております。 答えになるかどうか分かりませんが。

宮地委員長

答えというより、松岡委員のご意見として承っておいてよろしいと思います。どうで しょう。この問題からちょっと他の方に行った方が良いと思うんですが、行ってよろし ゅうございますか。それでは、ダムサイトの地質の安全性については率直に言って、意 見が分かれている状態だけれども、次に行くということでよろしゅうございますか。後 で調査の話しは、もし将来いるかも分かりませんので、やるとしたらどのくらい掛かる かという話しは、もう1遍、幹事会の方から伺いたいと思っております。そこで、高水 の話しについても実は似たような状況があるように思います。私、ここに2つ書いてご ざいますけれども、一方は従来の案、それは非常にオーソドックスな県が今までやって きた手法に依っている。それに対する疑問もいろいろ出されておりますけれども、代案 の方の話しもある。私はそういう意味では、この2つ書いたんでございます。もうひと つは砥川と東俣川流量比というのは、松島(信)委員がこの間おっしゃったんですが、こ れはどうでしょう。私は、率直に言って、ダム案にするか、ダム無し案にするかの決定 的なポイントではないような感じがするんです。つまりどっちにしても、東俣川の方も 砥川の方も何がしかの意味で手を入れなければ、砂防なんかの問題であるから、その時 の実際にいわば工事を行う話しとして、その中の流量の配分という問題として捉えても 良いんではないかと思っておるんですが、その辺どうでしょう。はい。

松島(信)委員

何らかの手を治水上加えなければならないという点で、両方、同等みたいな、そうい うふうに受け取られると、これは大変大きな間違いだと思います。流域全体を今まで私 も歩いて調査してきた手前、まったく条件が違うんです。その辺は大きな問題だと思う んです。

宮地委員長 どうでしょう。

宮澤委員

基本高水、よろしゅうございますか。ご意見。

宮地委員長どうぞ。

宮澤委員

私は先程も申しましたように、基本高水、これはそんなに簡単な問題ではないと見て います。と申しますのは、いろいろな問題がございますけれども、なんで既往最大に浅 川はしたんだ。それから砥川はなんで既往最大の約20%増しにしたんだ。ここのとこ ろは明確に世間に問われた時に答えられるようにしておかないと、私は長野モデルはで きないと思っております。私、たまたま、今地質の問題もありますが、私は多くのダム をお比べになられるんですが、やはり、もっとも近いダムを見るのが一番良いと思って、 足を運んで参りました。それはお隣の裾花ダムです。このダムはもう皆さんも何度もご 覧なられて、経過でございますが、これ7.11災害の図がございます。私、ここへ全 部委員の部数だけ、カラーコピーしてきました。私、説明の時に使いますので、委員長、 見て頂ければと思うんですが、私は一番、あれしているのは、7.11災害の時に、先 程大熊委員からも出ていましたが、要するに、ここの奥裾花ダムのダム面積と浅川のダ ム面積、だいたい同じですね、合理式で求めますと。ここの面積のところに降った水量 がですね、ここの今までのパターンで出されてきた日雨量、これ、総雨量でも日雨量で も良いですけど、奥裾花は約139mm になっております。ところが実際に降ったのは 7.11災害の時に276.5でありますね。大変な倍近い降雨が実際降っている訳で あります。要するに日雨量、139というのは多分基本高水が今浅川でいうと450で 求められた数字だと思うんですが、それだけ降っているとなりの川です。飯綱山を踏ま えて、その時には、反対の鳥居川も堤防が決壊して、大変な騒ぎになった。要するに飯 綱山を踏まえて、両側から出た水が、要するに、大きな状況になった。その真ん中のた またま、要するに、浅川が、要するに今の状況で雨の量が少なかった、こういうことだ と思うんです。いろいろなお話しありますけれども、ダムの堆砂量、それから、私も、 ある方の手紙がありましたので、私の裾花川の7.11の裁判の状況のことについても 全部調べてみました。そういうようないろいろな裁判の中も調べさせて頂いた中で、本 当に率直なところ、確かにこれだけ出ている、実際に7.11災害の時にこれだけ降っ ているところを、この、要するに330に下げるとしたら、相当ですね、これに対する 具体的な、やはり、算出の経過をつけていないと、私、やはり、納得されないんではな いだろうか。ですから、330ということのお出しになられた根拠は分かります。しか し、これが本当に通用する値なのだろうかというところになりますと、ちょっと、私は この7.11災害の時に基本高水の算定の実量よりも倍も降っている川がすぐ山の反対 側、ご承知のように、山があれば2つ以上の川の流れができます。その流れる片方の川、 それから3つのあるうちの2つの川から出ている、こういうことと、ここに住むものと しまして、今地球温暖化の影響か何にか分かりませんけれども、私が一番感じておりま すのは、降雨の降り方、特に冬の降雨の降り方が変わっているんです。今まで、日本ア ルプスの白馬、小谷に降った雪がですね、今一番多いのは鬼無里、それから美麻、ここ

に冬の雪が集中して降っている、今年なんか特にそうです。こういう経過も踏まえてみますと、現実の目を見た中でもこういうふうに下げることが根拠があるのかだろうか、それならば、それなりきの実証例を含めて頂かないと、これはちょっとこれはどういうことなのか、私はずっと思っておりました。初めて私、ご意見を申し上げます。

宮地委員長

はい、分かりました。基本高水を330或いは、これは砥川で200にしたということと共通だろうと思いますが、その根拠がはっきりしないと、こういうご意見でございます。一応、お配りして。はい、どうぞ。

風間委員

私も実は今宮澤委員のおっしゃった裾花川沿いに住むひとりの人間でございますが、 確かに裾花も大変な暴れ川でございます。私が調べたところに依れば、こちらの既往最 大相当、これは昭和24年のキティ台風の後、9月というふうに聞いておりますが、約 900m3/秒ということになる訳ですが、その24年の時に、それだけの流量が、雨 量もあったと。それから、40数年が経過して、今の話しの宮澤委員の経過になってい く訳でありますけれども、平成7年の降雨の時に、やはり、同じく860m3/s くらい ですね、の洪水が裾花流域にあったということになる訳でございます。従って、今おっ しゃるように、非常にひとつの山を挟んで、河川が2つに割れているというふうに簡単 に想像して頂ければ、分かり易いかと思う訳ですが、勿論、裾花水系の方が非常に距離 が長いという部分もございますが、そのような同じような地域の中での、 しかも、これ だけの地球温暖化が進んで、集中豪雨が激しくなっていく可能性が非常に高い。これか ら風台風よりも雨台風が増えるというような気象観測も推定されている訳であります けれども、そのような中で、この北信地域、特に日本海側が非常にこれから降雨が激し い、集中豪雨型の降雨があるだろうということが専門家によって議論されている訳でご ざいます。そのような中のこの長野市に位置づけられている裾花川、或いは、浅川とい う、このロケーション、環境というところを考えますと、50年間の中で、キティ台風 前後の昭和24年、平成7年のこの間の集中豪雨、50年に2回も、既往最大相当とい うものの、洪水があったということは、これから、今までもそうでしょうけれども、浅 川を議論する上で看過できない事実であろうというふうに言わざるを得ないと私は思 う訳でございます。この裾花川については、基本高水の議論でありますから、あえて、 基本高水ということでございますが、裾花川については1、250m3/s ということに なっております。河川改修はその今の キティ台風前後の24年から10年後、10年 間かけて、実は河川改修をしております。但し、この場合は裾花ダムで720m3/s を カットして下流の基準点において、600m3という流量を流すということを前提にし て、河川改修が10年かけて、昭和34年に成されて、そしてその10年後につまり、 昭和45年でありますけれども、裾花ダムというものが完成をする。そしてその10年 後でありますけれども、奥裾花ダムが完成する。つまり3段階の30年かけて、100% のカバー率を確保しているというような歴史的過程がある訳でございます。従って、前 回の平成7年の時の雨の降り方、これを調査致しますと、日雨量は計画の130mmに 対して、209mm と1.6倍というふうに降ったというふうに実績がある訳でござい ますけれども、時間の最大雨量が19.6mm ということで非常に小さかった。小さか ったけれども、私も記憶しておりますけれども、ダムの訴訟の問題もありますが、今の その流し方の問題もあったと思いますけれども、非常に裾花川が荒れて、岩といいます か、石といいますか、その音量のでかさで、私は朝の4時に目覚めたくらいの、実は非 常な暴れ川の形相を呈した、その瞬間であった訳でございます。しかしながら、それは 19.6mm という雨量であった、にも関わらず、それだけの非常にぎりぎりのところ

まで、パラペットの本当にぎりぎりのところまで、洪水の線を保つ、勿論、これは上に ダム2つがあるということで調整はしておる訳でございますけれども、そのようなこと をいずれにしても、経験したということが、私ございまして、もしこれがもっと危険な 降雨パターンであったなら、つまり、今議論されているような50mm、一昨年の軽井沢、 その前の年にも長野県内にありましたけれども、根羽村の69mm 観測というようなこ とが南信地方でも或いは、東信地方でも観測されているということを考えれば、この北 信地方で50mm 相当ということは私は容易いに想定できるし、そして、また今回長野 市の方で提出をされました一番のピークの時間雨量も46ですか、そういうようなこと が過去のことでありますけれども、昭和12年に計測されているということもあります。 つまり私が言いたいのは、裾花川において、同じような雨の降り方、もっとも危険なパ ターンの降雨の在り方がもしあの裾花の川であって、しかもダムが2つ入っていなくて 既往最大相当の河川改修なりなんなりという形で、もしあの暴れ川を収めて治水をして いたという状態であったならば、平成7年は極めて深刻な私は災害になった。恐らく私 はこの世にいないかもしれない。そのようなロケーションに私は住んでおりますから、 そのことを肌で感じている訳でございます。従って、その既往最大というものをこれか ら今まで論じられてきたものでございますが、先程以来、午前中以来、お話しがありま したが、長野市の415というものをどのようにこれから扱っていくのか、今まで皆様 方がご主張されていた330というものを今後も取り続けるのかどうなのか、過去にあ った降り方87というようなものを貯留関数法に入れたところの415を採用するの かどうなのか、するとすれば、その数字を使って、どのような河川改修の単独案の方法 があるのか、またそれをやる為に、施行する為には、どのような財源を確保しなければ いけないか、そのような論議にしていかなければ、私は現実性にかけるのではないかと いうふうに思う訳でございます。

宮地委員長

風間委員、ちょっと申し上げますが、先程、昭和12年の話しというのは、私は午前中に話しは済んだと私は思っておりますが、ですから、それを例にして議論なさって頂くとちょっと議論は紛糾するだろうと思っております。ただ、既往最大流量がなぜ良いのかという話しとしてはお受け取りを致します。

風間委員

そういう意味合いで、既往最大ということで、どうするのかということであります。

空抽季昌馬

ですから、昭和12年という話しというのは計画降雨の中にも入っておりませんので、 それはある一定の基準から見れば、特別な場合だというご見解も承っておる。それを申 し上げておる訳でございます。どうぞ。

石坂委員

既往最大の考え方というご発言でしたので、そのことでの議論を中心にすべきだとは 思いますけれども、只今の風間委員、その前の宮澤委員のご発言の中で、裾花ダムの問題についてのお話しですので、一言だけ、私もそのことで申し上げさせて頂きたいんですけれども、まさに、その平成7年の時、今このパンフレットが配られまして、これには、いろいろ意見が出ておりますパンフレットです。と言いますのは、その平成7年の洪水の時にまさに計画通りにダムが操作しなかった。つまり最大流入量を予定していた計画よりも半分くらいのものしか流入しなかったのに、放流は計画よりも過剰なものが放流されて、床上浸水1.4mという九死に一生を得た方が、ご存知の通り、今裁判を 起こしている訳ですので、ダムが本当に洪水の時に役立つのかどうかということに、大いなる疑問ということで、今裁判係争中のダムです。ですから、ダムの今有効性についても風間委員が併せてご発言されたので、そのことで言えば本当にダムが、しかも裾花ダム、そのものが具体的に洪水に効果があったのかどうなのか、それだけでも非常に議論のあるところですので、その議論をする場所ではありませんけれども、、そのことがまさに問われて今裁判が起こっているということだけ申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

はい、いかがでしょう。私、この高水の話し見る時に、いずれも、雨量の方は割にデータがあるんですが、流量の方はあんまりデータは揃っていないと、そういうようなことをよく聞くんですが、実際、貯留関数法の計算法というのはですね、例えば、裾花はダムができますと、流量も測っているし、雨量も測っている。そうすると、計算と3つ揃いのデータが出るはずだと私は思ってるんです。そういうことを示して頂きますと、計算が本当に信用できるかどうかということは分かると思うのですが、そういうものが今浅川の場合はないような感じが致します。それで少し、議論が噛み合わないと思いますが、ただ、やはり、浅川と砥川について既往最大ということを選んだということについての考え方というのは、やはり、もう少し、述べて頂いた方が良いのではないかという実感をもっておりますが、大熊委員あたりどうでしょう。

大熊委員

私は、一貫して、ひとつの基準の中で計算されて、それをどう取るかという選択の問題であるというふうに考えてきております。今の平成7年の他のところの確率は多分、平成7年の時は黒部川や新潟の関川の方では数百年確率だという話しを聞いておりますけれども、そういったものではなく、今、100年に1度という前提の中で、計画を立案してきていると考えております。河川砂防技術基準案に則った形で選択をしていくということで、やはり、最終的にダムあり、なしというのは、財政の問題、環境の問題、それから、先程から議論になっている地質の安全性といったようなものを勘案して、どれを選択するという、選択の問題であるというふうに私は考えております。

宮地委員長

いかがでしようか。

宮澤委員

ちょっとそれでは、良いですか。大熊委員からそういう話しが出て、驚きながら承った訳ですが、私は基本高水というのは、先生もご熱意を燃やされておられるし、それなりきに重要な問題だと私は理解しております。また、部会でもそういうような話しの進めた方をして参りました。要するに昭和34年にできた河川砂防技術基準案に基づく既往最大をそのまま受け取るか、それとも要するに昭和51年にいろいろなデータを集めてハイドログラフを作り、それぞれのやり方を進めていくかという、この私は2つのやり方を長野モデルではどちらを選択したかということが一番の問題になるのではないかということを、それぞれのこの経過の中で聞いておりました。勿論、100年確率、風間委員もちょっと勘違いされているかもしれまくせんが、450m3/秒というのは、明確にあるひとつの案ですから、間違いないで頂きたいと思うんです。これはひとつの案である訳ですから、既往最大の330に決まった訳ではありませんので、それだけはお間違いにならないで頂きたいと思うんであります。ですから、415というのは委員長が今おっしゃられた通りでありますが、既往最大を取るか、それともハイドログラフを駆使して貯留関数法を元にして、要するに基本高水を設定していくか、この2つのや

り方を長野モデルとしてはどちらを選択するかというポイントでないと、基本高水の進 め方についても変わってくる訳であります。ダムでなくても、ダムであっても450が もし良いとしたならば、450に対して、砥川でもやりましたけど、それに対して、ダ ムがない案をきちんと示すべきだと思うんですね。やはり、同じ条件に基づいて、ダム がある論議か、ダムがない論議かをしないと、それで砥川の場合は280という形の 100 年確率でやった場合、残念だけれども、ダム無い河川改修は、高田委員が本当にご 苦労されたんですが、先程五十嵐委員からおっしゃられた環境とか、土堤とか、いろい ろな問題等々含めて、なかなか難しくなってきたという経過があった訳であります。で すから、基本高水の問題は私は相当意味合いが深い。ですから、私は450なら450 の基本高水にしたら、450に対する代案を示すべきだ、そういうふうに考えるね。4 50に対しての代案を示さないで、要するに、基本高水を違ったものでやったら、これ は両論併記というか、2つのパターンをそれぞれ出したという形で、決して両論ではな くて2つのパターンにそれぞれ意見を出したと、こういう型になってはしまいませんか と、こういうことを先程以来言っているんです。それならそれでも良いんです。だとし たら、そういうふうにした、基本的などういうところから出したかということを明確に すべきではないかというふうに思うんです。

宮地委員長はい、どうぞ。

大熊委員

私の考え方は、450で決めようが、330で決めようが、それぞれ超える場合は存在する訳ですね。450m3/sでも今後、それを超える可能性というのは十分に残されている訳です。ですから、計画を決めた場合には、その計画を超える超過洪水についてどう考えていくのか、それを決めなければ、私はならないだろうというふうに考えているんですね。今まで超過洪水対策というのがきちんと議論されていないんですよね。どこも。それをどういう方法でやるのか、それから、堤防をオーバーフローする場合もある訳ですよね。そういう時に対して堤防をどう強化したら良いのか。私は堤防の強化案は他の場面でいくつか提案はしているんですけれども、一向に国土交通省の方は議論にのってくれないという問題もありまして、今従来ある中の方法論の中で、議論しております。私は当然、330になろうが450になろうか、超過洪水対策ということを考えて、いざという時にどうするのか、やはり、人命第一ですから、きちんと人命が守られるような方向というのを考えていくべきだろうというふうには思っております。

宮地委員長

はい、私、超過洪水ということをここに書いてございませんので、どこか入れないといけないと思っておるんですが、どうでしょう。基本高水、はい、そろそろ休憩をしたらというサインが送られている。但し、時間が今日も5時までということになっておりますので、延々とやっている訳にはいかない。ちょっと頭を休めるという意味で、ちょっと休憩をさせて頂きたいんですが、今30分になるところですから、10分間で我慢をして下さい。そこで気分転換をして下さい。

<休憩>

田中治水・利水検討室長

それでは、休憩前に引き続きまして、審議お願いしたいと思いますので、席の方にお 戻り頂きたいと思います。ではお願いします。

宮地委員長

議論が錯綜しておりますんですが、高水の話しも率直に言って、今までの考え方で、カバー率100%、こういうことにするのか、或いは、既往最大ということを考慮して、ひとつの選択肢としてこういうものを選ぶか、こういう話しになっているようでございますが、どうでしょう、宮澤委員のご意見は、竹内委員、どうぞ。

竹内委員

率直なことを申し上げたいと思っていますけど、今日、五十嵐委員からまとめ方に対 する意見ということでお話しがありました。その中に、その1の方のところに、答申案 の考え方についてのところの2のところで、いわゆる、多分このままでは今後の答申の 後に行われるであろう議会などの審議に耐えられず、また長野県民の納得も得られない と考えられるということを書いてます。私はまさにその通りだろうと、今回の代替案の 対応については、その通りだと思います。なぜかと言いますと、例えば、浅川の場合、 先程、代替案であれば、450m3/s であるべきであるというお話しがありました。私 もそう思います。ですから、論議の経過の中で基本高水という考え方が基本的に、いわ ゆる、ダムを造らない為に、下げる為には、どうすればいいかというふうに、県民から は私、受け取れるというふうに思います。なぜかというと、浅川の場合にはそれぞれ、 いわゆる波があって、基本高水も変わってきたという経緯がございますし、それから例 えば、代替案の具体的なイメージとして、どうなのかと、財政上の試算する時に決めて 欲しいという経過の中でも、はっきりしたものが決まらなかった。今日、拝見しますと、 意見書の中にも、例えば、山岸委員、これは浅川の部会の委員でございましたけど、そ の中にも、意見の中に、ダム無し案の河川改修を多くの橋の架け替えと流木対策、砂防 堰堤などが提案されておりますが、このようなことは本当に必要なのでしようかという ことも提案されています。しかし、浅川の報告書の中には、そのことがあったから、そ ういう試算をしようではないかということに当初なった訳ですよね。そういう意味でい きますと、いわゆる代替案というものがあって、当然ダム無しだということであろうと、 私自身は認識しておったんですけれども、そういう意味では代替案になり得ない現状が 私はあるというふうに明確に言いきっても良いと思います。今日、もうひとつの意見と して出されてきているのは、信大工学部の教授の長さんが出している中身についても、 これは逆戻りということではなく、重要なことですから申し上げるんですけれども、長 野市の出した415m3/s に対する対応として、下回る流量を基本高水流量とする論議 はもはや成立しませんから、これを上回る量とする以外の選択肢は有り得ないというこ とです、という意見も出ていますね。これはまさに基本高水という観点の中の、当初の 論議の在り方というものがやはり、基本的にカバー率を下げるというところの中にきて しまったというところに、その根拠というものがあまりはっきりしない、従って、報告 書をまとめるのであれば、私はやはり、住民の安全ということに対して、この検討委員 会として、どういう論議かされたのかというところをきちっと検証した上で、報告書に まとめていかなければならないだろうというふうに思います。それから、今日出されま した五十嵐委員の中身の中に、例えば、根拠となるもの、長野モデルということに対す る見解がございます。その基準として、言われている中身が、いわゆる、2ページ目の 工のところですね。ダム建設が中止されなければならない、これは多くの人が納得する 絶対的な基準であると考えられるという、その絶対的基準について、挙げてること、被 害を被ると予想される住民がほとんどいないか、少ない場合、または費用が莫大に掛か る場合、ダム建設により、甚大な環境破壊が起きる場合、住民がそれを望んでいない場 合、いろいろと挙げている訳ですけれども、私はここで考えなければならないのは、や はり、基本的に住民の合意という問題、少なくてたったひとりであったとしても、その

方が合意するのかどうかという問題、これは大変重要な問題だと思うんです。この検討 委員会が重要参加ということで、河川法に定める、環境、住民の意見、聞くことができ る、公聴会がやることができるという規定、市町村長の意見を聞かなければならないと いう規定、これは言ってみれば、三位一体として物事を捉えていく必要があるだろうと、 その時に基本的に、今回、部会という方式が住民参加、或いは、市町村長が参加してや った手法の中で、言ってみれば、意見が纏まらなかった、両方対立したまま現在、こう して検討委員会で論議している。そのことをどう捉えれば良いのかということを、きち んと私どもは踏まえなければならないと思います。ですから、住民の意見を尊重すると いうのであれば、やはり、どちらかを選択するという方式の中で、基本的にそのことが 合意として捉えることができるのかどうか、私は現状の中では合意としては捉えること ができない。従って、この検討委員会として、安全をどう流域の皆さんに確保するかと いう観点に立って、基本的に物事をまとめていくということが一番中心に座らなければ ならないし、またそのことをきちんと報告する義務があるだろうということは、私の意 見として申し上げたいと思います。それからもう1点、いわゆる、今日出た2枚目のと ころになる訳ですけれども、いわゆる、補助金の返還に関わる問題についても、やはり、 ここでちょっと 1 点はお聞きしておきたいことなんです。公共事業再評価委員会、これ は公共事業監視委員会ですね。これに代わる、それはそれで当然私は必要だと思うんで すよね。それに変わる判断として、この検討委員会が重視されるんだという見解でよろ しいのかということはひとつ確認をしておきたい訳ですけれども、ただ、基本的にこれ は私はそういう意味でいくと、部会の論議というものに対する捉え方が最後までこれは 引っかかる部分として問題になるでしようかということは申し上げておきたいと思い ますし、そのことをどうこの委員会が認識するのかということは、きちんと、申し上げ ておきたいというふうに思います。いずれにしても、冒頭申し上げましたように、既存 のままでいきますと、例えば、宮地委員長が掲げています論点の中のメリット、デメリ ット、再自然工法はというところがありますね、今回出されている浅川における代替案 というものは、具体的に例えば、勾配を、傾斜を厳しくする、或いは、嵩上げを既存の 形のあるものを、契約されたものに対して、それを 20 c m嵩上げするものをやってい く、そういうことが脱ダム宣言に言う、今後、できるだけコンクリートによるダムはで きるだけ造りたくないと、その趣旨から、環境という面からして、私は逆行しているだ ろうというふうに思います。その辺については大熊委員しっかり見解をお聞きをしてお きたいと思います。以上です。 2点ちょっと五十嵐委員と大熊委員にちょっと 2点確認 して下さい。

宮地委員長

私への長さんの意見もございましたんですが、長さんの意見というのは委員の外のご 意見でございますので、竹内委員がもし長さんの意見を自分の意見として私にぶつける ならば、ご返事を申し上げますが、外の意見に戻らない方が良いと思っております。

竹内委員

私は県民の、五十嵐委員が言われる県民の納得が得られないと考えられるという中身の中の一例として、そういう意見が現に出ていますよということで申し上げた訳でございます。

宮地委員長

結構です。五十嵐委員、ご返事頂けますか。

五十嵐委員

私に対する質問、具体的に何を言いたい。

竹内委員

補助の返還に関わる、公共事業評価監視委員会とこの委員会の関係、ちょっとこの文書上でいきますと、監視委員会以前にこの検討委員会が、言ってみれば、それに代わる役割みたいなものがすでにあるんだというような表現に見える訳ですけれども。

五十嵐委員

この委員会が始まる冒頭にこの問題言ったことがあるんですけれども、2つある訳ですね。公共事業監視委員会もありますし、この委員会もある。どちらが正当性やイニシアティブを持つかということは今の段階に至っては、こちらの方が実質的にはるかに正当性があると思いますよ、ここに書いてある理由です。ではそちらを無視していいかというと、多分、手続き的にはここで出た結論がそちらに行って、そちらがイエスというのかノーと言うのか、分かりませんけれども、そこは形式的にもう1回通るだろうと、しかし、これを更に覆すというような意見はそちらの委員会は出し難いだろうということを申し上げている訳です。

宮地委員長

どうでしょう、大熊委員。お願いします。

大熊委員

まず、環境の問題で私がどう考えているかということを申し上げますと、まずダムは 河川環境にとって、最大の環境破壊だというふうに考えております。本来、川にとって はダムというものはない方が良いというのが私の考え方です。それから、河道をどうす べきかということである訳ですけれども、一切合切任せてくれれば、それなりに近自然 河川工法というものでやっていけるだろうと思うんですけれども、今は、いわゆる、国 土交通省からの補助金やなんかの問題もあって、河川砂防技術基準だとか、或いは、構 造令にそれなりに則った形でやらなければならないという、そういう中で、河道設計を 行うという形で、財政部会に計算をお願いしたということでございます。それと護岸勾 配が緩い方が多自然型か、勾配が急の方が反自然かというふうには単純にはいかないと いうのが私の考えです。それは2割勾配でやった場合に、浅川の場合は自然に水が流れ ている底面が非常に少なくなります。それに対して5分勾配でやれば、自然に水が流れ るところの面積が広がります。ということで、そういう水が流れる面積が多い方が生物 にとっては良い訳ですよね。そういう訳で、必ずしも2割勾配の方が、多自然型川作り であるというふうに断定はできないんですね。ですから、場合、場合によって、いろい ろ存在しているということで、今我々が新潟でやっている場合でも積極的に直壁護岸を 造っているところもございます。それから、わざと緩くしているところもあります。で すから、場所、場所によって、違ってくるだろうということで、浅川の細かいところま で本当は議論して、本当の多自然型かどうかということはやっていきたいというふうに は思いますけれども、単純ではないということも申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

はい、話しは環境の方にもいっちゃった。先程、高水の話しをしていると思っていたんですが、当然、関係はございますが、高水の話しを、もうちょっと絞っておいた方が良いと思うんですが、どうでしょうか。はい、高水のことですが。

松島(信)委員

基本高水という中で、今、竹内委員が住民の反対がひとりでもあったら、これは基本高水を下げるという言葉はちょっと適当ではないにしても、これは了承されないとおっしゃいました。その住民ということについて、浅川部会で公聴会がありました。その時に、ダムを推進する人達の住民というのは、基本的に行政関係と、それから、各地域、地域の組長関係の人達、つまり、非常に地位の高い人達がずらり顔を並べておっしゃった。それに対して、ダムを要らないと言った方達は、見るからに服装もまちまちで、おばさん達の意見は全員がダムはいらないと言っておる。つまり、生活レベルの低いと言っては失礼ですが、それはちょっと取り消させて頂きますが、そういうような人達の、なんか、顔ぶれが分かれているんですよね。雰囲気が、そういう中で、どちらが住民の意見をということは、やはり、これは数の問題というふうに、もし言うならば、やはり、ちゃんとした手続きをとって、それなりきの結果を出さないと、議論にならないと思います

宮地委員長

はい、どちらにしましょうか。竹内委員、先程。

竹内委員

私は長野モデルという提案がされているものですから、もっと高尚な意味で申し上げているつもりです。ですから、要するに、基本高水を、考え方先程申し上げましたけれども、決めるのであっても、既存の中で、今回の浅川、砥川については、部会を設置をしてやってきた経緯がある。今言われたように公聴会までせやってきた経緯がある。そういう中で、捉え方として、住民の合意という問題についてどうでしょうか。この委員会として。どう捉えますか、ということを申し上げている訳でありますので、それはですから、基本的に両論割れているものが、例えば、再評価委員会も含めて全部関連してきますよということを申し上げているんですよ。そういう意味で、五十嵐委員が提案されたものですから、それに対しての考え方として私申し上げたということですので。

宮地委員長

高水の問題も、先程のダムサイトの話しとよく似ている面があるのではないか。私、高水というのは、大熊委員は、ひとつの選択の問題だと、こうおっしゃっておられる。それに対して、もうひとつの方の話しは、今までこういう計算をやってくるのは、常道だと、それはいろいろな意味で信用できるよと、こう言っている話しだろうというふうに思っておるんですが、それで、そういう選択の問題として考えて良いのか、或いは、一方に絶対的な意味があるのかということをちょっとお聞かせ頂いた方が良いのではないかと思っております。どうでしょうか。

大熊委員

私は、基本高水と地質の安全性の問題とは必ずしもイコールだというふうには思っていません。より地質の問題の方がもっと科学的に判断できる余地がたくさん残っているだろうと思います。それに引き換えて、基本高水の議論は最初から何度も言っておりますけれども、必ずしも、厳密に、科学的に立証できないところがたくさんある。雨から流量に変えるところでも、流量観測所がほとんどないとか、精度の問題とか、或いは、これから議論になる黒沢川の場合には、流出解析のパラメーターを決めるのに、過去の洪水痕跡だけからしか決められないとか、いろいろな限界がある。そういう中で途中にいくつも判断が入ってきていると言ったようなことで、絶対正しいものではない。ただ、相対的にいろいろなことを考える上で非常に参考になるという中で、一応、今までの治水計画を立てていく上で、全国的なバランスとかいったようなことを考えて、ひとつの

方法論が生み出されてきて、それが河川砂防技術基準に載せられている。それに則って計算すると、カバー率の中で、選択の問題であるということは私は基本的に明確に書かれていると思います。従来はそれをほとんど財政の問題など、それから以前は環境の問題を考える必要がほとんどありませんでしたから、カバー率100%の住民の安全性ということだけを考えて、採用されていたんだろうと思います。今の現段階にくると河川法が変わって、環境の問題を考えなさい、それから、住民の意見を聞きなさい、更に今は財政の問題が逼迫している。そういう中で考えた時に、やはり、河川砂防技術基準に示されているように、選択の問題であるということをもう一度確認していいのではないかというふうに考えております。

宮地委員長 その辺、どうぞ。

石坂委員

すいません。そのことに関わってですけれども、先程からの議論の中で、浅川の場合、 10洪水を抽出して、その中から計算結果としては一番、計算結果が多く出た440 m3/s を採用して、450という基本高水が決定されて計画が進んできた訳ですが、そ の一番多く出た結果というものが現実に照らして、果たして一番妥当であるか、それか らそれが一番安全なのかということを、降った雨の量だけではなくて、流域の現状やい ろいろな条件をそこへ併せて考えて選択をしていくと、そういう意味で選択の問題であ ると言われている大熊委員の意見に私も賛同するものですが、一番多いものを取れば安 全なのかということも改めて検証されなければいけないと思いますし、何度も申し上げ ていますけど、浅川の場合には、内水氾濫の問題が特に、最下流で今も水害の非常にご 心配をされている皆さんにとっては、例えば、ダムを造ったとしても、解決は具体的に していかなければならない重要問題になっている訳です。それに関わって部会の中でも、 先程もお名前挙げました、特別委員の内山委員の方から、例えば、浅川はずっと治水基 準点というのは千曲川の合流点との、その部分のことを治水基準点ということで440、 450或いは、330とかいろいろな議論がある訳なんですけれども、その合流点でど れだけ出るかということを基準にダムが必要かどうか論じて良いだろうかということ が問題提起されています。ご承知のようにダムサイトから上と下では、都市化の状況と か、流出の形態もまったく違っていて、主に都市型災害と言われる被害をどうクリアー していくかということも長野市には非常に重い課題になっている訳です。浅川に一挙に 流れ込む量をいかに食い止めるか、それとの関係で内水災害に対してもどう対応してい くか、しかも千曲川へ自然流下できない問題をどう解決していくか、そういうふうに考 えた時に治水基準点が千曲川の合流点、そこでの数字の論争というのが、果たして内水 被害に脅えている人達、そのことイコール、水害の危険ということで、どうにかして欲 しいと思っておられる皆さんの不安や具体的な疑問、そういうものにどう答えていくか ということを考えた場合、やはり、ダムサイトでどれだけ出るかという問題が非常に重 要な問題になってくるのではないかということで、治水基準点ということの考え方もそ ういうこととの関わりで、改めて検証していくということが、非常に大事になってくる と思うんですね。そういういろいろな議論の中で、今までの経験、そこにもなりますけ れども、実際に流域の現状から言いまして、日雨量130mm という想定した100年 確率の雨の場合、ダムサイトで130m3/s 出るということそのものが、現実からかな りかけ離れているのではないか、そういう意見が出ました。そういうこととの関係で、 では何を基準に考えたら良いだろうかということで既往最大相当という考え方が出て きた訳で、では既往最大というのは浅川の場合、ダムサイト、或いは、治水基準点でど のくらいだったのだろうかということは測られていないのでわからない訳ですよね。そ

ういうことから既往最大をひとつの基準として参考にして考えていく考え方、或いは、大熊委員が中途で解明して頂きました確率雨量から迫っていく考え方、いろいろな考え方でより現実に近い、それから予想される降雨に対して起こる事態、そして、住民の安全をどう守っていったらいいかということで、責任の持てる、そういう高水の設定が必要という議論で部会の議論はそこまでで、残念ながら終わっていますので、それを受けて検討委員会で基本高水の考え方について確定して頂きたい、方向を出して頂きたいということを検討委員会の議論に委ねている訳ですので、そういう角度からも、是非、砥川と少し状況違うんですけれども、浅川の予想される洪水のパターンというのは、しかも、治水基準点になっている千曲川の合流点では、何度も議論されましたけれども、内水と外水かというのは、水に色がついている訳ではないのでわからないというそういう状況の中で、内水も外水もごっちゃ混ぜになって、一番下流のところでのことを論じることだけで、はたして浅川流域の洪水対策、治水対策ということを考えるのに良いのだろうかということは純粋な疑問としてある訳で、是非そんな角度からも検証をお願いしたいと思います。

宮地委員長

内水の話しは、私、下の方に治水と書いてございますけれども、そこら辺でダムがあるのもないのも、共通した意見があるように私は理解しております。ですから、今の場合、ただ私、一番上の高水のところに書きましたのは、あくまで、部会に出てきた2つの案を尊重して、それを元に、議論の元にしようと、こう思っているから、こう書いた訳であります。ご理解頂きたい。確かに、治水基準点が下の方にあるというのはちょっと不自然なんですが、それを今更やり直せと言っても、ちょっと今の議論にはならんだろうと私は思っておるんですが、むしろ、どうでしょう。やはり、今石坂委員も高水というのは、ある意味で、相対的意味をもっている。五十嵐委員もそういう別の観点からそういうご主張なさっておりますが、高水のグループでご意見が分かれていた感じもあるんですが、松岡委員、どうですか、つまり私が申し上げたいのは、松岡委員はやはり、100分の1で450というのを話しておられましたですね。それも選択はいろいるあるけれども、私はこちらを選ぶんだよと、そういう意味なのか、或いは、こちらの片方の方がかなり実際、中身として信用できるからとおっしゃっているのか、その辺なんですが、どうでしょう。

松岡委員

私ももしかしたら、建設省とまったく一致している訳ではないのかもしれません。最初の頃から申し上げておりますけれども、2、000mクラスの山から、今基準点場所が問題になっていましたけれども、その基準点までの到達時間が1時間ちょっとくらい、非常に短い訳です。急勾配のところも非常に短い距離の中に、そうした山と、それから浅川流域の場合には、かなり地すべり地なんかも含まれていますけれども、そうした危険渓流、そこから出てきた扇状地、そして今度は千曲川へ合流する千曲川の後背地といった、そういう勾配がなくて、なかなか、どこからやっても排水しにくいというところがかなり短い中にコンパクトに詰まっている訳です。そういう中で急速に都市化して参りましたので、いろいろな問題が含まれていると、そういう中で、私は流域が狭いということは、例えば、5、000km2もあるような大きな流域であれば、流域がどうなっているとか、そんなことは流域はどっちいった、こっちいったとか、こういう流域があって、今一点で捉えているのが、この辺の端っこの方、こう捉えているのか、或いは、逆にこう捉えているのかなんてのは、雨量の記録からだけでは分からない訳です。そういう不確定要素もある、降る方に関してはですね。ですから、いつも一番雨域の強いところど真ん中で捉えられている訳ではない場合の方が多いというふうにみるのが、普通

ではないか考えている訳です。ですから、やはり、突飛なのは外すとして、突飛でなければ、同じ雨量でも、こう捉えて、こう捉えてとか、いろいろ同じくらいの雨雲でもありますので、やはり、危ない方というのですか、できるだけ、真ん中付近の一番危ないところ取られているのに近いところを取った方が万一の時には安全なんではないかと、そういうこともあると。それは降る方ですね。それから同じ雨量が降っても、地形とか、地質とか、いろいろなことがございます。それは森林ワーキングとも話しをしました。そういう中で、では保水力が130mm もあるところで、累加雨量70mm くらいで、土石流が起こってしまったのは、どうしてだいという話しをした時に、それはいろいろ事情があるからだろうと、そうしたいろいろな事情というのが、なかなか決定論的に全部出せませんので、そうした不確定要素がたくさん含まれているので、私はうんと突飛でない限り、計算をして、一番大きい数字を、そちらを取るのが良いというふうに思っている訳です。

宮地委員長

もう一遍、お伺いしたいのですが、つまり、いろいろな選択ではあるんだけれども、 浅川という流域の特殊な状況を考えるか選択の中では、私は安全な方を取ると、こうおっしゃっておられるんでしょうか。

松岡委員

そういうふうに取って頂いて結構ですけれども、こういう小さい流域ではそうしたことが決定的な要因になることがあるんだ。

宮地委員長

それを大きく評価しているということですね、松岡先生の場合、分かりました。そういうことなら、それでどうでしょうか。はい、松島(貞)委員。

松島(貞)委員

私、基本高水というようなことも知らずに委員になったような、まったく白紙の状態 でこの議論を聞いておった訳ですが、100分の1で確率でダムを計画した県の考え方、 国土交通省が適正と言っている考え方は、まったく正しいというふうに思っております が、議論を聞いておりまして、大熊委員や五十嵐委員の言われる唯一解ではなくて、こ れは選択の問題だという考え方の方がむしろ妥当であろうというふうに感じるように なりました。従って、330だから、ダムは要らない、450だから、ダムはいるとい う、そういう議論ではなくて、450も考えられる330も考えられるというような中 で、まさに五十嵐委員が言われるように、相対的な中で、ダムが必要かどうか、どうい う治水対策取るかどうかということを考えるべきだという考え方になっております。従 って、私は浅川の場合で言いますと、これも私もよく長野のことも分からずにまったく 個人的な意見で申し訳ありませんが、450というふうに想定しても氾濫はあることも あります。ということでございますから、宮澤委員と違って長野モデルとしたら、むし ろ基本高水については400m3前後が予想されるという言い方の中で、その他のこと を判断基準にして、ダムが必要かどうかということを考えることの方が、自然ではない かと思っております。私は浅川の場合は、今松岡委員言われた通り、あれだけ急な中で、 内水氾濫、内水対策は別のことだと思っておりますが、危険で、災害があると言われな がら、あれだけ流域の宅地開発が進んでいる状況を見た時に、これは災害を想定した時 は、どうしても洪水調整機能としての上流にダムは必要であろうというふうに私は考え ます。それは財政の問題から言っても、既に着工もしていることでもあるし、そういう ふうに考えれば、浅川だけは、高水の範囲は330から450で柔軟性をもって考えて

も、財政の問題から考えてもダムで洪水調整機能をもつべきだろうというふうに。基本 高水イコールダムありダムなしということではないという基本高水の捉え方にしたら いかがでしょうか。

宮地委員長

はい、分かりました、非常によく理解できます。どうもやはり、いろいろな選択の中のひとつだというご意見のように思っておるんですが、但し、それによって、ダムを造るべきか造らない、それは議論が分かれるということをおっしゃっておられる、。やはり、総合的に判断しようではないかというご意見だろうと私思うんですが、どうでしょう。この問題もここまでにして次に進んだらいかがかと思いますが。

宮澤委員

先程からいろいろなご意見が出ておりますので、ひとつの意見を押し通すつもりはございませんけれども、先程大熊委員からも出ておりますし、過日も高田委員から出ておりました超過洪水の問題、このことについては基本高水の段階で、論議を深めておく必要があるのではないかと私は思います。そういう立場にたって、たまたま自治省から危機管理の専門家として、長野県に来ました危機管理室長の超過洪水に対する考え方をまず聞いて、それから、それぞれのご意見を私やったらどうかなと、こんなふうにご提案致しますが、いかがでございましょうか。

宮地委員長

今の話し、高水と別のところ治水関係のところに超過洪水対策というのを挙げてございます。ここのところ浅川のところに横になっておりますのは、内水対策とか浅川への流出抑制、こういうようなことが、ダムがあるにもなくても、両方に共通なご意見だったと思うのでこう書いてあるんでございますが、実はダムありなしとは別にこれは必要だなあというご意見は皆さんお持ちだろうと思っております。ハザードマップの問題にしましても、どちらにしても超過洪水がありますと、そういうことがありますが、ですから、どうでしょう、いまの超過洪水対策を宮澤委員にもう1回お伺い致します。具体的な内容をお聞きしたいということですか。

宮澤委員

超過洪水に対する考え方、これをやはり、しっかりとこの委員会で明確にしておく必要があるのではないかと、こんなふうに思いますが。

宮地委員長

浅川部会の方にお伺いした方が良いと思うのですか、超過洪水対策は是非必要だというような意味では、皆さんそういうご意見なんでございましょうね。そうでしたね。そうすると、今の政策秘書室長が良いんですが、どなたかご返事頂けますか。考え方を。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

危機管理室長として、消防・防災という立場でお答え致したいと思います。基本高水、いくつにするかと、そこの議論は差し控えたいと思います。要するに、一定の数字、例えば、100年確率とあくまでも想定ですけれども、そこで河川を整備したといった場合でも、200年に一遍、300年に一遍という洪水が起これば、これはどうしても溢れるということは、これはやむを得ない訳です。では、溢れるから駄目かというと、そうではなくて、自動車事故でありますとか、医療水準でありますとか、その他、他の諸々の安全というのを100%ということではなくて、ある程度のところで妥協せざるを得

ないと、これは今の文明でやむを得ないところでございまして、それとのバランスというのが一番大事ではないかと思います。100年に1度が国土交通省の目安ということですので、これについては、特に意見を挟むことは致しませんけれども、いずれにせよ、完全に河川防災というのがまったく水を川から出さないという設定自体は現状では他とのバランス、五十嵐委員がいろいろおっしゃっておりますが、他とのバランスで無理であろうと、やはり、どうしてもある程度の確率では溢れ出る、いつ出るか分かりませんけれども、河川から溢れ出るということは許容せざるを得ないと、その場合にいかに対策を取るかと、これはむしろ消防士さんの問題ですけれども、常に考えて対策を取っているところでございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。宮澤委員、よろしゅうございますか。

宮澤委員

皆さんのご意見をこれに触れなければいけないと思うので、どうぞ。

高田委員

浅川の場合は上流部は掘り込みで、溢れても、広範囲に深刻なということはあまりないと思うんです。砥川の場合に心配するのは中流部で、天井川のところの堤防の裏法がちょっと弱い。だから、溢れた時に、裏法を流す可能性がある。だから、そういうところは法枠を置く。お金の問題なんです。もうひとつ、簡単な計算で確かめたところ、砥川の場合は余裕高が80cm あります。余裕高というのは、波が出たり、落差工で水が飛びあがったりと、そういう場合に堤防を越さない、そういう為に余裕高があるんですが、砥川の80cm の余裕高を50cm 使った場合、つまり計画高水より水位が50cm上がると、どのくらい流れるかと言いますと、医王渡橋で200m3/s、福沢川合流点で、福沢川の20m3/s、そのまま出すとして、220m3/s、砥川の場合、一番長い区間の河床勾配が120分の1、平均的に120分の1くらいです。これで50cm水位が上がりますと、300m3/s 近く流れます。それでまだ30cm余裕高残る訳ですから、少なくとも当初の280m3/s、私この値は元々大きすぎる値とは思いますが、これは十分消化できる。砥川の計算による今の計画断面というのはこのくらいの容量があるということです。参考の為に。

宮地委員長

はい、砥川の方は流れるということですね。超過洪水対策というのはどこでも必要だろうと思いますが、それについての対策というのは砥川も浅川も十分なしなければならない、これは共通した意見だろうと私も思いますんですが、そういう意味で、ちょっと。

高田委員

もうひとつお聞きしたいんですが、その浅川の下流部の内水の問題です。要するに浅川ダムというのは孔空きダムで、洪水を遅らせて流すから、千曲川の水害があったら内水に加担するということですが、県の方は浅川ダムというのは、ゲート付きにはしないということを言明されているようなんですが、下流のそういうことを考えると、このダムというのはゲート付き、操作できる、そういうダムにしようという考えはまったくないんですか。

宮地委員長

今更、設計を変えるということですか。これは、どうでしょう。むしろ、私どもはこ

のいわゆる、浅川のダム案というのは、今までの県の考え方でいくと、そう考えて、ダムの費用も考えているでしょうし、それから、問題は内水は避けられないという認識も、その辺から出ているように私は思うんですけれども、どんなふうでしょうか。それを今更設計をし直せというのは、話しは戻りすぎるように私個人は思うんでございますが、どんなふうでしょうか。お答え頂けますか。

幹事(河川課)

非常に話しがちょっと飛んでしまっているからあれなんですけれども、今のところゲートをつけるという話しは全然考えておりません。

宮地委員長

いろいろな問題はあるでしょうが、それを前提として私どもは議論していると思っておりますが、浜委員、どうぞ。

浜委員

砥川の話しが高田委員の方からでましたもので、砥川の部会の推移を委員長も随時ご覧になって頂いている訳です。まず最初280m3/sというものが流れる可能性があるという前提の中で代替案を作ろうということになった訳ですが、結果的にはいろいろな方法がでましたけれども、280m3/sを流す代替案というものが出なかった訳ですね。それで200m3/sに落して、委員会にあがってきたと、こういうことなります。今高田委員のお話し、ちょっとよく分かりませんが、300m3/sが余裕高を半分使えば流れるということなんですが、160m3/s、平成11年6月流れた場面で、もう既に余裕高が40cmしかなかったという現状がありますですね。このことと300m3/s流れるということがどういうことなのか、もう少し説明して頂きたい。

高田委員

これは、この前、配られた200m3/s で余裕高80cmの改修案ができた段階です。ですから、それは今のところでは、医王渡橋の下流の方は引堤したり、そういうことで断面かなり大きくなります。だから、200m3/s 流れる前提、福沢川まで200m3/sで、その下流は220m3/s流れる前提の断面で計算してみますと、余裕高80cmの内の50cm使いますと、そのかなりの量が流れると、そういうことです。

浜委員

そうしますと、もう1回高田委員にお伺いしたいんですが、前回280m3/s流そうという5分勾配の代替案がございまして、あそこまでやらなくても、200m3/s流れる為のプラスそれに対しての余裕高50%で300m3/s流れるということですね。

高田委員

その場合、それを前提にすれば認められません。余裕高というのは、基本高水計画高水位プラス80cmなんです。私が話したのは、不幸にして、超過洪水が起こった時でも、余裕高を食いつぶしながら流れるということです。それはですから、認められません。

浜委員

そうしますと、280m3/sの今新しい代替案というふうに捉えてよろしいんですか。

高田委員

違います。

浜委員

はい、分かりました。

高田委員

万一の場合は、そこまで吸収できるということです。

宮地委員長

まだありますか。

浜委員

それと五十嵐委員の方から今日せっかくお出し頂いたこの意見の中で、少し私、ご質問を県の方に対して少し確認を取っておきたいんですが。

宮地委員長

浜委員、どこの部分でございますか。

浜委員

基本高水の問題ですが。

宮地委員長

基本高水の話しは一応切ったともりだったんですが、

浜委員

ではないんですか、今。

宮地委員長

私はむしろ、基本高水の量の話しについては考え方については一応、決着をつけたと、 終わりにしたと思っておりますが、その高水のことについては、一応終わったというふ うに、それに伴う内水対策とか、そういう話しにしたように私は理解しておりますが、 どうでしょう。五十嵐委員の提案に対して。

浜委員

基本高水が終わっているなら結構ですよ。

宮地委員長

どうでしょう。私は先程。

浜委員

いつ、終局させたんですか。

宮地委員長

先程、私そう申し上げたつもりなんですか。

浜委員

私の勘違いですか。

宮地委員長

但し、もしどうしても納得ができないと。

浜委員

終わったなら結構なんです。

宮地委員長

私、一応、高水というのはいろいろな選択の範囲内の問題であるというご意見が松岡委員も松島(信)委員も他の委員からも出ましたので、そういうことですねと、但し、その中でどれを選ぶかということは、いろいろご意見が分かれていると、私はそういうふうに申し上げたつもりなんですか。そこで次へ参りましょうと申し上げたと思っておりますが、どうでしょう。そうではなかったですか。

浜委員

終わったなら結構なんですよ。

宮地委員長

そうですか。はい、では宮澤委員、何か。

宮澤委員

超過洪水のことで、基本高水のご意見ありましたら、浜委員、出して頂ければと思うんでありますが、超過洪水の問題、今どなたからも、ご意見ございません。超過洪水についてのここの検討委員会のご意見も纏まって、大事な問題だと思いますので、私はご意見をここで論じて頂きたいと思うんです。私は今まで件の中で超過洪水の問題で一番困るのは災害時です。これをどう取るかということです。この時に今危機管理室長お話しあったんですが、結局、容認するということなのかどうするのか、良く分からなかったんですが、砂防課長、それから森林保全課長、森林と砂防は一番災害復旧をやってらっしゃる立場だと思います。そこのところの基本的な考え方をちょっとお聞かせ頂ければ有り難いと思うんですが。

宮地委員長

超過洪水に伴う砂防の問題とか、

宮澤委員

超過洪水に対してですね。

宮地委員長

いかがでしょう。ご返事頂けますか。はい、どうぞ。

堀内砂防課長

砂防課長でございますが、砂防事業に関しては、超過洪水という考え方は当然、もっておりません。従いまして、河川と砂防がちょうどくっつくような場所では、土砂混入率とか余裕高でカバーすると。砂防が対象としている河川は土砂の流出という可能性、危険性が多いということですね。そういう形で考えております。それと確率に対する考え方もまったく、いわゆる治水というか、水理学的な考え方とか違う考え方を取ってお

りまして、1洪水辺りの流出可能土砂量という形で考えております。これ、そんなに難しい話しではないと思うんですけど、今までは既往最大で、今までどのくらい出てきたというのを対象に計算していたというのが、先程委員のお話しなったように30年くらいからの流れだったんですけれども、それで100年確率にしますと、当然、観測してからその時までの資料が、100年分揃っていない訳ですから、既往最大よりも沢山出てくるというのは、全国あちこちでそういう災害が発生した訳ですね。それで、これではいけないということで、貯留関数なりハイドロを使ってやり出したということですので、それは流れとしては、時代の流れということで事業によって、考え方が違うということではないと思います。よろしいでしょうか。

宮澤委員

事業によってということはどういうことですか。同じ考え方ということですね。

宮地委員長

砂防の立場から超過洪水に対する特にご意見はないかと言われたと思っているんですが。

堀内砂防課長

どういう意味で考えられているか分からないですけど、普通、考えた高水プラス土砂 流出があったときはそれにプラス されるではないかという意味での超過洪水。

宮澤委員

要するに、砂防課長、超過洪水に対しては砂防ダム、砂防堰堤はないと、こういうことでございますので、そういうふうなことがないように設計するということで良い訳ですね。

堀内砂防課長

そうです。砂防は常に100年に1度くらいの洪水を、或いは、出水を想定していまして、それに対する対象土砂量はどくらいかという計算をしておりますので、超過確率、超過洪水という考え方はしておりません。

宮地委員長

よろしゅうございますか。それでは、はい、どうぞ。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

先程、宮澤委員から私の回答が非常に不明確であるということで、はっきりさせて頂きたいと思います。超過洪水とか、概念がちょっといろいろ変わってしまいますが、要するに川から水が溢れる事があるかと、一般で言う洪水、要するに堤防から水が溢れて、一般の住家なりなんなりに被害が及ぼすことを許容するのかということですが、これは許容せざるをえないというふうに考えております。もし許容しないように、例えば、1、000万年確率で、多分そのくらいになれば、ほとんど無いというふうにと言って良いと思いますが、そうすると例えば、長野市中川だらけという、そんなことになってしまいますので現実的な選択ではないと思います。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

宮澤委員

林務の方はいかがですか。

宮地委員長

林務の方、お願い致します。

幹事(森林保全課)

森林整備の面から言いますと、森林整備は森林の保水力を。

宮澤委員

すいません。治山ダムのことをお聞きしているんです。

幹事(森林保全課)

そういうことで、治山ダムについては侵食の防止ですとか、渓床勾配の安定ということを目標に考えておりますので、超過洪水のことについては考えておりません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事(河川課)

河川課ですけれども、今の超過洪水対策というのは勿論、必要だというふうに考えている訳でありますけれども、超過洪水対策と河川の整備水準等、超過洪水対策があるから河川の整備水準をどのくらいもっていくかということは関係がないというふうに私どもは考えおるんです。いわゆる超過洪水対策が取れていれば、水準を下げるかと逆に考えると、それはないんではないですかというふうに、そういう意味で申し上げる訳です。

宮澤委員

私の超過洪水に対するご意見をご披露させて頂きますが、私は超過洪水のことにつきましては、この裾花ダムの水害訴訟の問題を一つの例としたいと思っております、と申しますのは、奥裾花川のダムの確率は100年確率であります。それから裾花ダムの確率は80年確率であります。同じ河川の時にこれだけ大きなダムを造る時に、確率が違うということも、私も見て驚いたところでありますけれど、そういうような問題点で、要するに、結局、いろいろな問題があるかもしれませんけれども、中、読まさせて頂ましたので、いろいろな問題があることは分かりました。そういう中で、当初の川の計画水量を流した時に溢れてしまった。女性の方のところに大変なご迷惑をかけてしまったというのが実態だったというふうに理解している訳でありますが、そういうようなことで、超過洪水を基本的に容認するような形でもって、基本高水を考えいくのか、ということは、やはり、そこら辺のところは余程、地域住民のご理解がなければ、私は超過洪水というものを前提においた基本高水、ないしは計画水量の決定というのは非常に問題があるのではないかと、こういうふうに私は自分で思っております。

宮地委員長

はい、どうぞ。

風間委員

只今の裾花、奥裾花のダムのことで、80年と100年の違いがあるということです

が、これは幹事会の方に確認取って頂きたいんですが、私の考えるところでは、河川改修プラス裾花ダムプラス奥裾花ダムで100年確率保っているということではないでしょうか。ちょっとその辺を確認して頂きたいんですが。

宮地委員長

そういうことになりますか、私はよく分かりません。はい、どうぞ。返事をして下さい。

幹事(河川課)

おっしゃる通りでございます。

宮地委員長

全体として100分の1にしてあると、そういうことですね。1個1個ではなくて、つまりそういう意味なんですな。ひとつひとつ造っておけば、80分の1でやっていたかも分からない。

宮澤委員

私の意見は、そういうことでトータル的にどうだというところの問題点ではなくて、 私が問題としているのは例えば、砥川の場合、天井川でございます。入ってくる流域の 河川というのは上流部しかないんです。後、全部、要するに天井川で溢れた時はもう既 に床下浸水なり、それぞれなってしまうという川なんです。ですから、私自身の考え方 は申し上げているように、超過洪水を前提とするような基本高水の設定はまずいのでは ないかいう、こういう考え方であります。

宮地委員長

それでは、どうでしょう。今のちょっと治水のことについて片づけて、砥川の方見ますと、私、砥川本流に砂防堰堤とか、木落坂に沈砂池、スリットダム、獅子ばい岩付近の遊水池、こういうことを書きましたが、これ部会の意見にあったものですから、ここに書いたんですが、実は財政の方の試算の中では流木対策施設費というのは、ダムと無関係に勘定してあると、提案されているから、これは勘定の中に入っていないと、こいうことでございます。そういう意味で、木落坂の沈砂池は、砂防堰堤とか獅子ばい岩付近の遊水池、これもそういうことになるんでしょうか。全体として考えますと、やはり、ダムに伴う、これは是非必要であるか、これはちょっと砥川の方ではこれもやったらどうだというご提案があったというふうに理解しておりますけれども、予算を決める基本的なところになるんでしょうか。はい、どうぞ。松島(信)委員。

松島(信)委員

これは経過から私なりに解釈しますと、こういうのは、ダム無しの案として、最初から出ていたけれども、天井川部分の対策に非常に丁寧にやってきたという関係から、こういう上流部のことについては、基本的に議論する時間がなかったと、そういうように私は理解しております。

宮地委員長

一応、話しは出た訳ですね。はい、どうぞ。

高田委員

これもう私も何遍も言っていますが、ダムを造ると下流部の河床が低下して、護岸な

り橋脚を維持できない、これは現実に起こっている訳です。ここの場合、下流に土砂が流れるから上で取ってしまえば良い。確かに河積が小さくならないように上で取ってしまえば良いことなんですが、下流部に堆積する土砂は減って、上流の急勾配部で河床低下が起こると、護岸の維持ができなくなるんではないか。この話しは物凄く素朴なところから出ているんですが、これはちょっと慎重に考えるべきだと思います。

宮地委員長

はい、ここにはスリットダムのことは、ダムの有無に関係なく提案されていると書いてありますので、それは多分造るんだろうと思いますが、今のようなことで、よろしゅうございますか。それでは、大分時間も経ちましたんですが、もうちょっと森林の話しは私、これまとめましたのは、森林の話しは定量的になかなか判定がしにくいのと、森林の水の貯め方が100mm とか130mm とかいろいろなご議論がございまして、高水との調整を取って欲しいというのは、50mm くらいだという議論と一致しなかったように思うんですが、そういう定量的なことを除きまして、いろいろ森林の整備は是非、やるべきだと、特に浅川の場合には、上流被開発地域の復元と新規開発の抑制、こういうことが強く叫ばれていたように思いましたので、こう書きました。これは私、ダムのあるなしにもあんまり関係ないご議論だと思ってこう書いた訳です。それから砥川の方は上流の森林整備は非常にうまく進んでいるということで、それの整備の継続をしろと保安林で荒廃地になったところは復旧しろ、こんなことがあったと思いますが、この辺は両方共通の意見としてよろしゅうございますか。どうでしょう。はい、どうぞ。

松島(信)委員

今の砥川の上流部は良いんですけれども、中流部、下流部、これ良くないということは是非認識して頂きたい。

宮地委員長

森林状況がですが。

松島(信)委員

治山対策が重要だということです。

宮地委員長

一方的に全然砥川旨くいっていると書いたつもりではないんですが。

松島(信)委員

上流部は確かに良いと思います。ただ、東俣川の上流部は最近の観光開発が行き過ぎたような形になっていますから、短時間に豪雨があったような場合は、短時間にピークになると見ています。

宮地委員長

森林整備はやはり、必要だと。

松島(信)委員

いや、それは森林整備と違うと思います。開発に対する対策だと思います。

宮地委員長

開発規制があると。

松島(信)委員

霧が峰高原一帯です。だから、一把絡げで論じるんではなくて、それぞれの東俣川については、上流部の開発が進んでいますので、今年からはビーナスラインの無料化で更に進行していますから、一気に夕立が来たような時には、そこに降った雨がみんな溢れてきますから、浸透しませんから。そのことと、砥川本流の問題は今言いましたように中、下流部の元々悪い地質状況のところでありますから、それに対してはやはり、本格的に取り組んでもらわないと、本当に下諏訪の都市部が危ないと、こういうふうに思います。

宮地委員長

藤原委員、森林の方として、その意見はよろしゅうございますか。

藤原委員

この間下諏訪ダムの問題については、森林の整備ということで東俣川の国有林の整備とか、砥川本流の方ですね、これは砂防課、河川課、森林保全課、ここでもってしっかり砂防、治山をしなければいけないというのと、それと保安林が少ないから保安林を掛けた方が良いということと、もうひとつ砥川本流、及び東俣川沿い周辺の開発を規制するというふうに、一応提案しています。

宮地委員長

分かりました。

藤原委員

宮地委員長おっしゃったように森林の問題というのはダムありなしに関係なしにやはり、きちんとしていかないといけないというふうに思っております。

宮地委員長

そういうことでお願いをい致します。それで、そろそろ5時が近くなってもうちょっと欲張ろうと思っておるんですが。

竹内委員

内水の関係、私言おうと思ったけど、森林にぱっと行ってしまったもので、内水の関係だけ、先程言おうと言えなかったものですから。先程、浅川ダムに関しましてダムを造っても、反って内水氾濫を助長するというお話しがありまして、報告書にもその通り載っております。それに対して、何度も同じ話しが繰り返された訳ですけど、私としては一応、そのものについて、いわゆる、降雨の在り方、洪水の在り方によっても違う、従って、千曲川の水位の関係がございますので、その場合によって違うという事で、ただ問題にしなければいけないのは、立ヶ花の千曲川の構造については、将来展望としてきちんと位置づければ、そういうことを住民に現状を説明すれば、ということも申し上げました、部会では。それに対しては、山岸委員はそうだということであの時認めたんですけど、具体的な反論はございませんでした。その中の経緯の中で考えなければいけない大事なポイントは、いわゆる、ダムありの時に作られた計画の時に、いろいろと反対者も不信が物凄くございまして、説明責任としてダムを造れば完全に災害が解消すると誤解している、こういうご指摘がありました。それについては、ダムを造っても下流部における水害はすべては解消しないということにはなるんですけれども、そのときの基本的な確認事項として内水に対して流域の市町村が、村はないんですけど市や町が県

が連携を取りながら対処をしていくという中で、連絡会ができまして、それに基づいて対処してきているという内水対策もそこに含まれています。それについてはやはり、これはきちんと評価をしながら考えていかなければならない。そのひとつとしてダム案が当時あったという、事実経過だけはしっかりそういう意味では、押さえておいて頂きたいということだけは申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

そのことは私も、陳情の時にも伺っておりますし、もうひとつ、これは県の方にもお願いをしたんですが、ダムができても内水氾濫は防げないということをいろいろなところで全体的には、確認をされておる訳ですが、今日の陳情の中にもそのことを県はどこではっきり言って欲しいと、そういうことを言っておりました。ですから、どういう方法が適当か分かりませんが、その辺、この委員会とか、浅川の時にもずっと言っておられたと思いますけれども、そういう声があったということもひとつ申し上げて、これから公報あたりにお考えを是非頂きたいと、こんなふうに私考えております。浅川部会のほとんど皆さんご意見、ご異論がないと思いますが。松島(信)委員、どうぞ。

松島(信)委員

もうあんまり今日議論できないでしょうと思いますのでちょっとお伺いしたいのですが、これ短時間で良いんですけれども、資料ちょっとこの次の時間になるとみんなに見てもらえないので、今ちょっと簡単に説明させて頂けるとありがたいと、そういうことなんですが。

宮地委員長

簡単に、ではお願い致します。どこの部分でしょう。

松島(信)委員 1枚目だけで良いです。

宮地委員長

内容はなんでしょう。

松島(信)委員

内容は今の環境に関わる問題なんです。環境の問題はこの次ということになると、ちょっと資料が次に無いというそういうことで、それは許可が出ればということなんですけれども、そんなに長く取る訳ではありません。ダムと環境と言って、小渋ダムのカラー写真をつけたものがあるんですけれども、これ例えば、下諏訪ダム造った場合なんかは下諏訪ダム造ることによって、そこへ水が溜まって、良い自然環境が創出されるというようなことが地元から多く推進の人達から出されました。でも、貯水ダムというのは、写真を見て頂くように、サーチャージ水位と常時満水位の間の差が大きい訳です。下諏訪だったら10何mかの差があります。その間が、こういうような裸岩帯になることは明らかです。下諏訪ダムの場合これは裾花も共通なんですけど、水漏れ、岩盤破壊など含めた環境悪化が進むことは確かであります。そういうこともやはり、ちゃんと議論を踏まえて、良い自然環境がダムによって、できるというそういう議論に対して、やはり、反対の立場で申し添えておきたいと思います。

宮地委員長

環境の話しは後で出すつもりでおったんですが。

松島(信)委員

また今日の続きは後でお願いしたいと思います。

宮地委員長

それで、ひとつまだ実は今日の予定でございますけれども、実はこれも2枚目の方ま で参りますと、大分時間を取りますので、私は今までいろいろなところで議論が出てい る利水の話しがございますね、ここに。利水の話しとその他のところまで行って、後は 財政の話し以下というのは五十嵐委員の、或いは、財政ワーキンググループの報告以来、 突き詰めた議論がございませんので、それを次回くらいにと思っておるんですが、どん なもんでございましょうか。それでないと今日ずっと行く、実は今聞きますと会場は7 時まで大丈夫だそうですけれども、それは皆様方の体力的にもくたびれるだろうと思っ ておりますので、切るとすれば、その辺で切ってみたい。次の回のことをご相談したい と思うんですが、どんなもんでしょうか、確かに10時からやっておりますと、長先生 のやつにも、会議というのは8時間、5時間超しては、3時間超しては駄目だと、そう いう意味もございますので、確かにあの後のことは、ございますけれども、その辺をち ょっと一応、もう2つ利水とその他のところまでやってみまして、その段階でちょっと ご相談したいと思うのですが、どうでしょうか。利水のところについて、それで参りま す。利水のところで見ますと、これは実は私は部会の報告の利水ワーキングのご報告は 利水は市町村長のいろいろ判断に掛かるところが多いと、こういうふうな方向で書かれ ておりますが、私はそうは言っても検討委員会としての考え方を述べて、それを市町村 長さんがどうお受け取りになるか、そういう方向で答えを書いた方が良いのではないか と、私は思っておるんですが、その辺も含めまして、いかがでございましょう。ここに 書いてある、利水と書いてあるところは実は飲料水とか、そういうものしか書いてござ いません。その他のところに農業利水とかこんなことが書いてございますが、その辺含 めていかかでございましょうか。どうぞ、松島(貞)委員

松島(貞)委員

報告のまとめには、今も話しの出ておりました通り、最終的には水道事業者の意見を 十分に尊重するという1項目を入れて頂きたいと思います。それから、先程話しが途中 でお終わりましたが、砥川、下諏訪の場合の私、特に岡谷の場合は、岡谷市の主張を十 分 聞いて欲しいと思っておりますが、多分、水道事業としては、表流水を取得したい ということで、まったくよく理解できます。それで、可能性として、横河川は無理だと 思いますが、新和田トンネルについては利水のワーキングにも報告した通り、元々湧水 の権利は道路公社にある訳で、今砥川に流れておるので、正常流量維持流量の問題があ るというのですが、元々、歴史的に見て、最初からあった水ではないんで、これは可能 性としては取水の可能性はあるというふうに考えるべきだと思っております。ただそれ を選択するかどうかは別にしまして、それは勿論、調整が必要だと思っておりますが、 新和田トンネルの湧水の可能性があるというふうな結論付けの方が良いと思っており ます。但しトンネルから医王渡橋まで約10kmということなんで、導水管の工事は9 億から15億円くらい上限で定まるであろうというふうに、利水ワーキングで報告もし てありますから、それが良いのか、その他の利水ダムというのか、利水専用の貯水池が 良いのか分かりません、どちらを選択されるか分かりませんが、新和田トンネルの取水 問題は可能性があるというふうに考えて頂きたいと思います。以上です。

宮地委員長 分かりました。

宮澤委員

ちょっと、委員長良いですか。今は利水ワーキングの統一見解が部会では出されているのと違う話しですが、利水ワーキンググループのメンバーの方から出た意見ですが、 座長それでよろしいんですか。

宮地委員長どうぞ。

浜委員

言葉の使い方だと思うんですが、利水ワーキンググループとすれば、今現状では困難であると、それはいわゆる、利水者の同意が得られるかどうか、或いは、わかさぎの漁業の問題、こうした方々の理解を得られるかどうか、そして実際に今基底流量ではなくて、一番低いやつですね、あれで62年、63年、それから平成2年、3年と実際に維持流量ですね、それを切っている訳ですね。それを今現状では7,000m3/日か8,000m3/日、時期によっては9,000m3/日くらいのものが出ているという報告がありますが、それをもし、取ってしまった場合にどういう影響が出るかということが大変懸念される訳ですね。従って、利水ワーキンググループと致しましては、そうした利水者の方々の同意、それからわかさぎの問題、それから維持流量の問題、こうしたものを解決していくことが最大限重要であろうということですから、今現状では困難であるというひとつの言葉の使い方をさせて頂いて、ワーキングの中とすれば、一致をしているというふうに思っております。

宮地委員長

宮澤部会長は先程ご質問なさった時も、利水の管理者、そういう意味での同意を得ることは大変難しいのではないかとおっしゃった。それは私もあると思います。現状ではという時に例えば、知事とか道路管理者に、そういうことを積極的にやって欲しいと、そういうことはいろいろございましたですね。そういうことも含めて、ただ、今やっていない状況ですと、それは現状では無理ですと、これは、理解を致しますけれども、いかがでしょう。はい、どうぞ。松島(貞)委員。

松島(貞)委員

利水ワーキンググループは今浜委員の言われた通りで、私も新和田トンネルの湧水の取水は困難であるという結論でございます。それは私も承知しております。ただ、先程宮澤委員がイエスかノーかというふうに言われたので、これは可能性としては調整さえつけば、可能だというふうに捉えておいた方が良いのではないかということであります。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

それで良いと思いますが、まとめる方の立場で、利水の座長まとめられると思うんですが、それぞれ部会でもわかさぎの皆さんの地権者の人達と土地を使っている皆さん方にそれぞれ聞いたところでは今の状況以外ノーということでした。それから後残っている問題点、つまり今、基底水量が下がっておりますから、それを直接新和田トンネルからもってくるということになりますと、それはそれで良いのですが、水位が下がってしまうので、その部分のところはどうするのかということで、今わかさぎの問題があった。

これにはアプローチして、ノーという返事が来ている訳ですが、これもあえて可能性というふうに言われるのかどうか、それともうひとつくれるかどうかが一番最初の問題でありますから、そのことについて、河川管理者、道路管理者にそのアクションを起こして頂きたいというお話しをしたところが、先程、政策秘書室の方からは新しい何かがあればということでありますけれども、具体的にはやっていないということだというふうに聞きましたけれども、ですから、私は事実上はこれはノーという難しいということなんだと、こういうふうに受け止めて良いのかどうか、そこのところだけはしっかりと整理していかなければならないと思っておりますので。

宮地委員長

利水ワーキンググループのご返事は、座長がおっしゃった。私も、ただ今、砥川流れ込んでいますから、しかし、あれをやはり、使わない方法はないという感じはしているんですが、できるだけ取れるような格好で考えて欲しい。これはやはり、宮澤委員おっしゃったように、ひとつ強列なインパクトとして県の方にお願いする。それは是非やった方が良いだろうと感じがしております。その上で難しいければ、難しいという話しなんで。

浜委員

検討させて頂きますが、流れ込んでいる湧水なんですが、先程松島(貞)委員の方からは今までなかった水という見解もおっしゃられた訳ですが、これは他の見解と致しましては、トンネルがない時点においては、地下を通って、砥川に流れ込んでいるという見解もあるんですね。ですから、一概にそれが今まであの水は天から降ってきた水という考え方ではないということだけは、ひとつご認識を頂きたいと、こんなふうに思っております。

宮地委員長どうぞ。

宮澤委員

と申しますのは、これが駄目になると、財政の方の負担の考え方もまた変わってくるんですね。これを使うとなければ、その分を負荷しなければなりませんし、最終的にお書きになられるのは総合治水案ですから、利水の問題も治水の問題も全てに渡って、掲げていかなければならないと思います。そうするとひとつの案が出ている訳でありますが、それに代わるべきものも全部やらなくてはならなくなると思いますので、そういうことになって参りますと、当然、この問題に触れなければならない、で5月2日に幹事会の方にお願いした訳であります。

宮地委員長

どうぞ、藤原委員。

藤原委員

利水の問題で浅川部会で水質の問題が出されているんですね、特にダム予定地の上流のところに三出という産業廃棄物処理場がある。そこから出てくるダイオキシン、環境ホルモンの問題が心配だ。それからもうひとつは、あそこにゴルフ場があって農薬や化学肥料を使う。それがダムで溜まって、溜り水になって、富栄養化すると、トリハロメタンの問題起こってくる、ああいう水は飲みたくないという意見なんですね、ですから、それともうひとつは長野市の水は調査の段階では今余っているのではないだろうかと

いうようなことがありますので、利水の問題について、これはその問題は全然触れられていないんで、考えて頂きたいと思います。部会ではそういう議論が出ておりました。

宮地委員長

触れられていないというのは、私はここに長野市の水道取水 5,400m3、この話しは書いたのは、元の話しでございまして、ただ、今藤原委員がおっしゃったのは、実は、長野市がコンサルタントに依頼した訳ですね、よその調べたものですから、それは私書かなかった、当然、ご意見の中に出てくるだろうと思っておりましたけれども、そういう意味でございます。今の話しは新和田トンネルで新しく取るという話しでございますが、岡谷市、下諏訪町の水需要計画が妥当であるか。

藤原委員

それは砥川ですよね、僕が言っているのは浅川。

宮地委員長

水需要計画も妥当であるかと、こういう話しだろうと私は思っているんです。そこには議論が当然あってもいいだろうと思っておりますけれども、両方同じだと思っております。はい、どうぞ。

石坂委員

先程松島(貞)委員がおっしゃいましたように、水道事業はあくまで市町村という点で は、そこの最後の選択というのは尊重しなければならないと、これは大前提だと思いま す。その大前提の上で、しかし部会で議論したことを生かして欲しいということで、私 の意見を浅川について申し上げたいと思うんですけれども、今、藤原委員から述べられ たような汚染の問題は直接もしここから取水をして、水道用水として使うということに なりますと、それを使用することになる住民が一番心配していることですので、是非、 詳細な検討を取水される場合にはお願いをしたいことと、それから、理由と致しまして は、今お話しが出ております様に、足りないから欲しいという理由は長野市さんもおっ しゃっておりません。ここに委員長が書かれた通りの給水能力と最大給水実績とのかな りの差があって、簡単な言い方をすれば、現時点では余っている。それから、コンサル タントの調査結果によっても人口予測も含めても水が足りないからどうしてもダムか ら取水しなければならないという状況ではないということは、長野市さん自身がおっし ゃっておりますので、足りる足りないということは浅川の場合は議論にはならないと思 いますけれども、しかし、犀川からポンプで上げている水がポンプというのは電気を使 用するのでコストが掛かることと、環境にやさしくない、つまり電気を使うのでやさし くない。危機管理上、水源をたくさん欲しい、この理由で取水したいというのが、長野 市さんが浅川ダムからの取水を希望されている主な理由であったと記憶しております。 しかし、私はそのご意見をお聞きした上で、なおかつ思う訳なんですけれども、電気を 使うから環境に負荷があるということは勿論ごもっともですけれども、環境への負荷と いう点で言いますと、ダムそのものの負荷の問題もありますし、それから今の汚染の問 題は負荷ではないだろうかということを考えますと、どちらが重い軽いというのは難し い議論になる訳でありますけれども、電気でポンプで上げているから、それをかなり重 要な理由として浅川から水が欲しいというのは、ちょっと説得力に欠ける理由ではない かというふうに思います。それから、汚染の問題だけでなく、費用の問題ですけれども、 ポンプで上げるからコストが高いというお話しがありますが、取水を前提に今約3%、 2.8%の事業費への負担金を長野市が負担することになっておりまして、11億2千 万円です。この費用の問題が最終盤、浅川部会は3月31日に終わりましたので、その 少し前に出されました長野市の外部監査のことについて、部会の中でも、ご質問が他の委員から出ましたけれども、長野市長さんである鷲澤委員は詳細に検討していないから、コメントできないということで、部会は終わりましたが、外部監査のご指摘では明らかに5,400m3/日の水を11億2千万円の負担金を払って取水するということは費用対効果の面から問題があるという勧告が出ている訳ですので、そういう全体的な選択をされる場合に、費用対効果の問題、負荷とおっしゃっていることの説得力、それから実際に取水をして利用する住民の気持ち、そういうものも重要な要素として選択をして頂きたいと思う訳で、私は結論としては、ダムを造った場合は、確かに取水は可能ですので、そういう話しも成立するかもしれませんけれども、主に利水、取水の理由で、だから、ダムを造らなければならないという理由には当たらないのではないかというのが私の意見です。

宮地委員長どうぞ。

大熊委員

利水についてですけれども、水道事業者の意見を十分に尊重するということは分かるんですけれども、確か平成11年だったと思うんですけれども、厚生省の方から今までの水道事業のやり方について、やはり、いろいろ財政な問題もあったり、環境負荷の問題もあったりするので、きちんと見直しをして計画をしていけというような通達が出たと思うんです。そういったところもやはり、きちんと理解しながら進めて行く必要があるだろうというふうに思います。

宮地委員長 どうぞ。竹内委員。

竹内委員

浅川の利水につきまして、課題がどうかということは私は発言致しませんけれども、 私は部会でひとつ申し上げたのは、水源というか、水質の問題について、いろいろ産廃 施設があって、それについて将来的に飲みたくないというお話しについてですね、その 気持ちはよく分かりますし、長野市からは水質の調査を継続的にやっていくんだという お話しがございました。私がその時申し上げたのは、いわゆるもっと広い視点でものご と考える必要があるのではないか。ですから、長野市トータルとして、水道を水源、そ れぞれある訳ですけれども、その中には犀川、特に犀川の問題がある訳ですけれども、 それから河合新田の地下とか、いろいろなところある訳です。全部、戸隠水源も含めて、 ブレンドしている訳です、ブレンドをしてやっている。結局、それがブレンドして薄ま るから良いという論議ではなくて、結局、例えば、犀川から取ったものは、その上流に ダムがある訳ですよ。いくつも。例えば、その上はどこに行くかといえば、松本市の方 に行く訳ですよね。結局、その意味でいきますと、途中に産廃施設はいくらでもある。 同時に長野市のゴミ処理場の再生処分場もその上にあるんですよ。すぐ水源とっている ところですね。そのことは一切言わないで、そこだけ固執してものを言うというのは、 真の利水の在り方ということ、観点からしたら弱いんではないかと、というふうに私は 思います。ですから、もうちょっと広い観点でものごとを考えるべきではないかという ことをあえて申し上げました。

宮地委員長

長野市の利水の場合、 大町ダムからも引っ張っているんですが、あれあんまり利用

していないということでしたな。あんまり使っていない。どうぞ。

竹内委員

犀川です。それが犀川です。

宮地委員長

大町が犀川ですか。

竹内委員

大町ダムによって、水を確保しているということです。そういうことです。

宮地委員長

どうぞ、風間委員。

風間委員

大町ダムに貯水している量の内の180万m3でありますけれども、その内長野市で もっているのが113万m3、水の貯金がしてあると、そういうことなんです。これは 利水の面から考えれば、やはり、長野市とそれから砥川の場合、浅川と砥川の場合、浅 川ダム、或いは、下諏訪ダム、それぞれ考え方が根本的に違うのではないかと私は思う 訳です。やはり、岡谷の住民の皆様方からとってみれば、この有毒な水を使いになって いるという部分についての非常に切羽詰まった気持ちはおありになるでしょうし、しか しながら、長野市の場合はそういう毒素とかという問題ではなくて、いわゆる渇水期に おける、これだけのそれなりの中核都市になったという長野市の人口をどうやって支え ていくかという問題、これが実はある訳です。平成6年8月4日、一番最近の長野市が ダメージを受けた渇水期があった訳でありますけれども、この時に大町ダムの貯水量の 残として、いわゆる水の貯金としては、81万6千m3、8月4日の段階であった。こ れを日数に直しますと、8月30日までしか、実は貯金がない、つまり31日、9月過 ぎると貯金をすべて食い尽くしてしまう。それでは長野市の水はどうなるんだというこ とで取水制限ぎりぎりのところまで、判断せざるを得ないという時期があった訳です。 そこで長野市の方が危機を持ちまして、本来大町ダムの中で長野市がもっている113 万m3とは別に、高瀬広域がもっている67万m3がある訳ですけれども、高瀬広域の 方に22日分の権利の一時借用を要請している訳です。極めて緊迫したそういう意味で は渇水の危機があった。これは経験としてあったということがございます。従って、今 の長野市としては、このような形で、浅川ダムというものがもし、水の貯金箱として、 リスクの分散化として、今竹内委員の方からお話しがあった、長野市の主たる取水の場 所というは犀川、今の高瀬川のほうでありますけれども、犀川それからこの裾花川の夏 目浄水場でございますけれども、これが主な取水の場所であります。そこにプラスして 5 , 4 0 0m3の水の貯金箱をこの浅川に求めたいというのが、いわゆる危機管理とい う渇水期における危機管理という面での長野市の利水の考え方でありますから、その辺 もこれから答申をもしお作りになるということであれば、お汲み取り頂きたい、こう思 う訳です。

宮地委員長

長野市はそういうお考えでございますね。確かにそうおっしゃっておりました。それは否定致しませんが、浅川の、もうひとつ岡谷市は計画の、10,000m3/日、という中身はちょっと変わったんですね。だから、あれもどうして変わったのかはご説明も資料も出ておりましたけれども、そういうふうにいろいろ見直すことはこれからある

だろうと思うんです。実際コンサルタントにいろいろ依頼、調査なんか、揃って、これだけ水はいらないという感じの傾向が是多少なりともあった。それが今度の郷土沢とか、そういうところとは全然事情が変わっているように私は思いました。利水の方のね、コンサルタントの出したのが。そういうこともひとつ頭の中において、議論しなければいけないんだろうと思いますが。松本市は利水から完全に撤退しちゃった、大仏はですね。そういうこともございますけれども、それをやれとはいいませんけれども、岡谷の場合には特に地下の汚染対策とバッ気装置の話し、それでどれだけの水が賄えるかという話しも絡んでくると私は思っております。ですから、その辺は利水の方も、水道事業者としての市町村ばかりではなくて、実際のバッ気の話しももう少し真剣に考えて頂いた方が良いんではないかと私は思っておりますが。

宮澤委員

委員長のおっしゃっる通りだと思います。先程以来大熊委員がおっしゃられているように、大仏がなくなった。また、全国のダムが比較的、計画途中で止めている中で、何で長野県のこういうダムが残っているのかというと、やはり、利水問題があるから残っているんだと思うんですよ。全てのダムに利水が、残っているダムには必ず多かれ少なかれ、大仏は利水ななかったんですが、ここは全部入っています。ですので、この答申の中で利水の扱いというものは非常に私は大きいと、今委員長おっしゃられたように思っております。ですので、ここのところには明確に利水のそこら辺の検討も含めて反映して頂きたい、こんなふうに思うところでありますが。

宮地委員長

いかがでしょう。どうぞ。

松島(貞)委員

もう1回だけ、くどくなって恐縮ですが、補足みたいな説明させて頂きますが、新和田トンネルの取水の話で誤解のないようにということでありますが、利水ワーキンググループで困難だということで、私もそういう報告したんで、そういうことで理解をしてくれて、もう新和田トンネルの水は諦めてくれるというふうに思っておりましたが、再度上がってきたので可能性としては困難であるという報告したけれど可能性としては0ではないという意味でございますから、お願いをしたいと思います。

宮地委員長

ひとつ報告を書く時には、浜座長の頭の中にも入れておいて頂きたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。わかさぎの話しも先程でましたんですが、農業利水の話しということはこれはまたいろいろ複雑でございますね。私も具体的にどう考えていいか、農業利水にどれだけいるかという話しもいろいろ議論が分かれるところだと思いますが、やはり、利水の問題としては、それに対する見解を書く必要がある。これはダムを造るか造らんか別の問題もあるように、絡まっているように思いますので、両方で書きましたんですが、どうでしょうか。いかがでございましょう。ちょっと急ぎましたんですが、財政以下の2ページ目のところで、こういう区切りでよろしければ、また財政が今度からトップになる訳ですが、ここら辺からが本当に議論をしていない、まったく部会でも出ていない部分ではないかと思っておりますが、いろいろ部分的には費用対効果とかでました。環境問題もでましたですが、ここら辺の2ページ目のところの議論が全体的に見るのには、かなり大きいファクターになりそうな感じが私はしているんですが、ここで本日の議論はこれに対しては切った方がよろしいでしょうか。どうぞ、大熊委員。

大熊委員

もう切って頂いていいんですけど、ひとつだけ注文しておきたいんです。結局、財政で計算されて出てきた115億という浅川の金額ですけれども、116億ですかね。答えが一つというところがやはり、私気になるんですよ。護岸でもどういう護岸を選ぶかで単価全然違ってくる訳ですよね。見せて頂いたもので見ると、かなり単価か高いんですよね。ですから、いくつか、私は答えがあるだろうと思うんです。ですから、その辺、ひとつの答えだけで出されるのではなくて、やはり、いくつかこういう形にしたらいくらだ、そういうもので私は回答を頂きたいというふうに考えます。それは、それなら私なりにこれはこうですよというふうに逆に提案するという形になりますかね。

宮地委員長

お金の話しになりますと、実は、図面には、こういう工法でということも書いてあった訳でございます。ですから、それはひとつの案だろうと、私は今のところ思っておりますが、それが現実的にいろいろな工事をやる段階で、いろいろな見直しも有り得る、そういうふうには私は理解致しますけれども。

大熊委員

かなり金額は変わってくるものですから、護岸の単価をいくらにするかということで、 橋の問題は私大きいかなと思ったんですけれども、橋よりも護岸をどうするかでかなり 決定的に金額が変わってくるということで、やはり、その辺問題があるんではないかと、 やはり、ここも選択の問題がある訳ですよね、どういう護岸にするかという。

宮地委員長

私申し上げますのは、いろいろダム無し案の時の改修案は中身はどういうふうにするかということ、かなり議論した訳でございますので。

大熊委員

ただ、どういう護岸にするかというところまでは議論していないですね。

宮地委員長

一応、それに対して、県の方は審査をなさった、ですから、それを頭の中において頂いて、それが実際に動く時にどういう形になるか、それはまたいろいろあってなるべく、どなたでも高い方が良いと思っている訳ではないと思いますので、そうお願いしたいと私は思っております。そういう意味では、ダムだって率直にいくと、今まで通りあの予算でできるかという話しだってやはり、あるように思います。率直に申しますと、だから、いろいろな変動範囲はやはり、あるだろうと思っておりますが。

高田委員

私も何遍も言いますけれども、ダムの方はコスト、経費が上がる可能性が非常に高い、この護岸、私見せてもらった限り、こちらは安くなる可能性が高い。私も浅川は歩いて見てますけれども、今まで県の試作品的ないろいろな形態のがある訳です。緩勾配にする護岸というのは、建設省が親水性とか多自然とか、景観というのを考えて薦めているんですが、県として、あれだけいろいろな護岸造られて、どういうのが一番良いかという総括されたかどうか。1割勾配の場合はほとんど草が生えていませんし、2割勾配まであるんですが、そこは生えている時の草って、葛ばかりなんです。そういうことで、旨くいったかどうか。先程も大熊委員が言われたように、川の自然というのは水域の面

積を広く取った方が良いと思うんです。砥川の場合は私は、もうちょっと護岸立てた方が良いということで、総すかんを食ったみたいなんですが、ちょっと誤解が皆さんあったように思います。この件に関しては、1 1 5 . 9億よりも安くなるはずです。例えば、1割勾配と5分勾配でしたら、護岸の面積は3割くらい減るんですね。ですから、先程委員長言われたこの変動の範囲だけれども、護岸の方は河川改修の方が減る方向にあると、これは言えると思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

その話しを見直すのなら、もう一回、私先程も言いましたけれども、上流部の砂防ダム、これは流木が7.11の日の裾花川のところで先程申しました2、000m3の流木が出てきております。あのところもし仮にこの案では河川改修案のみでありますから、あのところ上流まで何にもなくて、ここの要するに流木が来た時の状況を考えますと、相当私は、状況的に危険だと思います。委員長の試算では砂防ダムはカットされておりますけれども、私は入れて算出する方が、本筋ではないかと、こんなふうに私は思います。

宮地委員長

それは浅川ですか。それは()付で入っているんですね。私、そこのところまでは書いておりません。それはこの間、私はむしろ県の方でお出しになった試算というのは、()付の部分があった。()の部分を私は書いておらん訳です。そうでございます。はい、どうぞ。

五十嵐委員

財政ワーキンググループはいくつも前提を言っているんですよね。ひとつは工法としてこの間示した図面で良いかどうか、単価についても既存の方法を使います、ということを言っているんです。それでは、以外のことを考えるといろいろバリエーションあることは分かっているんですけれども、是非浅川部会でまとめて欲しいんですよ。こういう場合で計算しろと、うちで計算させるのであればね。それをやらないでいろいろ言われてもどれを採用したらいいか、よく分からないんです。だから。

大能季昌

護岸の単価については今度私が言います。今のは高すぎます。 1 ㎡ 1 0 万円とか 2 0 万円というのは高すぎます。

宮地委員長

今度、どうぞ。

竹内委員

高すぎるとかも安いとか、そういう論議なんでしょうか。私はずっと疑問感じるんですけど、先程の環境の問題、後でやるからいいんですけど、要するに。

大熊委員

リーズナブルに多自然型工法の指針で積算すると 1 m³当たり高く見積もっても 6 5 , 0 0 0 円くらいなんですよ。ですから、ちょっと高すぎるなと言っているんです。

竹内委員

だから、それは価値観の問題であって、どういうものをどう造るのかということがあって初めて生まれてくるものではないですか。例えば、環境についても親水性についてのところでも。

大熊委員

巨石張りと書いてありましたから、巨石張りという前提で私も積算しています。です から、その辺がちょっと議論がある訳ですね。

宮地委員長

経費の問題は今度財政の話しで、どうぞ。

大口河川課長

単価について求められましたので提出したんですけど、その中で仮設、要は二重締め切りやなんかも含めての単価です。掘削も残土処理全て入っている単価ですと明示してあると思うんですけれども、そういう意味で、m²20万とかそういう単価になっているという理解をして頂ければ、有り難いんですが。

宮地委員長

そうですか、どうでしょう。その話し、今日、そこに実は入るまいと思っておるんで すが、この次の時までに両方で論理を整えておいて頂いて、今度、財政の話し以下をや りたいと思っておりますが、それで次回ですが、23日は皆さんにご予定をお願いして おります。但し、今度どういうふうに話しが進むかと申しますと、私と致しましては残 ったテーマについて議論をして頂いて、それを総合して、どういうふうな答申にいくか と、これは私は、Towards the Nagano model (「長野モデル」に向って)と書いたもの ですから、非常に特殊な言い方だとおとりなったかもしれません。要するに長野として 新しい考え方を何とか打ち出そうやと、そういうつもりでここに書いたんでございます。 そうご理解を頂きたい。特定のモデルを考えている訳ではない。それで、そこまで是非 今度の23日は行きたいと思っておりますが、そういう方向で議論して頂けますでしょ うか。但し23日が終わったら、今度はどういうふうに答申を具体的に考えるかという 話しになりますが、それについて23日では終わりませんので、その後のご予定をちょ っと伺っておきたいのですが、どんなふうでしょうか、以前にずっと前に5月いっぱい のご日程を出して頂いた時には5月30日というのは割に皆さんが空いている様子に なったんですが、あれから時間も経っているので、お差しつかえのある方があると思い ますが、いかがでしょうか。駄目。

大熊委員

大学の公務が入っておりますので。

宮地委員長

実はその前後部会も入っておりますしね、ちょっとどうにも動かないんですか。すると6月入ってもやむを得ませんね。むしろ会場の確保もございますので、だいたいの予定は決めておきたいんです。それで、今の6月、7月について、ご予定を出して頂いたのをみますと、今のところ比較的空いているのが6月7日なっております。5月23日の後でございますが、6月7日で前に出したご予定が変更の方、お出でになりませんか。

大熊委員

私は前から入学試験のある日で駄目です、推薦入学の。

宮地委員長

大熊委員と石坂委員がずっと駄目、高田委員がずっと駄目、宮澤委員がずっと駄目。10人ないし。そうですか、石坂委員はいいんですね。宮澤委員も。そうしますと、今のところ7日は大熊委員と高田委員と高水のグループが抜けるんですが、いいでしょうか。そこら辺に一応予定を入れて頂いていかがでしょう。そうすると12、13人は確保できると思いますが、どうでしょうか。

石坂委員

質問なんですけど、7日ということは私は OK なんですけれども、次回の23日とか7日にどのように議論を進めていくかという件に関しまして、お伺いしたいのですが、確か前回、起草委員ということで、各ワーキンググループの座長さんが、基本的にはなって頂くということで、その座長からの一定の、座長の個人のお考えでも良いんですけど、そういうものが取り纏めに当たって、どこかの段階で出るのかと、それについて私達も自由にご意見を申し上げることができるのかとそう思っていたのですけど、それは23日にでるのでしょうか。

宮地委員長

それがですね、実は前にお願いした時、私がちょっと曖昧な言い方をしたものですから、各ワーキングの方がお書き頂いた方もおりますし、お書き頂けない方も今のところあるんですが、書き方が非常にまちまちでございました。ですから、そのことについて再度私今日この会議が終わりましたら、ご相談をして、またこの間と同じことを申し上げなければいけませんが、議論していないところもある訳ですから、それを踏まえて、とにかくいろいろな答申に必要なことをまとめておいて欲しいというふうにお願いしようと思っております。現在の状況ではまた皆さんにそれをお見せする状況ではございません。私のところだけにおいてあります。あんまり掛かれた状況が違うものですから、並べる訳にはいかないと私判断しております。

石坂委員

調整をした段階でお示し頂けると。

宮地委員長

この次、23日に議論が行われます。一番後ろまで行きますね。そこで考えて書いて頂く。そこで答申の草案の方向に行けというなら、そのつもりで書いて頂いたものをまた皆さんにお示しする、そんなふうにしたいと思っておりますが、やはり、23日の議論の進め方に多分 depend (次第である)すると思っておりますが、できるだけそういうふうに纏まる方向へもっていきたいと思っております、よろしゅうございますでしょうか。

五十嵐委員

先程の藤原委員の意見と関わりまして、断層と調査の関係、概略ちょっと財政の頭も ありますので、ちょっと教えて下さい。

宮地委員長

断層の調査の話しはやるとしたらどのくらいの時間でどのくらいの金が掛かるかとい

う話しでしたね。それはご相談頂けましたでしょうか。はい、お願い致します。

幹事(浅川ダム建設事務所)

コンサル等に問い合わせしなければいけませんので、早急に致したいと思います。

宮地委員長

そうですか。はい、ありがとうございます。それではちょっとメインの議題を本日はここで打ち切りまして、その他のところに入ります。次回の議事予定については先程申し上げましたように5月23日、すいません、どうも。

青山幹事長

確認ですが、国土交通省のですね、次回に来て頂きたいという要請をして欲しいということで、これはまたどういう形でやるかにつきましては、委員長とご相談しますが、河川局長さんということでよろしいかどうか、もう1度確認して頂きたいと思いますけれども。

五十嵐委員

河川局長でお願いします。

青山幹事長

分かりました。

宮地委員長

お願いを致します。それで、今後の日程でございますが、先程申しました23日は場所はどこですか。

田中治水・利水検討室長

長野厚生年金会館でお願いしたいと思います。時間ですが、会場の都合で夕方4時までということで、ちょっと朝早いんですが、9時からお願いできればと思っております。

宮地委員長

4 時までしか使えない。少し早くしといた方が良いですね。前日からお泊り頂かなければいけないかもしれません。前回お泊り頂けるなら、どこかで打ち合わせの会を考えてもいいとも思っておりますですけれども、5月23日は9時から厚生年金会館、これをご承知おきを願います。今申し上げました6月7日でございますか、6月7日のこともご了解を頂まして、場所はどういうふうになりましょうか。

田中治水・利水検討室長これから手配します。

宮地委員長

お調べ頂いて、ご通知を頂きたい。9時か10時と思ってよろしゅうございますね。 それでは今のようなことでございます。まだ残っておりますのは、浅川、砥川の答申ま での日程というのがありまして、それは今申し上げました。それで、今ちょっと決めと いたほうがいいと思いますのは、今度新しく委員に入られました風間委員の部会の所属 をお願いをして、それでないと部会の方の角間川と駒沢でしたか、部会長決まりません ので、お願いしたいと思うのですが、風間委員、ご希望はどうでしょう。

風間委員 角間川の方で。

宮地委員長

そうですか。角間川に入りたいというご希望でございますので、そうお願いしてよろしゅうございますか。それでは恐れ入りますが、ちょっと時間残って、角間川の部会の委員とそれと駒沢ですか、駒沢の委員の方で部会長をお決め頂きたい。そうするとすぐ仕事には入れるんではないかと思いますので、ちょっとこの場でご相談頂けますか。それが終わったらこれで解散に致します。駒沢の方は宮澤、松岡、高橋、松島(信)、浜ということでございますね。高橋さんと、宮澤、松岡、藤原、松島(信)、浜委員もそうです。松島(信)さんです。宮澤さんの再度の登場か、松島(信)さん、藤原さんということになりますが、どうでしょう。角間は大熊さん、竹内さん、植木さん、石坂さん松島(貞)さん、植木さんが角間です。

(しばらく協議)

申し上げます。角間川の方は風間委員が部会長をやって頂く。駒沢の方は宮澤委員が部会長をやって頂く、こういうことでございます。風間さん、ワーキンググループというのがございまして、財政、森林、利水、基本高水それから地質があるんでございますが、何かでここなら入ろうと思うところは。

風間委員

森林を。

宮地委員長

森林ですか、森林のワーキンググループにお入りを頂く。よろしゅうございますね。 それでは以上で、そうしますと、部会長決まりましたので、公募の開始もできるだろう と思っておりますが、事務局の方でよろしく手続きをお願いしたい。そうしますと、私 の方の議題は。以上でこの委員会は終了致します。

先程もちょっと申し上げましたように、起草委員の方、ちょっとお残りを頂いて、いるいろなご相談をしてみたいと思いますので、そんなに時間は取らせないと思います。 控室の方にお願いしたいと思います。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名	印
署名委員氏名	ED